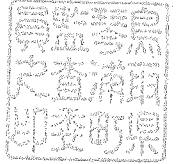


発 監 第 20 号  
平成 25 年 9 月 3 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴 浦 町 監 査 委 員 松 田 道 昭



同 大 田 友 義



平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの琴浦町の  
一般会計・特別会計及び基金運用状況等の決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、町長より提出された琴浦町各会計歳入歳出決算及びその他法令で定める証書類、並びに各基金の運用状況等を示す関係書類について審査した結果について別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成 24 年度琴浦町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

### 第 1 審査の概要

#### 1 審査の対象

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの決算

##### (1) 一般会計及び特別会計

- ① 一般会計歳入歳出決算
- ② 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ③ 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- ④ 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- ⑤ 下水道事業特別会計歳入歳出決算
- ⑥ 介護保険特別会計歳入歳出決算
- ⑦ 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- ⑧ 八橋財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑨ 浦安財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑩ 下郷財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑪ 上郷財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑫ 古布庄財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑬ 赤碕財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑭ 成美財産区特別会計歳入歳出決算
- ⑮ 安田財産区特別会計歳入歳出決算

##### (2) 付属書類（地方自治法施行令第 166 条第 2 項）

- ①歳入歳出決算事項別明細書
- ②実質収支に関する調書

### 2 審査の期間

平成 25 年 7 月 12 日から 10 日間余実施した。

### 3 審査の手続

この決算審査にあたっては、町長から提出された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び付属資料、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について慎重に審査を行った。審査にあたっては、関係諸帳簿及び証書類を突き合わせ精査すると共に関係書類の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した定期監査、例月現金出納検査の結果も勘案し慎重に審査を実施した。

### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その計数はそれぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果正確であり、不整などの点はないと認められた。

## 1 主要事業に関する財源確保と予算編成状況

平成 24 年度の琴浦町における一般会計当初予算は、総額 10,353,000 千円（前年度対比 4.4%453,000 千円増）でスタートし、11 回の補正予算を経て最終予算額は 11,516,677 千円（対前年度比 3.9%）となった。

これは主に浦安地区新保育施設建設事業に係わる園舎建設、周辺整備及び用地取得と国の経済対策補正予算事業「地域の元気臨時交付金」などによるものである。

- (2) 当該予算編成の位置づけは、前年度と同様、合併 10 年を迎える平成 26 までの将来の財政基盤を展望し、行政施策を的確に検証、評価し有効性と効率性を見極める段階的年度と位置づけ編成されたものと理解する。

現在の普通交付税の算定は、合併特例等に関する法律により、旧町単位（東伯・赤碕）別に算定されているが、これは 10 年間の限定であり、以降 5 年かけて琴浦町一本で算定されることになる。

この算定替えによる影響額は、平成 24 年度の交付実績による試算では 5 億 7,654 万 5 千円の減額となり、今後の財政に大きな影響を及ぼすことは必至である。この平成 27 年度以降の歳入減が町民の行政需要や将来を展望した町づくりの足枷とならぬよう的確な準備と対応が必要である。

- (3) 歳入面では地域経済の活性化による基幹税の町民税の増収を基盤に、税率の向上や滞納の根絶、歳出面では経常経費の削減などが定番的目標となるが、予算措置に反映させるため、実施事業の必要性、有効性、効率性を評価し、切り捨て事業や政策の見直し作業は一段と重要となる。
- (4) 実効的財源確保対策としては、合併特例債の財政的に有利な起債の採用、保有基金の有効活用としての国債購入による資金運用、また、繰上充用をくり返している住宅新築資金貸付事業に対し、将来負担増を避けるための 6,000 万円の繰出金（貸付）を計上する等、債務の軽減にも苦労の後が伺える予算編成であった。

### 主な 24 年度事業（事業費は最終予算額）

- ①新庁舎建設事業 継続費：平成 23 年～25 年まで 572,600 千円（平成 23 年度 506,760 千円、平成 24 年度 572,600 千円、平成 25 年度 292,040 千円）
- ②浦安地区新保育施設建設事業費 714,223 千円
- ③生活保護事業（平成 24 年度福祉事務所開設）228,787 千円
- ④町道新設改良事業 町道赤碕駅南線 外 7 路線 579,728 千円
- ⑤赤碕中学校プール改築事業 155,314 千円

### 特色ある事業としては

- ①雇用＝低迷する地域経済の活性化のための雇用の創出。
  - ◆雇用創出奨励補助金 12,000 千円 町民の雇用を促すため、新たに町民を正規雇用する企業に対し補助金を支給する。（20 万円／人）伊藤建設他 7 事業所 11 名
  - ◆住宅リフォーム助成事業 15,000 千円 町内の大工、左官などの受注を条件に住宅新築及びリフォーム助成を行い地域経済の活性化を図る。利用件数 295 件。平成 24 年 12 月まで実施
- ②地域＝琴浦町の活性化と安全な町づくり

◆まんが王国推進事業 1,494 千円 昨年夏に実施された「とっとりまんが王国」とのタイアップ事業を展開。琴浦町の名前をつかったアニメ「琴浦さん」とのタイアップにより町報に四コマ漫画を掲載。また、テレビアニメで琴浦町を紹介するなど全国発信した。

◆琴の浦高等特別支援学校の開校に向けた受け入れ環境整備事業 1,196 千円 平成25年4月に開校した琴の浦特別支援学校の開校がスムーズに実施できるよう地元住民との意見交換、視察などを実施。

◆津波ハザードマップ作成事業 2,000 千円 鳥取大学と連携し作成した津波到達波高を活用し津波ハザードマップを作成。全戸配布した。

### ③子育て＝子育て環境の充実

◆子育て支援助成金交付事業 12,000 千円 子育て支援の為に保育園・幼稚園児1人につき月額2千円の助成（琴浦商品券を活用）

◆学校教育環境充実事業 645 千円 子供達が意欲的に学校生活を送る事を目的としてアンケート（ＱＵ調査＜学級満足度調査＞）を実施し、学校内の様子を把握することで指導方法の充実などをはかる。

### 実施にあたっての財源確保

①起債＝合併特例債（充当率95％・交付税算入率70％）

東伯中央地区広域営農団地農道整備事業 3,000 千円

地方道路整備事業 136,700 千円

新庁舎建設事業 543,900 千円

ゴミ処理施設建設費負担事業 44,000 千円（鳥取中部ふるさと広域連合負担金）

浦安小学校環境整備事業 99,000 千円（浦安小学校屋根防水等修繕工事）

赤碕中学校プール改築事業 105,700 千円

浦安地区新保育施設建設事業 351,400 千円

赤碕文化センター駐車場造成事業 20,200 千円

②繰入金＝公共施設等建設基金繰入金115,000千円（新庁舎建設事業108,000千円、赤碕中学校プール建設事業7,000千円充当）地域雇用創出推進基金44,500千円（住宅リフォーム事業及び企業誘致活動費、雇用創出奨励補助金として充当）

以下、会計別（一般会計、特別会計）の執行状況について述べる。

- 【注記】1. 文中の金額は、原則として千円単位とし、千円未満は四捨五入とした。そのため、差額又は合計金額が異なる場合もある。
2. 比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。
3. 構成比率（％）は、合計が100となるよう一部調整した。

## 2 一般会計について

この会計は、町税、地方交付税、国・県支出金、起債などを主な財源とし、民生、教育、農業、工業、商業、人件費、公債費など行政の大部分を経理する中心的な会計である。

### （1）歳入

歳入総額は、調定額10,907,206千円に対し、収入済額は10,731,716千円、収入率は98.4％である。

尚、収入未済額は 172,892 千円で前年度対比 4,822 千円、2.8%の増加である。  
不納欠損額は 2,597 千円、前年度対比 26.9%増となっている。

| 区 分   | 予算現額<br>A      | 調定額<br>B       | 収入済額<br>C      | 不納欠損<br>額<br>D | 収入未済額<br>B－(C+D) | 執行率<br>C／<br>A | 収入率<br>C／<br>B |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 24 年度 | 11,971,408,813 | 10,907,205,709 | 10,731,716,056 | 2,597,209      | 172,892,444      | 89.6           | 98.4           |
| 23 年度 | 11,984,266,818 | 11,804,945,834 | 11,634,829,644 | 2,046,047      | 168,070,143      | 97.1           | 98.6           |
| 比 較   | △ 12,858,410   | △ 897,740,125  | △ 903,113,588  | 551,162        | 4,822,301        | △ 7.5          | △ 0.2          |

説明：調定＝歳入の内容、金額等を法令などに基づいて調査し、徴収の前段階として、収入金額を決定する行為。

- ① 町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税）は、調定額 1,909,558 千円に対し収入済額は 1,767,094 千円で収入率は 92.5% 不納欠損額は 2,597 千円、収入未済額 139,867 千円である。
- ② 地方譲与税（地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・地方道路譲与税）  
調定額 111,920 千円に対し収入済額は、収入率 100%。
- ③ 利子割交付金は、調定額 4,634 千円に対し、収入率 100%。
- ④ 配当割交付金は、調定額 2,448 千円に対し収入率 100%。
- ⑤ 株式等譲渡所得割交付金は、調定額 529 千円に対し収入率 100%。
- ⑥ 地方消費税交付金は、調定額 164,138 千円に対し、収入率は 100%。
- ⑦ ゴルフ場利用税交付金は、調定額 1,843 千円に対し収入率 100%。
- ⑧ 自動車取得税交付金は、調定額 26,956 千円に対し収入率 100%。
- ⑨ 交通安全対策特別交付金は、調定額 2,321 千円に対し収入率 100%。
- ⑩ 地方特例交付金は、調定額 4,277 千円、に対し収入率 100%。
- ⑪ 地方交付税は、調定額 4,283,718 千円に対し収入率 100%。
- ⑫ 分担金及び負担金は、調定額 132,116 千円に対し収入済額 122,514 千円、収入未済額 9,601 千円で収入率 92.7%である。この収入未済額 9,602 千円は、児童福祉負担金（保育料）の滞納によるものである。
- ⑬ 使用料及び手数料は、調定額 199,048 千円に対し、収入済額は収入率 88.8%の 176,741 千円で収入未済額 22,307 千円。内訳は住宅使用料 22,222 千円、幼稚園使用料 23 千円、土木手数料（屋外広告物掲出許可更新手数料）53 千円などの滞納である。
- ⑭ 国庫支出金は、調定額 1,070,929 千円に対し収入率 100%
- ⑮ 県支出金は、調定額 870,999 千円に対し収入率 100%
- ⑯ 財産収入は、調定額 26,922 千円に対し 96,922 千円、収入率 100% この財産収入は町有地の土地建物貸付収入（町営駐車場等）財産売払収入（赤碕診療所用地等）である。

一般会計歳入款別決算状況

(単位:千円 %)

| 款 別               | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 不 納<br>欠損額 | 収 入<br>未済額 | 収入率   |       |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|-------|
|                   |            |            |            |            |            | 対予算   | 対調定   |
| 1 町税              | 1,755,411  | 1,909,558  | 1,767,094  | 2,597      | 139,867    | 100.7 | 92.5  |
| 2 地方譲与税           | 111,921    | 111,920    | 111,920    |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 3 利子割交付金          | 5,278      | 4,634      | 4,634      |            | 0          | 87.8  | 100.0 |
| 4 配当割交付金          | 2,448      | 2,448      | 2,448      |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 5 株式等譲渡所得<br>割交付金 | 529        | 529        | 529        |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 6 地方消費税交付金        | 164,138    | 164,138    | 164,138    |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 7 ゴルフ場利用税<br>交付金  | 1,843      | 1,843      | 1,843      |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 8 自動車取得税<br>交付金   | 26,956     | 26,956     | 26,956     |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 9 交通安全対策特別<br>交付金 | 2,321      | 2,321      | 2,321      |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 10 地方特例交付金        | 4,277      | 4,277      | 4,277      |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 11 地方交付税          | 4,283,718  | 4,283,718  | 4,283,718  |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 12 分担金及び負担金       | 129,465    | 132,116    | 122,514    |            | 9,602      | 94.6  | 92.7  |
| 13 使用料及び手数料       | 176,678    | 199,048    | 176,741    |            | 22,307     | 100.0 | 88.8  |
| 14 国庫支出金          | 1,419,600  | 1,070,929  | 1,070,929  |            | 0          | 75.4  | 100.0 |
| 15 県支出金           | 968,881    | 870,999    | 870,999    |            | 0          | 89.9  | 100.0 |
| 16 財産収入           | 25,437     | 26,922     | 26,922     |            | 0          | 105.8 | 100.0 |
| 17 寄附金            | 3,671      | 4,972      | 4,972      |            | 0          | 135.4 | 100.0 |
| 18 繰入金            | 109,768    | 109,608    | 109,608    |            | 0          | 99.9  | 100.0 |
| 19 繰越金            | 299,820    | 299,821    | 299,821    |            | 0          | 100.0 | 100.0 |
| 20 諸収入            | 188,401    | 196,201    | 195,085    |            | 1,116      | 103.5 | 99.4  |
| 21 町債             | 2,290,848  | 1,484,248  | 1,484,248  |            | 0          | 64.8  | 100.0 |
| 合 計               | 11,971,409 | 10,907,206 | 10,731,717 | 2,597      | 172,892    | 89.6  | 98.4  |
| 前年度合計             | 11,984,266 | 11,804,945 | 11,634,829 | 2,046      | 168,070    | 97.1  | 98.6  |
| 増 減 額             | △ 12,857   | △ 897,739  | △ 903,112  | 551        | 4,822      | △ 7.5 | △ 0.2 |

⑰ 寄附金は、調定額 4,972 千円対し収入率 100%。(内容は、ふるさと未来夢基金 4,302 千円、図書購入寄付金 650 千円、高齢者福祉事業寄付金 20 千円)である。

⑱ 繰入金は、調定額 109,608 千円に対し 100%の収入率である。これは特別会計基金からの繰入金である。

⑲ 繰越金は、調定額 299,821 千円に対し収入率 100%であるが、内訳は、前年度繰越金 198,171 千円及び明許繰越金 101,649 千円によるもの。

一般会計収入未済額

(単位：千円)

| 款 別      | 平成 24 年度<br>収入未済額<br>A | 平成 23 年度<br>収入未済額<br>B | 増減額<br>A-B | 増減率    |
|----------|------------------------|------------------------|------------|--------|
| 町税       | 139,867,240            | 129,762,599            | 10,104,641 | 7.8    |
| 分担金及び負担金 | 9,601,340              | 9,106,748              | 494,592    | 5.4    |
| 使用料及び手数料 | 22,307,022             | 15,913,327             | 6,393,695  | 40.2   |
| 諸収入      | 1,116,842              | 1,473,744              | △ 356,902  | △ 24.2 |
| 合 計      | 172,892,444            | 156,256,418            | 16,636,026 | 10.6   |

⑩ 諸収入は、調定額 196,201 千円で収入率は 99.4%、収入未済額は 1,116 千円である。

内訳は、町税滞納による延滞金 4,018 千円、町預金利子 389 千円（歳計定期利息他）貸付金元利収入 71,853 千円（母子福祉資金貸付金元金収入、中小企業貸付金元金収入、奨学資金貸付金元利収入、地域総合整備貸付金元金収入、勤労者住宅建設資金貸付元利収入）などによるものである。

また、雑入は、調定額 108,428 千円、収入済額は 108,418 千円であり、収入未済額は 10 千円となっている。未済額は町営住宅修繕費の入居者負担分の未納によるものである。

受託事業収入として、調定額 11,514 千円、収入額 100%であるが、これは後期高齢者健康診査事業収入（後期高齢者医療広域連合より事務手数料等として）、きらりタウン整備受託事業収入（鳥取県住宅供給公社より）、農業支援事業受託事業収入（北栄町分）、埋蔵文化財発掘事業繰越明許収入（業務委託料として）である。

⑪ 町債は、1,484,248 千円を起こしている、その内訳は◆総務債としての臨時財政特例債 398,948 千円、◆農業水産業債 12,000 千円◆農林水産業債＜繰越明許＞16,400 千円◆土木債 90,800 千円内訳は、道路橋梁債 62,000 千円、住宅債 25,500 千円、自然災害防止債 3,300 千円◆土木債＜繰越明許＞4,200 千円、内訳は道路橋梁債 1,300 千円、自然災害防止事業債 2,900 千円◆合併特例債 842,300 千円◆合併特例債＜繰越明許＞49,700 千円、◆災害復旧事業債 1,800 千円（農業災害復旧事業債 1,800 千円）◆災害復旧債＜明許繰越＞53,200 千円◆民生債＜教育・福祉施設整備事業債＞14,900 千円

説明：予算現額＝当初予算、補正予算及び繰越予算の合計であり、その年度に執行するすべての事業の元となる予算の全体を指す。

## (2) 歳 出

歳出合計は、予算現額 11,971,409 千円に対し、支出済額は 10,473,013 千円、不用額 111,756 千円となり、執行率は 87.5%である。翌年度繰越額は 1,386,640 千円（繰越明許費 1,382,294 千円、継続通次繰越 4,347 千円）でその財源内訳は別表(8 ページ)のとおりである。執行率が前年度(94.6%)より低く 87.5%となったのは翌年度への繰越額が増大したためである。

尚、当該繰越額は地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告済みである。

## 一般会計翌年度繰越額の明細は次ページを参照

**説明：**翌年度に繰り越す場合の財源としては、収入済みの特定財源（既収入特定財源）や当該年度の一般財源のほか、当該年度に収入されていないが、翌年度に収入することが確実な特定財源も認められている。これが未収入特定財源である。

繰越額は、事業名別に明らかにされている。翌年度繰越額総額は 1,382,293 千円である。この財源の内訳は、既に収入されている特定財源 56 千円＋未収入特定財源 1,237,012 千円（国支出金 348,457 千円＋県支出金 98,556 千円＋地方債 779,700 千円、その他 10,299 千円）プラス繰越明許費の一般財源 145,225 千円である。

金額の 1,769,751 千円は当初予算額である。

尚、一般会計款別決算状況の繰越額 1,386,640 千円は、翌年度の明許繰越総額 1,382,294 千円に継続費の通次繰越額 4,347 千円をプラスした額である。通次繰越額とは、新庁舎建設事業に伴うもので設定年度の執行残額について最終年度まで通次繰越して執行するものである。（新庁舎の継続費最終年度 平成 25 年度）

**注：**特定財源＝財源の用途が特定されているものいう。分類されるものとしては国・県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、寄付金のうち用途が指定されているものである。



一般会計翌年度繰越事業の明細（平成24年度へ繰越された事業）

（単位：円）

| 款         | 事業名                             | 金額            | 翌年度<br>繰越額    | 左の財源内訳      |             |            |             |            |             |
|-----------|---------------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
|           |                                 |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |             | その他        |             |
|           |                                 |               |               |             | 国支出金        | 県支出金       | 地方債         |            |             |
| 2. 総務費    | 旧八幡幼稚園園舎除却事業                    | 5,000,000     | 5,000,000     |             |             |            |             |            | 5,000,000   |
|           | 伝送路移設事業                         | 3,727,500     | 3,727,500     |             |             |            |             | 3,167,514  | 559,986     |
|           | 伝送路修繕事業                         | 4,805,850     | 4,805,850     |             |             |            |             |            | 4,805,850   |
|           | 伝送路関連機器導入                       | 2,992,500     | 2,992,500     |             |             |            |             |            | 2,992,500   |
|           | 行政ネットワーク移設事業                    | 30,000,000    | 5,453,645     |             |             |            |             |            | 5,453,645   |
|           | 新庁舎建設備品購入事業                     | 30,000,000    | 21,478,844    |             |             |            |             |            | 21,478,844  |
|           | 道路維持管理事業                        | 25,390,000    | 25,390,000    |             | 20,312,000  |            |             |            | 5,078,000   |
|           | 町道等改良整備事業                       | 1,500,000     | 1,500,000     |             | 1,200,000   |            |             |            | 300,000     |
|           | 河川維持管理事業                        | 20,500,000    | 20,500,000    |             | 16,400,000  |            |             |            | 4,100,000   |
|           | 小公園管理事業                         | 3,000,000     | 3,000,000     |             | 2,400,000   |            |             |            | 600,000     |
| 3. 民生費    | 住宅管理事業                          | 15,600,000    | 15,600,000    |             | 12,480,000  |            |             |            | 3,120,000   |
|           | 小学校環境整備事業                       | 8,132,000     | 8,131,800     |             | 6,506,000   |            |             |            | 1,625,800   |
|           | 中学校環境整備事業                       | 19,961,000    | 19,960,500    |             | 15,969,000  |            |             |            | 3,991,500   |
|           | 琴浦でア－チエリ－推進事業                   | 5,000,000     | 5,000,000     |             | 4,000,000   |            |             |            | 1,000,000   |
|           | 総合公園管理事業                        | 19,111,000    | 19,111,000    |             | 15,289,000  |            |             |            | 3,822,000   |
|           | 勤労者体育センター管理運営事業                 | 21,313,000    | 21,313,000    |             | 11,444,000  |            |             |            | 9,869,000   |
|           | 赤碓文化センター駐車場整備事業                 | 20,850,000    | 20,850,000    |             |             |            | 19,800,000  |            | 1,050,000   |
|           | 浦安地区新保育施設建設事業                   | 714,223,000   | 613,093,000   |             |             | 45,199,000 | 553,600,000 |            | 14,294,000  |
|           | 県営畑地帯総合土地改良事業                   | 13,000,000    | 13,000,000    |             |             |            | 12,000,000  |            | 1,000,000   |
|           | 県営広域営農団地農道整備事業（橋梁耐震補強）          | 28,195,000    | 14,395,000    | 55,500      |             |            | 12,900,000  |            | 1,439,500   |
| 5. 農林水産業費 | 農業体質強化基盤整備促進事業                  | 46,800,000    | 44,679,000    |             |             | 30,200,300 | 3,600,000   | 5,542,900  | 5,335,800   |
|           | 県営ほ場整備幹線道路等事業費及び利子補給事業債務負担事業補助金 | 109,254,000   | 19,500,000    |             |             |            |             |            | 19,500,000  |
|           | 農産漁村活性化プロジェクト支援事業               | 56,700,000    | 56,700,000    |             | 56,700,000  |            |             |            | 0           |
|           | 森林整備促進事業                        | 32,826,000    | 22,560,000    |             |             | 22,560,000 |             |            | 0           |
|           | 土木総務事業                          | 13,210,000    | 9,000,000     |             |             |            | 7,100,000   | 1,535,000  | 365,000     |
|           | 道路維持管理事業                        | 3,500,000     | 3,500,000     |             |             |            |             |            | 3,500,000   |
|           | 町道等改良整備事業                       | 391,781,000   | 258,816,800   |             | 147,857,000 |            | 87,400,000  |            | 23,559,800  |
|           | 住宅管理事業                          | 400,000       | 263,500       |             |             |            |             |            | 263,500     |
|           | 浦安小学校屋上防水等修繕事業                  | 7,679,000     | 7,678,500     |             |             |            | 7,200,000   |            | 478,500     |
|           | 浦安小学校大規模改修事業                    | 113,700,000   | 113,700,000   |             | 37,900,000  |            | 75,800,000  |            | 0           |
| 9. 教育費    | 成美小学校給食車出入口舗装改修事業               | 321,000       | 319,200       |             |             |            |             |            | 319,200     |
|           | 現年発生農業用施設災害復旧事業                 | 1,279,000     | 1,274,000     |             |             | 597,000    | 300,000     | 54,000     | 323,000     |
| 10. 災害復旧費 |                                 |               |               |             |             |            |             |            |             |
| 合 計       |                                 | 1,769,750,850 | 1,382,293,639 | 55,500      | 348,457,000 | 98,556,300 | 779,700,000 | 10,299,414 | 145,225,425 |

一般会計継続費翌年度繰越事業の明細

(単位：円)

| 款      | 事業名     | 金額          | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |         |           |     |     |         | 一般財源 |
|--------|---------|-------------|------------|-------------|---------|-----------|-----|-----|---------|------|
|        |         |             |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |           |     | その他 |         |      |
|        |         |             |            |             | 国支出金    | 県支出金      | 地方債 |     |         |      |
| 2. 総務費 | 新庁舎建設事業 | 584,273,950 | 4,346,750  |             |         | 4,000,000 |     |     | 346,750 |      |
| 合 計    |         | 584,273,950 | 4,346,750  | 0           | 0       | 4,000,000 | 0   | 0   | 346,750 |      |

一般会計歳出款別決算状況

(単位:円、%)

| 款 別      | 予算現額 A         | 支出済額 B         | 翌年度繰越額        | 不用額          | 執行率 B/A |
|----------|----------------|----------------|---------------|--------------|---------|
| 1 議会費    | 120,810,000    | 120,317,612    | 0             | 492,388      | 99.6    |
| 2 総務費    | 2,123,567,350  | 1,920,624,995  | 187,311,389   | 15,630,966   | 90.4    |
| 3 民生費    | 3,704,502,000  | 3,059,663,270  | 633,943,000   | 10,895,730   | 82.6    |
| 4 衛生費    | 491,695,000    | 488,641,960    | 0             | 3,053,040    | 99.4    |
| 5 農林水産業費 | 1,036,494,236  | 859,707,992    | 170,834,000   | 5,952,244    | 82.9    |
| 6 商工費    | 234,883,000    | 231,150,628    | 0             | 3,732,372    | 98.4    |
| 7 土木費    | 1,177,438,227  | 904,532,929    | 271,580,300   | 1,324,998    | 76.8    |
| 8 消防費    | 291,525,000    | 289,983,315    | 0             | 1,541,685    | 99.5    |
| 9 教育費    | 981,285,000    | 850,025,019    | 121,697,700   | 9,562,281    | 86.6    |
| 10 災害復旧費 | 299,300,000    | 267,556,801    | 1,274,000     | 30,469,199   | 89.4    |
| 11 公債費   | 1,463,802,000  | 1,463,739,047  | 0             | 62,953       | 99.9    |
| 12 諸支出金  | 17,110,000     | 17,069,293     | 0             | 40,707       | 99.8    |
| 13 予備費   | 28,997,000     | 0              | 0             | 28,997,000   | 0.0     |
| 歳出合計     | 11,971,408,813 | 10,473,012,861 | 1,386,640,389 | 111,755,563  | 87.5    |
| 前年度合計    | 11,984,266,818 | 11,335,009,023 | 454,731,813   | 194,525,982  | 94.6    |
| 増減額      | △ 12,858,005   | △ 861,996,162  | 931,908,576   | △ 82,770,419 | —       |

- ① 議会費は、予算現額に対し支出済額は 120,318 千円、不用額 492 千円で執行率 99.6%である。
- ② 総務費は、予算現額に対し支出済額は 1,920,625 千円。翌年度の繰越額 187,311 千円（繰越明許費 182,964 千円、継続費通次繰越費 4,347 千円）となっている。不用額は 15,631 千円で執行率 90.4%である。
- ③ 民生費は、予算現額 3,704,502 千円に対し支出済額 3,059,663 千円、翌年度繰越額 633,943 千円（隣保館運営費 20,850 千円＜工事請費 15,758 千円、公有財産購入費 5,092 千円＞保育所運営費 613,093 千円＜委託料 12,300 千円、使用料及び賃貸料（浦安新保育施設建設に伴う工事用道路用地賃借料）793 千円、工事請負費（浦安新保育施設建設工事費）600,000 円＞）、不要額 10,896 千円、執行率は 82.6%である。
- ④ 衛生費は予算現額 491,695 千円に対し支出済額 488,642 千円、不用額は 3,053 千円、執行率 99.4%である。
- ⑤ 農林水産業費は、予算現額 1,036,494 千円に対し支出済額は 859,708 千円、翌年度繰越 170,834 千円（農業費 148,274 千円＜農業振興費としての負担金等 56,700 千円＞＜農地費としての工事請負費（農業体質強化基盤整備促進事業工事として）43,979 千円＞＜委託料 700 千円＞＜負担金補助、交付金

(東伯地区土地改良事業補助金他) 46,895 千円 > 林業費 22,560 千円 < 林業振興費としての負担金補助金、交付金 >) 不用額は 5,952 千円、執行率 82.9%である。

- ⑥ **商工費**は、予算現額 234,883 千円に対し支出済額は 231,151 千円、不用額は 3,732 千円、執行率 98.4%である。
- ⑦ **土木費**は、予算現額 1,177,438 千円に対し支出済額は 904,533 千円、翌年度繰越額の 271,580 千円は、土木総務費の負担金、補助金 9,000 千円、道路維持費に係わる工事請負費公有財産購入費など 3,500 千円、道路新設改良費 258,817 千円等によるものである。不用額は 1,325 千円で、執行率は 76.8%である。
- ⑧ **消防費**は、予算現額 291,525 千円に対し、支出済額は 289,983 千円、不用額は 1,542 千円、執行率は 99.5%である。
- ⑨ **教育費**は、予算現額 981,285 千円に対し支出済額は 850,025 千円、執行率 86.6%、翌年度繰越額の 121,698 千円は浦安小学校の大規模改修工事等に要する委託料 14,419 千円、工事請負費 106,959 千円等である。
- ⑩ **災害復旧費**は予算現額 299,300 千円に対し、支出済額は 267,557 千円、翌年度繰越額は 1,274 千円で、野井倉地域における現年発生農業用施設災害復旧事業による工事請負費である。不用額は 30,469 千円で執行率は 89.4%である。
- ⑪ **公債費**は、予算現額 1,463,802 千円に対し、支出済額 1,463,739 千円、不用額は 63 千円である。執行率は 99.9%。
- ⑫ **諸支出金**は、予算現額 17,110 千円に対し、支出済額 17,069 千円であるが、これは交付額確定に伴う国県補助金返納金である。不用額は 41 千円、執行率は 99.8%である。
- ⑬ **予備費**は予算現額 28,997 千円に対し支出はゼロ、従って不要額は 28,997 千円で執行率ゼロである。

結果、一般会計実質収支は、歳入総額 10,731,716 千円、歳出済額 10,473,013 千円で歳入歳出差引額は 258,703 千円となる。翌年度繰越総額は計 145,628 千円 (一般財源 145,225 千円、+既収入特定財源 56 千円、+継続費通次繰越額 4,347 千円の内、4,000 千円は未収入特定財源 {地方債} でありこれを除いた一般財源部分の 347 千円) であるから実質収支額 113,076 千円となる。

### 3 特別会計について

特別会計は、特定の事業を行うため特定の歳入をもって特定の歳出に充てるためのもので、国民健康保険特別会計等 14 会計を設置してその経理の明確化を図っている。

| 会計名      | 歳入決算額         | 歳出決算額         | 差引額         | 翌年度へ繰り越すべき財源 | 実質収支       |
|----------|---------------|---------------|-------------|--------------|------------|
| 国民健康保険   | 2,414,802,346 | 2,354,168,257 | 60,634,089  | 0            | 60,634,089 |
| 住宅新築資金   | 75,882,447    | 71,441,786    | 4,440,661   | 0            | 4,440,661  |
| 農業集落排水事業 | 259,379,403   | 257,749,130   | 1,630,273   | 0            | 1,630,273  |
| 下水道事業    | 861,743,546   | 846,598,746   | 15,144,800  | 6,980,000    | 8,164,800  |
| 介護保険     | 2,237,226,319 | 2,225,110,690 | 12,115,629  | 0            | 12,115,629 |
| 後期高齢者    | 189,344,580   | 188,738,680   | 605,900     | 0            | 605,900    |
| 八橋財産区    | 22,847        | 0             | 22,847      | 0            | 22,847     |
| 浦安財産区    | 10,941        | 0             | 10,941      | 0            | 10,941     |
| 下郷財産区    | 180           | 0             | 180         | 0            | 180        |
| 上郷財産区    | 0             | 0             | 0           | 0            | 0          |
| 古布庄財産区   | 376           | 0             | 376         | 0            | 376        |
| 赤碕財産区    | 21,581,121    | 929,000       | 20,652,121  | 0            | 20,652,121 |
| 成美財産区    | 2,911,535     | 193,000       | 2,718,535   | 0            | 2,718,535  |
| 安田財産区    | 10,694,218    | 1,436,209     | 9,258,009   | 0            | 9,258,009  |
| 合計       | 6,073,599,859 | 5,946,365,498 | 127,234,361 | 6,980,000    | 95,508,170 |
| 前年度      | 6,050,945,361 | 5,944,720,191 | 106,225,170 | 10,717,000   | 95,508,170 |
| 増減額      | 22,654,498    | 1,645,307     | 21,009,191  | △ 3,737,000  | 0          |

(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）

① 歳入

歳入決算状況

単位：千円

| 予算現額<br>A     | 調定額<br>B      | 収入済額<br>C     | 不納欠損額<br>D | 収入未済額<br>B - (C + D) | 収入率   |      |
|---------------|---------------|---------------|------------|----------------------|-------|------|
|               |               |               |            |                      | 対予算   | 対調定  |
| 2,372,241,000 | 2,536,065,020 | 2,414,802,346 | 1,224,633  | 120,038,041          | 101.8 | 95.2 |

歳入合計額は、調定額 2,536,065 千円に対し、収入済額は 2,414,802 千円で収入率は 95.2%である。不納欠損額 1,225 千円を出し、収入未済額は 120,038 千円である。

歳入の内訳は

- ◆国民健康保険税 467,523 千円（一般被保険者 424,750 千円、退職被保険者 42,774 千円）。
- ◆国庫支出金 517,408 千円（国庫負担金 391,419 千円、国庫補助金 125,989 千円）。
- ◆療養給付費交付金 196,844 千円。
- ◆前期高齢者交付金 596,548 千円。
- ◆県支出金 110,413 千円（県負担金 14,119 千円、県補助金＝財政調整交付金 96,294 千円）。
- ◆共同事業交付金 263,894 千円。
- ◆財産収入（利息）450 円。
- ◆一般会計からの繰入金 165,503 千円。
- ◆諸収入 12,383 千円（滞納に伴い生じた一般被保険者延滞金 4,510 千円、雑入 7,873 千円＜一般被保険者分第三者納付金 4,536 千円、退職被保険者分第3者納付金 881 千円、返納金 215 千円、雑入 2,241 千円＞）。
- ◆繰越金 84,287 千円である。

※「収入未済額」120,038 千円の内訳は、国民健康保険税の一般被保険者の現年課税分 24,746 千円、滞納繰越分 92,953 千円及び退職被保険者の現年課税分 491 千円、及び滞納繰越分の 1,849 千円である。

※「不納欠損額」は 1,225 千円であるが、これは、一般被保険者の滞納繰越分である。

② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 執行率  |
|---------------|---------------|--------|------------|------|
| 2,372,241,000 | 2,354,168,257 | 0      | 18,072,743 | 99.2 |

歳出の合計は予算現額 2,372,241 千円に対し、支出済額は 2,354,168 千円、不用

額は 18,073 千円で、執行率は 99.2%である。

支出済額の主なものは

- ◆「総務費」の 25,688 千円、内訳は、一般管理費＜給料、職員手当等、賃金、共済費、委託料＞等の 24,326 千円、広域連合会負担金 1,303 千円及び運営協議会費 54 千円などである。
- ◆「保険給付費」で 1,602,098 千円、この内訳は、療養諸費 1,414,857 千円、高額療養費 180,690 千円、出産育児諸費 5,460 千円、葬祭諸費 760 千円、高額介護合算療養費 331 千円である。
- ◆「後期高齢者支援金等」273,043 千円。
- ◆「前期高齢者納付金等」274 千円。
- ◆「老人保健拠出金」として 17 千円（当該保険制度の廃止に伴う事務処理費）。
- ◆「介護納付金」120,983 千円。
- ◆「共同事業拠出金」282,132 千円（高額医療費共同事業拠出金 44,508 千円、保険財政共同安定化拠出金 237,624 千円）。
- ◆「保健事業費」14,079 千円（保険事業推進費 11,136 千円＜国民健康保険団体連合会に対する委託料等 10,904 千円他＞、人間ドック事業 2,943 千円）。
- ◆「諸支出金」35,854 千円（社保加入等による保険税過年度分還付金 921 千円、実績報告により生じた国庫支出金返納金 34,933 千円）である。
- ◆「基金積立金」450 円（財政調整基金積立金へ）。

結果、実質収支は、歳入総額 2,414,802 千円、歳出総額 2,354,168 千円となり、収支差引額（実質収支額）は 60,634 千円となっている。

#### 説明：国民健康保険事業に関する用語

- ・「一般被保険者」＝健康保険等の被保険者。生活保護を受けている者以外が対象平成 24 年度末現在 5,124 人
- ・「退職被保険者」＝会社等を退職し年金を受けられる 65 歳未満の者とその被扶養者が対象平成 24 年度末現在 371 人（65 才からは一般被保険者となる）
- ・「保険給付費」＝疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う。
- ・「財政調整交付金」＝被保険者の保険税負担能力には、市町村間で格差がある。定率の国庫負担のみでは解消できない財政力の不均衡を調整するためのもの。
- ・「療養給付費等負担金」＝国が市町村に対して負担するもので、療養の給付に要する費用、後期高齢者医療費支援金、介護納付金等に要する費用について国の定率の負担を受ける。（100 分の 34 に相当する額＜算定政令第 2 条＞）
- ・「被保険者資格証明書」＝保険税を納付期限から 1 年を経過するまで納付されなかった場合（1 年を経過しない場合でも、誠意のないものなどには適用～特別の事情のあるものは除く）に、資格証明書を交付する。ただし、15 歳を迎える 3 月末までの者には 6 ヶ月の短期証を交付する。（当該者が医療機関を利用の場合は窓口において一旦は全額支払うことになるが、所定（領収書を提示）の手続きにより保険者負担分が返金される。（平成 24 年度交付件数はゼロ）
- ・「短期被保険者証」＝保険税を 1 年間全く又は、ほとんど納付のない滞納者に交付する。分納誓約をして、毎月納付後に 1 ヶ月の保険証を交付する。（平成 24 年 3 月末の交付は 82 世帯）

- ・「被保険者返納金」＝被用者保険加入者が国保で受診した医療費。被用者保険証ができるまでに期間がかかるので、その間に医療機関を受診した場合に発生する。
- ・「介護納付金」＝介護給付費に対する２号被保険者（４０歳～６４歳）の納付金。（１号は６５歳以上）
- ・「保健事業費」＝特定検診、保健指導事業など国保加入者の健康増進を目的として行うもの。
- ・「高額医療費共同事業交付金」＝一般被保険者分のレセプト１件あたり８０万円以上の医療費に関して費用負担を国保連合会が調整する。（平成２４年度は８０万円以上が２４３件であり７９,９６４千円の交付を受けた）
- ・「保険財政共同安定化事業交付金」＝保険財政安定化を目的に市町村からの拠出金を財源に、レセプト１件３０万円以上の医療費に関して費用負担を国保連合会が調整するもの。（平成２４年度は１,１２７件、３２０,８８０千円の交付）
- ・「高額医療共同事業拠出金」＝交付金に同じ。（５９／１００を拠出）
- ・「保険財政共同安定化事業拠出金」＝５９／１００を拠出する。
- ・「前期高齢者納付金」＝前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整のためのもの。前期高齢者加入率が、全国平均保険者の加入率より低い場合に納付金となる。（当町の平成２４年度の加入率は約０.３５％であった。全保険者平均加入率は概算で約０.１２９％であったため納付金は３５６千円となった）
- ・「前期高齢者交付金」＝６５歳～７４歳までの前期高齢者の国保、被用者保険の偏在による保険者間の医療費負担の不均衡を是正。加入割合が高い保険者に交付される。
- ・「後期高齢者支援金」＝後期高齢者医療へ各保険者が拠出する。例えば、国民健康保険税の中から定められた所得割、均等割などによって算出した額を支援している。
- ・「人間ドック事業」＝琴浦町国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で各種条件に該当する者を対象に、受診費用の一部助成を行う。単町事業。平成２４年度は１０８人が利用。
- ・「出産育児諸費」＝被保険者が出産したとき、出産育児一時金として４２万円が支給される。平成２４年度は１３人が対象。
- ・「葬祭諸費」＝被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に葬祭費が支給される（琴浦町では２万円）。平成２４年度は３８人が対象。

## （２）住宅新築資金等貸付事業特別会計

### ① 歳入

#### 歳入決算状況

| 予算現額<br>A   | 調定額<br>B    | 収入済額<br>C  | 不納欠損額<br>D | 収入未済額<br>B－（C＋D） | 収入率  |      |
|-------------|-------------|------------|------------|------------------|------|------|
|             |             |            |            |                  | 対予算  | 対調定  |
| 133,210,000 | 245,988,154 | 75,882,447 | 0          | 170,105,707      | 57.0 | 30.8 |

歳入合計は、調定額 245,988 千円に対し、収入済額は 75,882 千円で収入率は 30.8％である。



収入の主なものは

- ◆県補助金（住宅新築資金等貸付事業費補助金）の 574 千円。
- ◆諸収入 15,308 千円（貸付金元利収入＜新築資金 10,405 千円、住宅改修資金 667 千円、宅地取得資金 4,237 千円＞）
- ◆一般会計からの繰入金 60,000 千円

※収入未済額は 170,106 千円で内訳は、（住宅新築資金貸付で過年度滞納分 98,238 千円、新たな滞納となる現年度分で 3,197 千円である。住宅改修分で過年度分 12,737 千円、宅地取得分では過年度分が 54,060 千円、新たな滞納が 1,874 千円）となっている。

## ② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額        | 支出済額       | 翌年度繰越額 | 不用額        | 執行率  |
|-------------|------------|--------|------------|------|
| 133,210,000 | 71,441,786 | 0      | 61,768,214 | 53.6 |

予算現額 133,210 千円に対し支出済額は 71,442 千円で執行率 53.6%であり、不用額は 61,768 千円である。

支出済の内訳を見ると、◆貸付事業費で 767 千円。◆公債費（償還金元利）13,707 千円。◆繰上充用金 56,968 千円等である。

結果、実質収支額は歳入総額が 75,882 千円、歳出総額が 71,442 千円で、歳入歳出差引額（実質収支額）は 4,441 千円の黒字となっている。

昨年度は 56,968 千円の赤字（繰上充用で補填）であったが、24 年度は 4,441 千円の黒字である

これは一般会計からの繰入金 60,000 千円の歳入によるものである。

## 注：住宅新築資金等償還計画

1. 住宅新築資金貸付等の事業は、部落差別撤廃の重要な手段の一つとして施行されたものである。この制度は、国の補助金四分の一と、四分の三は郵政簡保資金借入れにより財源を確保し、自治体として希望者個人に貸付け、その償還期間は 25 年間とする仕組みである。利率については借入れの事業年度により変動している。金融機関（簡保）からの町の起債利率が 5.5% で、個人への貸付利息は 2.8% の場合、差の 2.7% の利子補給を行っているものである。具体的に貸付事業が始まったのが昭和 44 年である。当事業は平成 8 年で打ち切りとなっている。

琴浦町での貸付合計は 2,729,394 千円（新築 286 件 1,589,220 千円、改修 322 件 484,274 千円、宅地 242 件 655,900 千円）である。この貸付の財源は、起債約 2,047,000 千円及び、国の補助金四分の一によるものである。

このうち平成 24 年度までの貸付金の返済済額は 3,129,067 千円（元金 2,536,836 千円、利子 592,231 千円＜不納欠損額 31,266 千円【国の補助金 23,448 千円】は返済済額に含まれている＞

2. 今後の課題は、貸付金元利収入現年分 54,678 千円（元金 48,784 千円利子 5,894 千円）及び滞納額 170,106 千円（延べ 93 件）（元金 143,773 千円、利子 26,332 千円）の合計 224,783 千円の徴収が今後の課題である。また、一般会計からの繰入

金 60,000 千円については、年々の繰越金（徴収額）からの返済が必要である。

3. 償還計画によると、事業開始から貸付財源としてきた起債（発行総額約 2,047,000 千円）の平成 24 年度末の金融機関への未償還残額 53,880 千円（利子を含む）は平成 33 年度に完済。繰入金の 60,000 千円は平成 42 年度に完済する計画である。

この未償還額に充てる歳入（財源）は、貸付金元利収入 224,783 千円などである。

この歳入は、平成 33 年で金融機関に対する町行政の起債償還が完済となれば、平成 34 年度以降の歳入は全て琴浦町への歳入となる。

※金融機関への起債の償還は、借受期間である琴浦町の責任であり、借受け個人の滞納とは無関係に償還しなければならない。町が借受けた起債の残額 53,880 千円は、平成 33 年度に完済する計画である。

最大の課題は、現にある滞納額 170,106 千円と新たに発生するであろう滞納金の回収にある。

※借受けた個人には、国庫補助金四分の一も償還対象であるから借受けた個人への助成とはならない。しかし、借受け財源となった起債は利息が発生するが、同じ財源でも国庫補助金は無利子であること、国庫補助金は国庫への返納はせず町の収入となるが、これは利子軽減策とし利率 2.7%の町負担の助成措置として国庫補助金があるものと理解できる。

### （３）農業集落排水事業特別会計

#### ① 歳 入

##### 歳入決算状況

| 予算現額<br>A   | 調定額<br>B    | 収入済額<br>C   | 不納欠損額<br>D | 収入未済額<br>B - (C + D) | 収入率   |      |
|-------------|-------------|-------------|------------|----------------------|-------|------|
|             |             |             |            |                      | 対予算   | 対調定  |
| 258,365,000 | 265,892,169 | 259,379,403 | 0          | 6,512,766            | 100.4 | 97.6 |

歳入合計は、調定額 265,892 千円に対し収入済額は 259,379 千円、収入未済額 6,513 千円を出し、収入率 97.6%である。

主な内訳は、

◆農業費分担金（農業集落排水事業 受益者分担金）の 1,161 千円。

◆農業集落排水処理施設使用料 43,974 千円。

◆一般会計からの繰入金 211,359 千円。

◆繰越金 2,885 千円。

※収入未済額 6,513 千円の内訳は、農業費分担金（農業集落排水事業の建設費の一部を受益者が負担する）で 12 人分の 2,522 千円、農集排水処理施設使用料（40 人）3,991 千円

#### ② 歳出

##### 歳出決算状況

| 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額     | 執行率  |
|-------------|-------------|--------|---------|------|
| 258,365,000 | 257,749,130 | 0      | 615,870 | 99.8 |

歳出合計は、予算現額 258,365 千円に対し支出済額は 257,749 千円、不用額 616 千円を出し、執行率は 99.8%である。

主な支出は

◆施設整備事業費（処理場並びにマンホールポンプ、マンホールの保守及び維持管理費 42,395 千円。）

◆ 公債費 215,354 千円（元金 149,734 千円、利子 65,620 千円）

結果、実質収支は歳入総額 259,379 千円、歳出総額 257,749 千円、歳入歳出差引額 1,630 千円となり、実質収支額も 1,630 千円となっている。

#### （４）下水道事業特別会計

##### ① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額<br>A   | 調定額<br>B    | 収入済額<br>C   | 不納欠損額<br>D | 収入未済額<br>B-(C+D) | 収入率  |      |
|-------------|-------------|-------------|------------|------------------|------|------|
|             |             |             |            |                  | 対予算  | 対調定  |
| 981,092,000 | 900,215,011 | 861,743,546 | 0          | 38,471,465       | 87.8 | 95.7 |

歳入合計は、調定額 900,215 千円に対し収入済額は 861,744 千円、収入未済額は 38,471 千円、収入率は 95.7%である。

歳入の主な内訳は

◆下水道費負担金（受益者負担金）の 53,282 千円。

◆下水道使用料 128,845 千円（手数料 15 千円＜排水設備指定工事店申請手数料＞を含む）。

◆国庫補助金 161,030 千円（下水道費補助金 139,780 千円、明許繰越 21,250 千円）。

◆一般会計から繰入れた 300,730 千円。

◆繰越金 20,420 千円（前年度繰越金 17,320 千円、明許繰越 3,100 千円）

◆諸収入 237 千円（消費税還付金による雑入）。

◆町債 197,200 千円（公共下水道事業債 164,500 千円、及び事業債の明許繰越 32,700 円）。

※収入未済額 38,471 千円の内訳は、下水道費負担金（下水道の整備による受益者が建設費の一部を負担）の 30,250 千円（172 人分）及び下水道使用料 121 人分 8,221 千円である。

##### ② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額      | 不用額       | 執行率  |
|-------------|-------------|-------------|-----------|------|
| 981,092,000 | 846,598,746 | 132,700,000 | 1,793,254 | 86.3 |

歳出合計は、予算現額 981,092 千円で支出済額は 846,599 千円、不要額 1,793 千円、翌年度への明許繰越 132,700 千円、執行率 86.3%である。翌年度繰越明許費は下水道整備費に係る工期延長に伴う事業費である。

主な支出は

- ◆下水道整備費 419,758 千円。
- ◆下水道整備費明許繰越分 56,981 千円。
- ◆下水道維持管理費 64,965 千円。
- ◆公債費 304,894 千円（元金 186,649 千円と利子 118,245 千円）。

結果、歳入総額は 861,744 千円、歳出総額は 846,599 千円、歳入歳出差引額は 15,145 千円となり、翌年度繰越明許額が 6,980 千円で、実質収支額は 8,165 千円となっている。

#### （５）介護保険特別会計

##### ① 歳 入

歳入決算状況

| 予算現額<br>A     | 調定額<br>B      | 収入済額<br>C     | 不納欠損額<br>D | 収入未済額<br>B-（C+D） | 収入率  |      |
|---------------|---------------|---------------|------------|------------------|------|------|
|               |               |               |            |                  | 対予算  | 対調定  |
| 2,249,019,000 | 2,248,401,562 | 2,237,226,319 | 298,400    | 10,876,843       | 99.5 | 99.5 |

歳入合計は、調定額 2,248,402 千円に対し収入済額は 2,237,226 千円で収入未済額 10,877 千円、不納欠損額 298 千円を出し収入率は 99.5%である。

主な内訳は

- ◆介護保険料 381,440 千円（現年度分特別徴収 354,931 千円、現年度分普通徴収 24,712 千円、滞納繰越分 1,796 千円）。
- ◆国庫支出金 568,615 千円（国庫負担金 388,073 千円、国庫補助金 180,541 千円）
- ◆支払基金交付金 611,042 千円。
- ◆県支出金 306,439 千円（県負担金＜介護給付費負担金＞296,148 千円、県補助金＜地域支援事業交付金等＞10,291 千円）。
- ◆財産収入 3 千円（利子）。
- ◆繰入金 346,074 千円（一般会計繰入金 303,904 千円、財政安定化基金繰入金 42,170 千円）。
- ◆繰越金 21,214 千円。
- ◆諸収入 2,400 千円は、延滞金 120 千円、雑入 2,280 千円（介護予防事業利用料等）による。

※収入未済額 10,877 千円は、（第 1 号被保険者の保険料である。現年度分が 2,821 千円、滞納繰越分が 8,055 千円によるものである。

※不納欠損の 298 千円は、介護保険法第 200 条による時効消滅（2 年間）によるものである。

## ② 歳 出 歳出決算状況

| 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 執行率  |
|---------------|---------------|--------|------------|------|
| 2,249,019,000 | 2,225,110,690 | 0      | 23,908,310 | 98.9 |

歳出合計は、予算現額 2,249,019 千円に対し支出済額は 2,225,111 千円、不用額は 23,908 千円、執行率 98.9%である。

歳出の主な内訳は

◆総務費として 69,108 千円（総務管理費 62,392 千円＜給与、役務費、職員手当等 21,246 千円＞＜委託料繰越明許での一般管理費 5,418 千円＞、＜連合会負担金 4,633 千円＞、＜包括支援センター運営費 31,095 千円＞）（徴収費 571 千円）（介護認定審査会費 6,094 千円、＜介護認定審査会費 4,398 千円＞、＜認定調査費 1,696 千円＞）

◆保険給付費 2,082,891 千円（＜介護サービス等諸費 1,885,987 千円＞＜介護予防サービス 87,908 千円＞＜その他諸費 3,353 円＞、＜高額介護サービス等 43,150 千円＞＜特定入所者介護サービス等 62,494 千円＞）。

◆地域支援事業 29,651 千円は（介護予防事業費 26,875 千円、包括的支援事業費 2,776 千円）である。

◆基金積立金 3 千円。

◆諸支出金 43,458 千円は、異動等により生じた第 1 号被保険者に対する保険料還付金 185 千円、償還金の 24,268 千円、一般会計への繰出金 19,005 千円である。

結果、歳入総額 2,237,226 千円、歳出総額 2,225,111 千円、歳入歳出差引額 12,116 千円の実質収支額である。

### 説明：介護保険に関する用語

**支払基金交付金**＝40 歳から 64 歳の介護保険料を医療保険と合わせて徴収し、社会保険診療報酬支払基金が全国分をまとめ、給付費の負担割合 29%を各保険者に交付する交付金。

**介護給付費繰入金**＝介護給付費の町費負担分（12.5%）

**その他一般会計繰入金**＝介護保険特別会計事業に必要な事務費、給与費

**財政安定化基金**＝県に設置した基金で、保険給付費の急激な伸びおよび保険料収納不足の場合、この基金から貸付を受け介護保険財政の安定化を図る。

**地域支援事業費**＝被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業。実施事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に分けられる。

**包括的支援事業**＝包括支援センター等が行う、要介護状態となることを防ぐために適切な事業やサービスの提供について調整、支援、援助等。介護予防ケア

マネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に分けられる。

**任意事業**＝地域支援事業のうち、町の判断で行える事業。介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他事業（被保険者の自立支援等）に分けられる。

**償還金及び還付加算金**＝第1号被保険者保険料還付金（死亡等による還付）及び還付加算金（還付の決定した日又は保険料納期限等から還付金の支払日までの間の加算金）、並びに保険給付費、地域支援事業にかかる国、県、市、支払基金交付金の超過交付分の過年度償還分。

**介護予防事業**＝地域支援事業のうち、要介護状態になるおそれのある方を対象に自立できる生活を営むために予防事業等を展開する。認知症予防対策事業、高齢者筋力向上事業等を行う。

## （6）後期高齢者医療特別会計

### ① 歳入

歳入決算状況

| 予算現額<br>A   | 調定額<br>B    | 収入済額<br>C   | 不納欠損額<br>D | 収入未済額<br>B－（C＋D） | 収入率  |      |
|-------------|-------------|-------------|------------|------------------|------|------|
|             |             |             |            |                  | 対予算  | 対調定  |
| 193,378,000 | 190,530,680 | 189,344,580 | 10,100     | 1,176,000        | 98.1 | 99.4 |

歳入合計は、調定額 190,531 千円に対し収入済額 189,345 千円、収入未済額は 1,176 千円。不納欠損 10 千円で収入率は 99.4%。

主な内訳は

◆後期高齢者医療保険料 129,040 千円（特別徴収保険料 96,999 千円、普通徴収保険料 32,041 千円）。

◆繰入金 59,687 千円（一般会計より＜保険基盤安定繰入金 58,410 千円、事務費繰入 1,277 千円）。

◆諸収入 239 千円（保険料の延滞金 7 千円、保険料還付金等 232 千円）。

◆繰越金 379 千円

※収入未済額 1,176 千円は、普通徴収保険料で過年度分での滞納額 734 千円、新たに発生した滞納額 442 千円によるものである。

※不納欠損額 10 千円は、高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条（時効 2 年間）による。過年度分滞納から生じたものである。

### ② 歳出

歳出決算状況

| 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 執行率  |
|-------------|-------------|--------|-----------|------|
| 193,378,000 | 188,738,680 | 0      | 4,639,320 | 97.8 |

歳出合計は、予算現額 193,378 千円、支出済額 188,739 千円、不用額 4,639 千円



で執行率 97.8%となっている。

歳出の主な内訳は

◆総務費 1,277 千円は、総務一般管理費 981 千円、徴収費 296 千円（通信運搬費等）。

◆後期高齢者医療広域連合納付金 187,417 千円。

◆諸支出金 45 千円（被保険者の異動等により生じた保険料還付金）。

結果、実質収支は、歳入総額 189,345 千円、歳出総額 188,739 千円で歳入歳出差引額は 606 千円となっている。

説明：後期高齢者医療に関する用語

特別徴収保険料＝年金天引きによる徴収（平成 25 年 7 月末時点対象者 3,066 人）

普通徴収保険料＝納付書送付及び口座引落としによる徴収（平成 24 年 7 月末時点対象者 453 人）

保険基盤安定繰入金＝低所得者等の保険料軽減分の繰入金。町 1/4、県 3/4 負担し一般会計から繰り入れる。

受託事業収入＝健康診査費用。

後期高齢者医療広域連合納付金＝鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合に対し、徴収金等を納付するもの。

## 財産区

財産区は、自治法第 294 条～第 297 条により実態に応じて「財産区運営基本原則」（同法 296 条の 5）により行なわれている。

① 東伯区は、各地区が管理会を設置し、基金及び財産の収支を含め運用管理を行っている。管理会とは分別して少額の出納室管理を継続しているのは、昭和 29 年の合併において各地区が承継した土地については自治会の法人化制度がなく、地域の所有財産も当該自治会名義の登記ができない状況であった。そのため小学校区毎の財産区を設立し各地域財産の管理を行うものとなったものである。

尚、財産区毎に少額の出納室管理金があるが、これは、当時の用地補償等が発生した際に財産区を通じて自治会に事業費が支払われた際に生じた端数調整や預金金利が残留したものであり、そのまま継続しているものと考えられる。

② 赤碕区は、赤碕・成美・安田の財産区とも管理会を設置し財産管理を行っている。財産区の収入支出については特別会計で経理しその財源となる預金は出納室が一括管理している。特別会計の実質収支は（赤碕 20,652 千円、成美 2,719 千円、安田 9,258 千円）である。

③ 以西財産区は、自治法第 295 条により独自に議会を設けて財産の維持管理を行っている。特別会計の財源となる預金は赤碕区と同じく出納室が一括管理している。特別会計の実質収支額は 56,260 千円である。

## 4 財政の状況(普通会計)

「住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果をあげる」（地方自治法第 2 条 14 項）のが自治運営の鉄則。財政の状況を的確に捉え、分析し、将来を推計し財政収支計画を立てながら「行政経営」を行なっていかなければならない。

そのため、平成 24 年度決算の財政状況は普通会計の「純計」で検証することとした。

**説明： 普通会計と純計**＝地方公共団体の財政状況の把握、財政全体の分析、財政運営の指針等に用いられる財政統計上の会計であり、総務省の定める統一基準により一般会計に特別会計（住宅新築資金貸付事業）を加え、会計間の重複額などを控除した純計ベースで再構成し一つの会計にまとめたものである。

◎具体例

◆平成 24 年度一般会計歳入済総額は 10,731,716 千円である。

普通会計（純計）の算定は、一般会計の歳入総計に住宅新築資金貸付特別会計の歳入総額 75,882 千円を加えれば 10,807,599 千円となる。これに決算統計では、住新に係わる繰上充用金 56,968 千円、住新への一般会計からの繰入金 60,000 千円を除外し普通会計純計を算定する。結果、普通会計歳入総額は 10,690,631 千円となる。

◆平成 24 年度一般会計歳出総額は 10,473,013 千円である。

普通会計（純計）の算定は、一般会計の歳出総計に住宅新築資金等貸付特別会計の歳出総額 71,442 千円を加えれば 10,544,455 千円となる。これに決算統計では住新に係わる繰上充用金 56,968 千円、及び住新への一般会計からの繰入金 60,000 千円を除外し結果、普通会計歳出総額は 10,427,487 千円となる。

（１）歳入歳出

歳入歳出状況

（単位：千円 ％）

| 区 分     | 平成24年度     | 平成23年度     | 増 減       | 増減率    |
|---------|------------|------------|-----------|--------|
| 歳 入     | 10,690,631 | 11,594,607 | △ 903,976 | △ 7.8  |
| 歳 出     | 10,427,487 | 11,351,754 | △ 924,267 | △ 8.1  |
| 差 引     | 263,144    | 242,853    | 20,291    | 8.4    |
| 翌年度繰越財源 | 145,628    | 101,649    | 43,979    | 43.3   |
| 実質収支    | 117,516    | 141,204    | △ 23,688  | △ 16.8 |
| 単年度収支   | △ 23,688   | 9,611      | △ 33,299  | —      |
| 実質単年度収支 | 11,718     | △ 38,894   | 50,612    | —      |

歳入総額は 10,690,631 千円で収入率は 98.4％、前年度より 903,976 千円、7.8％減となっている。

特徴的な部分を見ると、

◆町税の収入 1,767,094 千円は、対前年度比 25,064 千円 1.4％の減。

◆地方交付税の 4,283,718 千円は、対前年度比 140,417 千円 3.4％の増。

◆地方譲与税の 111,920 千円は、対前年度比 8,015 千円 6.7％の減。

◆分担金及び負担金の 122,514 千円は、115,929 千円 1760.5％の増。

◆繰入金の 109,608 千円は、278,024 千円 71.7％の減。

◆諸収入の 195,085 千円は、24,748 千円 11.3％の減。

◆町債の 1,484,248 千円は、対前年度比 25.0％の減。

歳出総額は、10,427,487 千円で、前年度比 924,267 千円の 8.1％減となっている。



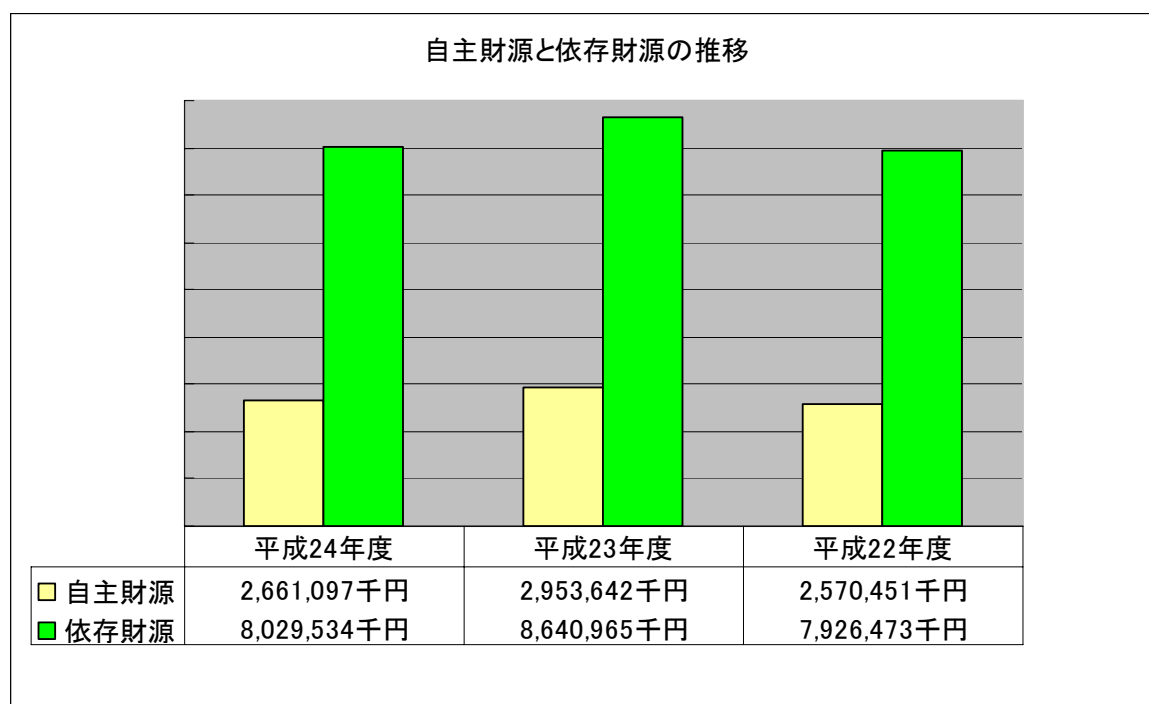
特徴的な部分をみると

- ◆議会費の 120,317 千円は、対前年度比 15,542 千円 11.4%の減。
- ◆総務費の 1,920,625 千円は、対前年度比 29,180 千円 1.5%の減。
- ◆民生費の 3,059,663 千円は、対前年度比 117,477 円 3.7%の減。
- ◆衛生費の 488,642 千円は、対前年度比 51,397 千円 11.8%の増。
- ◆農林水産費の 859,708 千円は、対前年度比 359,289 千円 29.5%の減。
- ◆商工費の 231,151 千円は、対前年度比 71,807 千円 23.7%の減。
- ◆土木費の 904,533 千円は、対前年度比 410,547 千円 31.2%の減。
- ◆消防費の 289,983 千円は、対前年度比 46,656 千円 13.9%の減。
- ◆教育費の 850,025 千円は、対前年度比 100,994 千円 13.5%の増。
- ◆災害復旧費の 267,557 千円は、対前年度比 64,504 千円 31.8%の増。
- ◆公債費の 1,463,739 千円は、対前年度比 28,046 千円 1.9%の減。

## (2) 歳入構造

地方公共団体の財政構造は、収支の均衡を保ちつつ町民のニーズに適切に応え、行政サービスが提供できるものでなければならない。

普通会計決算により、自主財源、依存財源を前年度と対比すれば次の表のとおりである。



普通会計歳入（自主財源）

（単位：千円 %）

| 款 別           |       | 平成 24 年度  |       | 平成 23 年度  |       | 比 較       |        |
|---------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--------|
|               |       | 収入済額      | 構成比   | 収入済額      | 構成比   | 増減額       | 増減率    |
| 町<br>税        | 町民税   | 667,611   | 25.1  | 634,604   | 21.5  | 33,007    | 5.2    |
|               | 固定資産税 | 938,061   | 35.3  | 997,726   | 33.8  | △ 59,665  | △ 6.0  |
|               | 軽自動車税 | 50,730    | 1.9   | 50,443    | 1.7   | 287       | 0.6    |
|               | 町たばこ税 | 110,691   | 4.2   | 109,385   | 3.7   | 1,306     | 1.2    |
| 負担金、分担金       |       | 13,910    | 0.5   | 6,585     | 0.2   | 7,325     | 111.2  |
| 使用料           |       | 271,513   | 10.2  | 264,716   | 9.0   | 6,797     | 2.6    |
| 手数料           |       | 23,422    | 0.9   | 22,852    | 0.8   | 570       | 2.5    |
| 財産収入          |       | 26,922    | 1.0   | 9,108     | 0.3   | 17,814    | 195.6  |
| 寄附金           |       | 4,972     | 0.2   | 6,241     | 0.2   | △ 1,269   | △ 20.3 |
| 繰入金           |       | 109,608   | 4.1   | 387,632   | 13.1  | △ 278,024 | △ 71.7 |
| 繰越金           |       | 242,853   | 9.1   | 244,517   | 8.3   | △ 1,664   | △ 0.7  |
| 諸収入           |       | 200,804   | 7.5   | 219,833   | 7.4   | △ 19,029  | △ 8.7  |
| 合 計<br>（自主財源） |       | 2,661,097 | 100.0 | 2,953,642 | 100.0 | △ 292,545 | △ 9.9  |

普通会計歳入（依存財源）

| 款別              | 平成 24 年度  |       | 平成 23 年度  |       | 比較        |        |
|-----------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--------|
|                 | 収入済額      | 構成比   | 収入済額      | 構成比   | 増減額       | 増減率    |
| 地方譲与税           | 111,920   | 1.4   | 119,935   | 1.4   | △ 8,015   | △ 6.7  |
| 利子割交付金          | 4,634     | 0.1   | 5,463     | 0.1   | △ 829     | △ 15.2 |
| 配当割交付金          | 2,448     | 0.0   | 2,417     | 0.0   | 31        | 1.3    |
| 株式等譲渡所得割<br>交付金 | 529       | 0.0   | 508       | 0.0   | 21        | 4.1    |
| 地方消費税交付金        | 164,138   | 2.0   | 166,327   | 1.9   | △ 2,189   | △ 1.3  |
| ゴルフ場利用税交付金      | 1,843     | 0.0   | 1,951     | 0.0   | △ 108     | △ 5.5  |
| 自動車取得税交付金       | 26,956    | 0.3   | 26,054    | 0.3   | 902       | 3.5    |
| 交通安全対策特別<br>交付金 | 2,321     | 0.0   | 2,670     | 0.0   | △ 349     | △ 13.1 |
| 地方特例交付金         | 4,277     | 0.1   | 23,738    | 0.3   | △ 19,461  | △ 82.0 |
| 地方交付税           | 4,283,718 | 53.3  | 4,143,301 | 47.9  | 140,417   | 3.4    |
| 国庫支出金           | 1,070,927 | 13.3  | 1,126,167 | 13.0  | △ 55,240  | △ 4.9  |
| 県支出金            | 871,575   | 10.9  | 1,042,377 | 12.1  | △ 170,802 | △ 16.4 |
| 町債              | 1,484,248 | 18.5  | 1,980,057 | 22.9  | △ 495,809 | △ 25.0 |
| 歳入合計<br>（依存財源）  | 8,029,534 | 100.0 | 8,640,965 | 100.0 | △ 611,431 | △ 7.1  |

自主財源合計は2,661,097円で対前年度比292,545千円(9.9%)減少である。財源に占める構成比で見ると町税1,767,093千円(町民税21.5%、固定資産税35.3%、軽自動車税1.9%、たばこ税4.2%)負担金分担金0.5%使用料の10.2%、手数料0.9%、財産収入1.0%、寄付金0.2%、繰入金4.1%、繰越金9.1%諸収入7.5%である。

依存財源合計は8,029,534千円で対前年度比7.1%減少している。対前年度比を見ると、町債495,809千円の25.0%減少、県支出金16.4%、国庫支出金4.9%、地方特例交付金82.0%、利子割交付金15.2%減少などとなっている。

主な増加は地方交付税の140,417千円の3.4%増でこれは算定項目として新たに追加された「地域の元気づくり推進費」によるものである。

歳入総額10,690,631千円に対する75.1%が依存財源、24.9%が自主財源である。歳入に占める自主財源の比率は行政活動の自主性と安定度の尺度ともいえる。この比率は、前年度より悪化し、基礎自治体の裁量権は縮小状態にあるとも言える。「地方の財政的自由度、裁量権の拡大」の為、税源の地方への移譲等、抜本的な地方分権の確立が求められる。

### (3) 普通会計性質別歳出決算額調

歳出決算額を性質別に区分し前年度と比較すると次の表のとおりである。

これは、財政の健全性、弾力性を測定する場合の要点となる。例えば、歳出総額に占める義務的経費の割合が低く建設的経費の割合が高いほど財政構造の弾力性が高いとされる。

#### 普通会計性質別歳出決算額(純計)

| 年度<br>区分 |            | 平成 24 年度   |       | 平成 23 年度   |      | 比 較       |        |
|----------|------------|------------|-------|------------|------|-----------|--------|
|          |            | 決算額        | 構成比   | 決算額        | 構成比  | 増減額       | 増減率    |
| 義務的経費    | 人件費        | 1,604,989  | 15.4  | 1,582,825  | 13.9 | 22,164    | 1.4    |
|          | 物件費        | 1,403,826  | 13.5  | 1,458,853  | 12.9 | △ 55,027  | △ 3.8  |
|          | 維持補修費      | 12,636     | 0.1   | 34,373     | 0.3  | △ 21,737  | △ 63.2 |
|          | 扶助費        | 1,326,914  | 12.7  | 1,067,346  | 9.4  | 259,568   | 24.3   |
|          | 補助費等       | 1,167,403  | 11.2  | 1,580,171  | 13.9 | △ 412,768 | △ 26.1 |
|          | 公債費        | 1,477,446  | 14.2  | 1,507,714  | 13.3 | △ 30,268  | △ 2.0  |
|          | 計          | 6,993,214  | 67.1  | 7,231,282  | 63.7 | △ 238,068 | △ 3.3  |
| 投資的経費    | 普通建設事業費    | 1,607,596  | 15.4  | 2,237,864  | 19.7 | △ 630,268 | △ 28.2 |
|          | 補助         | 680,736    | 6.5   | 656,764    | 5.8  | 23,972    | 3.7    |
|          | 単独         | 926,860    | 8.9   | 1,581,100  | 13.9 | △ 654,240 | △ 41.4 |
|          | 災害復旧費      | 271,569    | 2.6   | 195,044    | 1.7  | 76,525    | 39.2   |
|          | 計          | 1,879,165  | 18.0  | 2,432,908  | 21.4 | △ 553,743 | △ 22.8 |
| その他経費    | 繰出金        | 1,298,980  | 12.5  | 1,375,826  | 12.1 | △ 76,846  | △ 5.6  |
|          | 投資、出資金、貸付金 | 28,514     | 0.3   | 35,812     | 0.3  | △ 7,298   | △ 20.4 |
|          | 積立金        | 227,614    | 2.2   | 275,926    | 2.4  | △ 48,312  | △ 17.5 |
|          | 計          | 1,555,108  | 15.0  | 1,687,564  | 14.8 | △ 132,456 | △ 7.8  |
| 合 計      |            | 10,427,487 | 100.1 | 11,351,754 | 99.9 | △ 924,267 | △ 8.1  |

◆**義務的経費**は、後年に形を残さない性質の経費であり、歳出比率が低いほど好ましい。平成 24 年度は 6,993,214 千円で、歳出の構成比率は 67.1%、前年度より 3.3 ポイントの減である。

特徴としては、維持補修費 63.2%減、補助費は土地改良区への債務負担分補助金及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の減などにより 412,768 千円（26.1%）減、扶助費は生活保護費の増により 259,568 千円（24.3%）が増加している。

◆**投資的経費**は、投資の支出効果が資産ストックとして後年度の住民サービス提供に役立つものでなくてはならない。平成 24 年度は 1,879,165 千円、構成比率は 18.0%で対前年度比 22.8 ポイント減少している。これは新庁舎建設費の 654,240 千円（41.4%）減少し、一方、平成 23 年台風 12 号による災害復旧費として前年度対比 39.2%増加したこと等によるものである。

◆**その他経費**は、1,555,108 千円で構成比率は 15.0%、前年度より 7.8 ポイント減少。尚、繰出金 1,298,980 千円は下水道事業特別会計、介護保険特別会計等に繰り出したものであり、出資金、貸付金の 28,514 千円は中小企業小口融資預託金や勤労者住宅建設資金預託金等のためであり、積立金 227,614 千円は減債基金、公共施設等建設基金等に積立てたものである。

#### （４）普通会計実質収支（総括）

平成年度の「普通会計形式収支」は次の表のとおり 263,144 千円の黒字となっている。この形式収支から翌年度に繰越す財源 145,628 千円を差引いた実質収支は 117,516 千円となる。なお、実質収支は過去からの収支の累積であり本年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支は△23,688 千円となっている。

| 普通会計実質収支（総括） |            | （単位：千円 　%） |  |
|--------------|------------|------------|--|
| 区　　　分        | 平成 24 年度   | 平成 23 年度   |  |
| 歳入総額①        | 10,690,631 | 11,594,607 |  |
| 歳出総額②        | 10,427,487 | 11,351,754 |  |
| 形式収支③＝①－②    | 263,144    | 242,853    |  |
| 繰越財源④        | 145,628    | 101,649    |  |
| 実質収支⑤＝③－④    | 117,516    | 141,204    |  |
| 単年度収支⑥       | △ 23,688   | 9,611      |  |
| 実質単年度収支      | 11,718     | △ 38,894   |  |

◆**実質収支**は、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、歳入歳出差引額から、翌年度に繰越すべき財源を控除した額であり、収支に示された「黒・赤」は財政運営の状況判断のポイントである。決算年度は 117,516 千円の黒字となっている。

◆**単年度収支**は、前年度以前からの収支の累積であるので、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額となる。平成年度の単年度収支は 23,688 千円の赤字である。単年度収支の分析目的は、黒字の場合は翌年度の歳出規模の伸張を可能とし、赤字の場合は赤字解消財源の計上が求められ、歳出規模の圧縮で収支の均

衡を図ることになる。

◆**実質単年度収支**は、単年度収支に実質的黑字要素（財政調整基金への積立金・地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差引いた額である。（当該年度に、黒字・赤字の要素が歳入歳出面で措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。）実質単年度収支は、財政調整基金への積立額あるいは取崩額が大きく影響する。平成 24 年度は積立金 35,406 千円であるがこれは特別交付金の増によるものである。

**算式**＝単年度収支＋積立金（財政調整基金）＋繰上償還金（一般財源分）－積立金取崩額（財調）

**参考**：平成 24 年度の単年度収支△23,688 千円＋財政調整基金積立金（黒字要素）35,406 千円＋繰上償還額（黒字要素）ゼロ円－財政調整基金取崩額（赤字要素）ゼロ円。結果、実質単年度収支は 11,718 千円となる。

**注**：翌年度に繰越すべき財源 145,628 千円は（翌年度繰越額の一般財源 145,225＋既収入特定財源 56 千円＋通次繰越額 4,347 千円の内未収入特定財源〔地方債 4,000〕を除いた 347 千円）

## （５）財政構造

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちつつ経済変動や町民の要請に対応可能な財政的弾力性を備えておくことである。普通会計上の財政動向について主要財務の状況は次の表のとおりである。

主要財政分析（決算統計用算定数値）

（単位：千円 ٪）

| 区 分            |     | 平成 24 年度   | 平成 23 年度   |
|----------------|-----|------------|------------|
| 基準財政需要額        |     | 4,869,169  | 4,908,984  |
| 基準財政収入額        |     | 1,616,464  | 1,662,194  |
| 財政力指数          |     | 0.34       | 0.35       |
| 標準財政規模         |     | 6,296,243  | 6,339,960  |
| 実質収支比率         |     | 1.86       | 2.24       |
| 財政調整基金現在高      |     | 816,209    | 816,020    |
| 地方債現在高         |     | 15,524,363 | 15,281,821 |
| 債務負担行為現在高      |     | 1,224,337  | 1,027,281  |
| 公債費比率          |     | 15.70      | 15.80      |
| 起債制限比率（3 ヲ年平均） |     | —          | —          |
| 経常収支比率         |     | 89.00      | 90.00      |
|                | 人件費 | 24.60      | 24.10      |
|                | 扶助費 | 5.50       | 4.90       |
|                | 公債費 | 20.70      | 21.10      |
| 地方交付税          |     | 4,283,718  | 4,143,301  |
|                | 普通  | 3,829,250  | 3,793,683  |
|                | 特別  | 454,468    | 349,618    |

**注:**上記表の基準財政需要額及び基準財政収入額は合併算定替（市町村の合併の特例に関する法律による「交付税額の算定特例」）によるものではなく「琴浦町」1本算定による算定額である。但し交付税額は合併特例による額である。

※平成24年普通交付税額資料の内、平成23年の「琴浦町の算定合計額」が「主要分析」額と異なるのは、主要財政分析の表には錯誤措置額が反映されないためである。

※合併算定替えの額と琴浦町の額とが異なる。これは、1本算定と合併算定替えの両面から算定することで、合併算定替による効果額を示すとともに、今後琴浦町での1本算定の額に減っていく交付税に対する問題意識を持つためである。平成24年度で見ると合併算定替えによる交付基準額は3,829,250千円であるが一本算定になると576,545千円の減額となり3,252,705千円の交付基準額となる。これを示したものである。

※現行の交付税額は合併算定替えにより算定された額である。

◆**基準財政需要額**は、普通交付税の算定基礎となり、個別算定経費、地方再生対策費、地域雇用創出推進費、包括算定経費(新型交付税)、公債費(交付税算入)、臨時財政対策債などを経費の種類ごとに単位費用をもって算定、妥当な水準において行政を行うための「財政需要」を一定の方法で算定したものである。

但し、実際の必要額を示すものとは言い難い。平成24年度の基準財政需要額をみると4,869,169千円で対前年度比0.8%の減となっている。これは主に公債費の減によるものである

◆**基準財政収入額**は、普通交付税の算定に用いるものであり、町の財政力を客観的に測定したもので財政力指数や標準税収入額などの算定に活用される、当年度は1,616,464千円、前年度比では2.8%減となっている。これは、主に税収の減によるものである。

参考：普通交付税算定の基準財政需要額（合併算定替）5,445,729千円と基準財政収入額（合併算定替）1,616,479千円との差が普通交付税3,829千円となり、特別交付税454,468千円を加えた4,283,718千円が地方交付税交付額となる。尚、特別交付税とは普通交付税の算定では捉えられないものを補完（例えば災害等の緊急の財政需要）し地方団体の事情を考慮し交付される。

◆**財政力指数**は、財政力の強弱を表す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値を取り、「1」に近いほど財政力が強いと判断できる。平成22～平成24年度の平均値は0.34で前年度に比し0.01ポイントの微減である。

◆**標準財政規模**は、一般財源（地方の自由財源）の標準規模を示すものであり、財政健全化法の算定においては分母となる数値である。平成24年度は6,296,243千円で、前年度対比0.7%の減少である。これは主に臨時財政特例債の減少によるものである。

◆**実質収支比率**は、標準財政規模に対する実質収支額の割合で概ね標準財政規模の

3～5%程度が望ましいと考えられている。平成 24 年度は 1.86%で前年度対比 0.38 ポイント減。

◆**財政調整基金現在高**は、年度間の財源の不均衡を調整し、財政の面からも健全で安定的に行政運営を執行するためのものである。平成 23 年度末現在高は 816,020 千円であったが当年度は前年度対比微増 816,209 千円となっている。

◆**地方債現在高**は 15,524,363 千円で、前年度対比 1.6%増である。これは新庁舎建設事業（合併特例債）等によるものである。（28 ページ参照）

◆**債務負担行為現在高**は、町が債務を負担する行為で、損失補償の契約の締結や数年間の利子補給など翌年度以降において支出を伴うこととなる事業について行う。平成 24 年度以降の支出予定額は 1,224,337 千円である。これは主に東伯町・赤碕町土地改良区等各団体への地元負担金の補助にかかわるものである。対前年度比 19.2%増加しているのは J R 赤碕駅構内事由通路新設工事委託に係るものである

◆**公債費比率**は、起債の元利償還に必要な経費総額が経常一般財源に占める割合である。後年度にも財政負担が伴うものだけにその限度をどこにおくかが問題となる。これを計数的にみるのが公債費比率である。財政構造の健全性が崩れないためには比率が 10.0%を超えないのが望ましいとされている。平成 24 年度は前年度対比 0.1 ポイント減の 15.70%となっている。

◆**経常収支比率**は、財政構造の弾力性を測定する比率として用いられる。この比率は従来から都市にあっては 75%、町村は 70%が妥当と考えられ、この数値から 75%を超えると財政的弾力性が失われつつあるとされている。平成 24 年度は 89.00%、前年度比 1 ポイント減少している。

◆**地方交付税**は 4,283,718 千円で歳入総額に占める割合は 40.1%、この中には特別交付税 454,468 千円が含まれている。前年度対比では 140,417 千円 3.4%の増加である。これは主に算定項目として新たに追加された「地域の元気づくり推進費」によるものである。

#### （６）経常的收入と経費、臨時的收入と経費

経常的收入（地方税、地方交付金等）は、毎年度経常的に安定的に確保可能な見込のある収入であり、歳入構造の安定性を示す指標である。経常的收入は、経常的経費（支出）を賄って、なおある程度の余剰があることが望ましいとされている。経常的支出が経常的收入を超過した場合は、他の臨時的收入（特別交付税、国・県支出金、繰入金、地方債等）で賄う以外に方法がなく必然的に建設事業などの財源確保が困難にならざるを得ない。



経常的収入と臨時的収入年度別比較(純計)

(単位:千円 %)

| 区分 | 年度    | 平成 24 年度   |       | 平成 23 年度   |       |
|----|-------|------------|-------|------------|-------|
|    |       | 決算額        | 構成比   | 決算額        | 構成比   |
|    | 経常的収入 | 7,458,681  | 69.8  | 7,263,473  | 69.2  |
|    | 臨時的収入 | 3,231,950  | 30.2  | 3,233,451  | 30.8  |
|    | 合 計   | 10,690,631 | 100.0 | 10,496,924 | 100.0 |

経常的経費及び臨時的経費年度別比較(純計)

(単位:千円 %)

| 区 分 | 年 度   | 平成 24 年度   |        | 平成 23 年度   |        |
|-----|-------|------------|--------|------------|--------|
|     |       | 決算額        | 構成比    | 決算額        | 構成比    |
|     | 経常的経費 | 7,274,103  | 69.8   | 7,120,048  | 62.7   |
|     | 臨時的経費 | 3,153,384  | 30.2   | 4,231,706  | 37.3   |
|     | 合計    | 10,427,487 | 100.0% | 11,351,754 | 100.0% |

経常的経費は人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、及び公債費をいうが、人件費の内、災害補償費、公債費の内繰上償還等に係わるものは臨時的経費に属する。経常経費の少ないのは望ましいとしても、必要とする住民サービスの低下と引き替えの削減は避けねばならない。臨時的経費は一時的、偶発的な行政需要に支出される経費及び支出で、その方法に規則性はない。例えば、補償金、繰上充入金、積立金等である。

平成 24 年度の経常的経費及び臨時的経費を収入状況と比べてみると、経常的収入は 7,458,681 千円で歳入総額の 69.8%を占める。臨時的収入は 3,231,950 千円で歳入総額の 30.2%である。

また、経常的経費は 7,274,103 千円で、歳出総額の 69.8%を占めている。臨時的経費は 3,153,384 千円で歳出総額の 30.2%である。

## 5 各会計における地方債の状況

次ページの表を見ると、普通会計における平成 24 年度末現在高は 15,524,363 千円となっている。経緯を見ると、当年度に返済した償還額は 1,477,360 千円（元金 1,241,486 千円、利子 235,874 千円）新しく発行した起債額は 1,484,248 千円である。

特別会計での地方債状況は、◆農業集落排水事業特別会計（辺地債を含む）が平成 24 年度末残高は 2,794,978 千円となっている。平成 24 年度の元利償還額として 215,354 千円を償還、新たな起債発行はない。

◆下水道事業（農集排水事業）にかかるものが前年度末残高 6,133,290 千円、元利償還 304,895 千円、新たな発行額 197,200 千円で、現在高は 6,143,841 千円となっている。

平成 24 年度の普通会計と特別会計での地方債現在高は合計 24,463,182 千円となり前年度比 103,589 千円（0.4%）増である。

【普通会計】各会計における地方債の状況

(単位: 千円)

| 区 分         | 平成 23 年度末<br>残高 | 平成 24 年度<br>発行額 | 平成 24 年度元利償還額 |         | 平成 24 年度末<br>現在高 |
|-------------|-----------------|-----------------|---------------|---------|------------------|
|             |                 |                 | 元金            | 利子      |                  |
| 公共事業等債      | 978,358         | 82,200          | 124,384       | 11,718  | 936,174          |
| 一般単独事業債     | 6,219,773       | 899,000         | 502,553       | 93,913  | 6,616,220        |
| うち合併特例債     | 4,553,395       | 892,000         | 141,514       | 67,315  | 5,303,881        |
| 公営住宅建設事業債   | 1,148,029       | 15,800          | 100,219       | 22,486  | 1,063,610        |
| 義務教育施設整備事業債 | 1,615,337       | 0               | 158,044       | 33,695  | 1,457,293        |
| 辺地対策事業債     | 167,216         | 0               | 42,098        | 2,053   | 125,118          |
| 災害復旧事業債     | 95,853          | 55,000          | 12,474        | 891     | 138,379          |
| 減税補てん債      | 227,270         | 0               | 42,436        | 2,949   | 184,834          |
| 臨時財政対策債     | 3,726,010       | 398,948         | 179,558       | 48,635  | 3,945,400        |
| その他         | 1,103,755       | 33,300          | 79,720        | 19,534  | 1,057,335        |
| 合 計         | 15,281,601      | 1,484,248       | 1,241,486     | 235,874 | 15,524,363       |

\* 決算統計の区分上、一借利息分(228 千円)は除外されています。(千円以下は四捨五入)

区分のその他は、社会福祉施設整備事業債、厚生福祉施設整備事業債、地域改善対策事業債、財源対策債など。

【農業集落排水事業特別会計】

| 区 分           | 平成 23 年度末<br>残高 | 平成 24 年度<br>発行額 | 平成 24 年度元利償還額 |        | 平成 24 年度末<br>現在高 |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|--------|------------------|
|               |                 |                 | 元金            | 利子     |                  |
| 下水道事業債(辺地債含む) | 2,944,712       | 0               | 149,734       | 65,620 | 2,794,978        |
| 合 計           | 2,944,712       | 0               | 149,734       | 65,620 | 2,794,978        |

【下水道事業特別会計】

| 区 分    | 平成 23 年度末<br>残高 | 平成 24 年度<br>発行額 | 平成 24 年度元利償還額 |         | 平成 24 年度末<br>現在高 |
|--------|-----------------|-----------------|---------------|---------|------------------|
|        |                 |                 | 元金            | 利子      |                  |
| 下水道事業債 | 6,133,290       | 197,200         | 186,649       | 118,246 | 6,143,841        |
| 合 計    | 6,133,290       | 197,200         | 186,649       | 118,246 | 6,143,841        |

## 6 その他

### (1) 一時借入金

一時借入金は、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために金融機関から借入れるものである。平成 24 年度の借入れ限度額は一般会計で 20 億円、特別会計で国保 5 千万円・下水道 7 億円・介護保険 5 千万円・農集 1 億 5 千万円と議会で承認されている。実際に借り入れたのは、一般会計で 7 億円、これに伴う利子 86 千円。下水道など特別会計では借入れなし。

### (2) 繰替え運用

普通会計は勿論、各基金間の資金繰替えを行いその操作によってうまく基金を運用するものである。これにより、一時借入金等も最小限に止め利息の支払を減少させることができる。平成 24 年度の状況をみれば、起債の償還、工事請負費の支払いなどにより資金の必要が生じたが、財政調整積立基金から 4 回に渡り計 154,000 万円、同理由により地域振興基金から 19,000 万円を繰替え運用し凌いでいる。

引き続き基金からの繰替え運用を有効に操作し一時借入金の減少に努め、利子負担の軽減に努力されたい。

## 7 滞納状況

### 滞納一覧

(単位:円)

| 債権の種類 | 区 分                | 平成 23 年度末<br>合 計 (ア) | 平成 24 年度末<br>合 計 (イ) | 平成 24 年度<br>現年分滞納額(ウ) | 平成 24 年度における<br>過年度分収入額(エ) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 公債権   | 町民税 (個人)           | 32,022,994           | 31,051,928           | 7,817,834             | 7,696,568                  |
| 公債権   | 町民税 (法人)           | 738,380              | 1,909,800            | 1,596,000             | 349,480                    |
| 公債権   | 固定資産税              | 101,376,266          | 103,619,328          | 17,038,522            | 13,109,860                 |
| 公債権   | 軽自動車税              | 3,654,688            | 3,399,884            | 967,600               | 1,002,691                  |
| 公債権   | 国民健康保険税            | 121,060,635          | 120,095,741          | 25,294,242            | 24,317,803                 |
| 私債権   | 住宅新築資金等            | 171,928,877          | 170,105,707          | 5,070,841             | 6,894,011                  |
| 公債権   | 介護保険料              | 10,212,364           | 10,881,843           | 2,826,439             | 1,796,460                  |
| 公債権   | 保育料                | 9,538,738            | 9,601,340            | 2,261,220             | 2,198,608                  |
| 私債権   | 水道使用料              | 17,558,703           | 16,997,796           | 4,883,246             | 5,444,153                  |
| 私債権   | 住宅使用料              | 18,529,721           | 22,222,229           | 7,552,069             | 3,859,561                  |
| 私債権   | 商工使用料              | 1,003,613            | 968,613              | 0                     | 35,000                     |
| 公債権   | 集落排水使用料            | 3,317,367            | 3,990,766            | 882,024               | 208,625                    |
| 公債権   | 下水道使用料             | 7,184,184            | 8,221,249            | 2,238,404             | 1,201,339                  |
| 公債権   | 授業料 (幼稚園)          | 49,960               | 22,643               | 0                     | 27,317                     |
| 公債権   | 集落排水分担金            | 2,088,000            | 2,522,000            | 464,000               | 30,000                     |
| 公債権   | 下水道負担金             | 31,650,917           | 30,250,216           | 3,682,000             | 5,082,701                  |
| 私債権   | 奨学資金貸付金            | 681,620              | 627,100              | 0                     | 54,520                     |
| 私債権   | 林原奨学基金             | 327,000              | 327,000              | 0                     | 0                          |
| 私債権   | 大学等入学資金            | 157,742              | 152,742              | 0                     | 5,000                      |
| 公債権   | 後期高齢者医療保険料         | 1,096,300            | 1,176,000            | 442,000               | 352,200                    |
| 私債権   | 雑入(裁判所への支払督促申立費用等) | 3,950                | 3,950                | 0                     | 0                          |
|       | 合 計                | 534,182,009          | 538,147,875          | 83,016,441            | 73,665,897                 |

注：(イ)24年度末合計＝(ア)－(エ)＋(ウ)＋課税修正額－過年度不納欠損額  
 課税修正額（所得収入などの変動による税額の修正）＝△1,796,927円  
 過年度不納欠損額＝3,587,751円

※公債権とは 公法関係に於いて形成され、また発生する債権

※私債権とは 売買、請負など私法関係に於いて形成され、または発生する債権

税金、使用料など各種の滞納の状況は前ページの表のとおりである。

平成23年度末では滞納現在高は534,182千円であった。平成24年度末は538,148千円となっており対前年度比3,966千円の0.7%増加し公債権、私債権分併せ5億円を遙かに超えて巨額にのぼっている。

新たに発生した現年度分滞納額は83,016千円、対前年度比10.8%減となっている。今年度の滞納から発生した不納欠損額は4,130千円で対前年度比13.6%の減である。前年度を上回る現年分滞納発生は深刻である。平成24年度の滞納状況をみると、町民税（個人）7,818千円、（法人）1,596千円、固定資産税17,039千円、軽自動車税968千円、国保税25,294千円、住新等資金5,071千円、介護保険料2,826千円、保育料2,261千円、水道使用料4,883千円、住宅使用料7,552千円、集落排水使用料882千円、集落排水分担金（受益者負担金）464千円、下水道負担金（受益者負担金）3,682千円、後期高齢者医療保険料442千円等である。

一方過年度分の回収状況を見ると計73,666千円を回収し前年度と比べ6,414千円9.5%増加している。これは徴収努力の表れであるが、現年度分滞納額の増加は過年度分回収額を上回り滞納総額を引き上げる結果となっている。これは、不況、雇用不安定など構造的影響によるものと考えられる。

執行権に基づき租税債権の強制的実現手段として行った地方税法による滞納処分、差押、換価件数、及びその配当金額はつぎのとおりである。

#### 差押及び換価状況

| 対象物件      |       | 広域連合執行分 |      |            | 琴浦町執行分 |      |            |
|-----------|-------|---------|------|------------|--------|------|------------|
|           |       | 差押      | 換価件数 | 配当金額       | 差押     | 換価件数 | 配当金額       |
| 債権        | 預貯金   | 53件     | 50件  | 750,588円   | 10件    | 10件  | 757,745円   |
|           | 給料・年金 | 12件     | 4件   | 983,700円   | 3件     | 3件   | 368,900円   |
|           | その他   | 11件     | 4件   | 844,514円   | 13件    | 12件  | 267,266円   |
| 財産権<br>無体 | 電話加入権 | 0件      | 0件   | 0円         | 0件     | 0件   |            |
|           | 出資金   | 0件      | 2件   | 20,000円    | 0件     | 0件   |            |
| 不動産       |       | 2件      | 0件   | 0円         | 3件     | 0件   |            |
| 動産        |       | 1件      | 0件   | 0円         | 0件     | 0件   |            |
| 合計        |       | 79件     | 60件  | 2,598,802円 | 29件    | 25件  | 1,373,911円 |

#### 交付要求及び換価状況

| 対象物件    |  | 広域連合執行分 |      |         | 琴浦町執行分 |      |      |
|---------|--|---------|------|---------|--------|------|------|
|         |  | 交付要求    | 換価件数 | 配当金額    | 交付要求   | 換価件数 | 配当金額 |
| 不動産競売など |  | 5件      | 1件   | 18,000円 | 7件     | 0件   | 0円   |
| 合計      |  | 5件      | 1件   | 18,000円 | 7件     | 0件   | 0円   |

総括すれば、滞納期間が長期に及び、新規滞納者の発生が年々増加し、不納欠

損の予備軍ともなりうる巨額な滞納が依然として存在している。これは自主財源にも悪影響を及ぼすものであるから一層体制を引き締め、悪質者に対する法的措置は勿論、多重債務をかかえた事情などにも配意のうえ、生活の立て直しを含むアドバイス等、大胆にしてきめ細かな対応を引き続き進めるよう求める。

原則的に大切なことは、「納税義務」の教育的指導の強化と宣伝である。TCC放送、行政広報物などを通じ、納税促進と滞納減少を目的として、法的手段「財産調査、差押え競売換価」などの実行と、納税義務意識の促進、「不公平感」の蔓延、「滞納連鎖」を阻止する厳格な措置を一層強められたい。

## 8 不納欠損

### 不納欠損状況

(単位：円)

| 区 分             | 平成 24 年度         | 平成 23 年度         | 平成 22 年度         |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 町民税（個人）         | (14 件) 370,309   | (6 件) 429,047    | (6 件) 225,991    |
| 町民税（法人）         | — —              | — —              | (1 件) 35,770     |
| 固定資産税           | (15 件) 2,142,100 | (22 件) 1,538,600 | (14 件) 620,784   |
| 軽自動車税           | (7 件) 84,800     | (5 件) 78,400     | (7 件) 72,200     |
| 国民健康保険税         | (10 件) 1,224,633 | (8 件) 1,072,220  | (6 件) 1,997,739  |
| 介護保険料           | (2 件) 298,400    | (5 件) 127,500    | (3 件) 63,800     |
| 後期高齢者<br>医療保険料  | (1 件) 10,100     | (3 件) 19,900     | — —              |
| 水道使用料           | — —              | (2 件) 124,703    | — —              |
| 下水道使用料          | — —              | (1 件) 48,907     | — —              |
| 公共下水道<br>受益者負担金 | — —              | (6 件) 1,339,000  | — —              |
| 住宅新築資金          | — —              | — —              | (1 件) 4,571,285  |
| 幼稚園授業料          | — —              | — —              | (1 件) 67,600     |
| 合 計             | (49 件) 4,130,342 | (58 件) 4,778,277 | (41 件) 7,988,375 |

※平成 24 年度分内訳

過年度分不納欠損＝3,587,751 円

現年度分不納欠損＝542,591 円

計 4,130,342 円

## 不納欠損の理由

| 区 分<br>根拠法令等                          | (個人)<br>町民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険<br>税 | 介護保険料 | 後期高齢者<br>医療保険料 |
|---------------------------------------|-------------|-------|-------|-------------|-------|----------------|
| 地方税法第15条の7第4項<br>滞納処分執行停止要件3年間継続      | 7件          | 2件    | 2件    | 6件          |       |                |
| 地方税法第15条の7第5項<br>滞納処分執行停止要件即時消滅       | 3件          | 13件   |       |             |       |                |
| 地方税法第18条<br>徴収権不行使5年間による時効            | 4件          |       | 5件    | 4件          |       |                |
| 介護保険法第200条<br>徴収権2年間不行使による時効          |             |       |       |             | 2件    |                |
| 高齢者の医療確保に関する法律第160条<br>徴収権2年間不行使による時効 |             |       |       |             |       | 1件             |
| 合 計                                   | 14件         | 15件   | 7件    | 10件         | 2件    | 1件             |

平成24年度の不納欠損額は4,130千円に上った。不納欠損は行政債権の放棄でもある。勿論、不納欠損処理に当たって、公法上の債権については各々適用法令に基づいているが、問題となるのは、例えば、地方税法第15条の7（滞納処分の停止の要件等）を適用し滞納処分を停止する場合、「滞納処分」として差し押さえることができる「財産の有無」について厳重な滞納整理がなされた結果のものであるか否かが重要である。又、時効中断の努力は勿論、人道的にやむなきものを除き、私法上のものについては「訴訟」での対処も必要となる。

なお、私法上の債権については、時効の援用がなされた場合は自動的に債権の消滅となるが、債務者の時効の援用がない場合やできない場合は、債権放棄の基準（本人死亡、相続放棄、行方不明等）に基づく議会の議決を得て不納欠損処分を行わなくてはならない。

介護保険の不納欠損が298千円（2件）昨年に続いて発生。理由は、介護保険法200条による「徴収権」の2年間不行使による時効の成立である。介護保険の「不能欠損」は“行政側の損失”に止まらず、介護保険対象者において、保険料、納付金など徴収金を徴収し、またはその還付を受ける権利、及び保険給付を受ける権利が消滅し、介護保険認定によるサービス利用時に給付制限などが課せられ不利益が生ずるところに深刻性がある。徴収権2年間の不行使の結果での、時効成立による不納欠損であるから、対象者には不利益の実態を説明するなど特別な対応が求められる。

※ 滞納処分の執行停止（滞納処分とは、地方公共団体が自立執行権に基づいて行なう租税債権の強制的な実現手段。執行停止とはこの強制手段を停止すること）

この対象者は、経済的に好転するなどが無い限り不納欠損予備軍的存在といえる。その他、注目は、町営住宅使用料の滞納である。決算年度末滞納額は26.6%増加し22,222千円となっている、内13件の3,656千円分は退去者の未払い額で、回収一元化対応を含め、時効中断措置となる督促行為など、努力を重ねているが実績は上がっていない。長期間に及ぶものは「訴訟行為」を試みるなど何らかのアクション



ンも必要な時期にある。問題は、①当該滞納額が 90 人、平均 247 千円（最低 4 千円、最高 1,553 千円）にある。家賃月 3 万円と仮定しても 10 ヶ月の滞納となり、住宅管理条例第 25 条の第 2 項（滞納 3 ヶ月での明渡規定）にそぐわぬ。②同条例の第 12 条も、敷金 3 ヶ月も滞納家賃との相殺を超え効果がない。③入居時における契約行為の厳格化及び「保証人の保証能力」の厳認。④滞納を抱えたまま退去する場合の規定が不明。等があり、町営住宅管理条例の見直しが必要である。

## 9 合併関連

### 平成 24 年度市町村合併支援交付金事業

（単位：千円）

| 事業名      | 総事業費    | 交付金額  | 事業概要                                     |
|----------|---------|-------|------------------------------------------|
| 合併特例債償還分 | 108,065 | 9,777 | 琴浦町内全域を網羅する音声告知放送システムの整備事業の起債償還額に対しての交付金 |
| 合 計      | 108,065 | 9,777 |                                          |

## 10 単町費のみによる補助金

単町費による補助金交付状況を昨年度対比で審査した結果を、次ページ以降に一覧表で明らかにした。補助金は、地方自治法第 232 条の 2 により「公益上の必要」がある場合、長と議会の認定によって交付と金額が決定されるが、この膨大な補助金決定は、決して自由裁量ではなく「公益性」の社会的客観的認定によることが原則である。

その為、決算年度の補助金交付状況を前年度と対比させ引き続き審査した。「町民的見地」から公益性が認定できる行政手続きの策定を期待してのものである。

監査の持論であるが、具体的には、一旦、現行の全補助金を白紙とし、改めて交付団体の交付要請（必要とする理由の明確化）を求め、「公益性」の社会的、客観的認定に基づく検討（補助金認定検討委員会＜仮称＞を設置し、補助金廃止の場合のデメリット、交付と廃止の差を明らかにする）により新たな補助金交付事業を実施すべきである。この作業は一般町民の財源と予算措置に対する関心を高め、町民の予算“制御体制”に役立つものである。

「商工会」に対する補助金を参考に定期監査（平成 24 年度上期分 発監第 34 号）で指摘したが、補助団体の総予算額に対する「自弁費割合」と「補助額割合」を交付基準の原則とすべきであること、公益性の最も高い「町内会（自治会）の組織運営と活動」を参考に、現行補助金交付要綱を見直すべきことを指摘した。これに対する行政側の意見、対応もないまま、商工会に対する平成 24 年度交付額は前年度と変化なく 6,500 千円である。

補助金交付は、行政意思や政策を誘導し促進することが目的であるから、行政の意に反する補助金の支出は「捨て銭」だとして、「労務改善協議会」に対する補助金問題を指摘し続けてきた。

各企業が独自にやるべきであろう福利に類する競技や、人間ドックの補助などに使用した過去もある。「労務改善」としてやるべき内容を定め、交付すべきである。交付目的は「雇用環境の改善や勤労意欲の向上を計るため」とあるが「雇用環境改善の内容」を明確にして交付すべきであり、「勤労意欲向上」は企業運営の基礎的課題であり使用者責任で独自に対処すべきものであろう。

今必要な「労務改善」とは、法的にも複雑な労務管理全般に渡り的確な対応をする



ためにある。例えば、各種の労働法規（労基法や労働契約法）に耐える労働条件であり、労務管理となっているか「就業規則」は万全か、法定福利としての「社会保険」＜厚生年金・健康保険＞などの適用はしているか、など課題は尽きない。明確な目的を持ち有効な補助事業であることを求めたい。

平成 24 年度決算における単町費による補助金総額は、事業対象 116 事業数に対し 230,714 千円である。前年度対比 4,243 千円 1.9%の増となっている。増減額と理由は表を参照されたい。

注：土地改良区「県営土地改良事業」に係る受益者負担軽減（債務負担行為）について「指摘事項」として別途記述した。

#### 単町費のみによる補助金の内訳

| 補助金の名称       | 支 出 先                                                                                                                                                                                                             | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額(円) | 増減額       | 増減の理由      |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------|------------|
| 町区長会補助金      |                                                                                                                                                                                                                   | 0                   | 310,200             | △ 310,200 |            |
| 部落自治振興活動補助金  | 各部落                                                                                                                                                                                                               | 8,564,300           | 8,672,800           | △ 108,500 |            |
| 部落自治振興補助金    | 部落区長                                                                                                                                                                                                              | 7,390,200           | 7,978,600           | △ 588,400 |            |
| 部落放送修繕補助金    | 地蔵町他 18 件                                                                                                                                                                                                         | 753,100             | 1,336,500           | △ 583,400 | 申請数の減      |
| 消防施設整備交付金    | 森藤部落他 27 件                                                                                                                                                                                                        | 920,000             | 1,563,000           | △ 643,000 | 申請数の減      |
| 防災資機材整備費補助金  | 出上自主防災会他 6 件                                                                                                                                                                                                      | 193,000             | 125,000             | 68,000    | 申請数の増      |
| 自主防災会育成交付金   | 八橋 3 区自治会自主防災会他 6 件                                                                                                                                                                                               | 100,000             |                     | 100,000   | 平成 24 年度新規 |
| 町輝け地域支援事業補助金 | ・ Team Bond<br>・ 浦安 1 区<br>・ 特定非営利活動法人 花本美雄文化振興会<br>・ 琴浦町ミニトマト P R 実行委員会<br>・ 琴ノ浦まちおこしの会<br>・ 特定非営利法人 塩谷定好フォトプロジェクト<br>・ 鳴り石の浜プロジェクト<br>・ 琴浦カップ少年サッカー大会実行委員会<br>・ 琴浦町商工会青年部<br>・ 白鳳の郷地域活性化協議会<br>・ 琴浦ウェディングプロジェクト | 2,518,052           | 1,424,000           | 1,094,052 | 事業実績による増   |
| 婚活支援事業       | NPO 法人アイアイ<br>琴浦町農家担い手結婚対策委員会                                                                                                                                                                                     | 572,000             | 0                   | 572,000   |            |

| 補助金の名称                | 支 出 先         | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額(円) | 増減額       | 増減の理由                                |
|-----------------------|---------------|---------------------|---------------------|-----------|--------------------------------------|
| 琴浦町納税貯蓄組合連合会事業補助金     | 琴浦町納税貯蓄組合連合会  | 270,000             | 270,000             | 0         |                                      |
| 琴浦町社会福祉協議会人件費補助金      | 琴浦町社会福祉協議会    | 15,000,000          | 15,000,000          | 0         |                                      |
| 琴浦町社会福祉協議会センター管理費補助金  | 琴浦町社会福祉協議会    | 4,250,000           | 4,250,000           | 0         |                                      |
| 琴浦町社会福祉協議会ふれあいまちづくり事業 | 琴浦町社会福祉協議会    | 620,000             | 620,000             | 0         |                                      |
| 琴浦町社会福祉協議会さわやか福祉基金補助金 | 琴浦町社会福祉協議会    | 850,000             | 850,000             | 0         |                                      |
| 琴浦町遺族連合会補助金           | 琴浦町遺族連合会      | 133,000             | 800,000             | △ 667,000 | 追悼式を遺族連合会と町の合同事業から町単独事業としたことによる事業費の減 |
| 琴浦町民生児童委員協議会活動補助金     | 琴浦町民生児童委員協議会  | 3,517,000           | 585,000             | 2,932,000 | 委員報償費<br>県外研修費<br>(3年に1回)を補助したことによる  |
| みどり園建設資金利子補給補助金       | 社会福祉法人立石会     | 440,000             | 660,000             | △ 220,000 | 償還金利子の減                              |
| みどり園建設資金利子補給補助金 増築分   | 社会福祉法人立石会     | 586,500             | 684,250             | △ 97,750  | 償還金利子の減                              |
| 百寿苑建設資金利子補給補助金        |               | 0                   | 289,534             | △ 289,534 | 償還の終了                                |
| 琴浦町手をつなぐ育成会補助金        | 琴浦町手をつなぐ育成会   | 90,000              | 90,000              | 0         |                                      |
| 琴浦町原爆被害者健康診断補助金       | 琴浦町原爆被害者協議会   | 22,500              | 37,000              | △ 14,500  | 会員数の減                                |
| 琴浦町シルバー人材センター運営補助金    | 琴浦町シルバー人材センター | 5,000,000           | 4,300,000           | 700,000   | 組織体制の維持・拡充及び事業推進                     |

| 補助金の名称                  | 支 出 先                                                                     | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額(円) | 増減額       | 増減の理由           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------|-----------------|
| 琴浦町身体障害者福祉協会補助金         | 琴浦町身体障害者福祉協会                                                              | 300,000             | 300,000             | 0         |                 |
| 外出支援サービス事業              | 琴浦町社会福祉協議会                                                                | 1,000,000           | 1,000,000           | 0         |                 |
| 母子会助成金                  | 琴浦町連合母子会                                                                  | 100,000             | 135,000             | △ 35,000  | 会員数の減           |
| 佐崎河川公園整備                |                                                                           | 0                   | 90,000              | △ 90,000  | 平成 24 年度より廃止    |
| 街路灯新設事業                 | 上 鋤 10 千円<br>竹内 10 千円<br>きらり町 40 千円<br>花見 10 千円<br>上法万 10 千円<br>槻下南 20 千円 | 100,000             | 90,000              | 10,000    | 申請数の増           |
| 農業青年会議活動助成事業費補助金        | 町農業青年会議                                                                   | 90,000              | 90,000              | 0         |                 |
| 農業漁業指導協議会活動補助金          |                                                                           | 0                   | 70,000              | △ 70,000  | 廃止              |
| 新規就農者定住促進交付金            | 新規就農者                                                                     | 500,000             | 900,000             | △ 400,000 | 対象者の減           |
| 果樹経営安定化対策事業費補助金         | J A 鳥取中央                                                                  | 2,121,227           | 2,071,618           | 49,609    |                 |
| 梨公園維持管理事業費補助金           |                                                                           | 0                   | 60,000              | △ 60,000  | 廃止              |
| 梨 P R 拡大支援補助金           | J A 鳥取中央                                                                  | 630,000             | 0                   | 630,000   | 新規              |
| 農業用廃プラスチック等適正処理促進事業費補助金 | ・ J A 鳥取中央<br>・ 町酪農組合                                                     | 169,413             | 190,056             | △ 20,643  |                 |
| 認定農業者協議会活動補助金           | 琴浦町認定農業者協議会                                                               | 250,000             | 150,000             | 100,000   | 県外研修等事業費の増      |
| 担い手育成支援協議会交付金           | 琴浦町担い手育成支援協議会                                                             | 27,999              | 115,042             | △ 87,043  | 研修事業等を実施しなかったため |
| 優良乳用牛精液利用促進事業補助金        | 町酪農組合                                                                     | 900,000             | 900,000             | 0         |                 |
| 優良和牛精液利用促進事業補助金         | J A 鳥取中央和牛生産部                                                             | 150,000             | 150,000             | 0         |                 |

| 補助金の名称                  | 支 出 先                         | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額(円) | 増減額          | 増減の理由                |
|-------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|--------------|----------------------|
| 畜産環境美化家畜糞尿処理堆肥化促進事業費補助金 | 町酪農組合                         | 100,000             | 137,000             | △ 37,000     |                      |
| 乳用牛品評会出品奨励事業費補助金        | 町酪農組合                         | 162,000             | 174,000             | △ 12,000     |                      |
| 和牛品評会出品奨励事業費補助金         | J A 鳥取中央                      | 9,000               | 45,000              | △ 36,000     |                      |
| 乳用種肥育経営緊急補填事業補助金        | ・ J A 鳥取中央<br>・ 県配合飼料価格安定基金協会 | 839,800             | 0                   | 839,800      | 平成 24 年度限り           |
| 第 10 回全国和牛能力共進会候補牛管理補助金 | J A 鳥取中央和牛生産部                 | 978,900             | 0                   | 978,900      | 平成 24 年度限り           |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金      | 東伯町土地改良区                      | 62,253,965          | 38,357,888          | 23,896,077   | 繰上げ償還による             |
| 琴浦町土地改良事業運営補助金          | 東伯町土地改良区                      | 9,388,971           | 10,608,915          | △ 1,219,944  | 補助対象経費の減             |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金      | 大栄町土地改良区                      | 1,476,757           | 1,476,757           | 0            | H24 年度終了             |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金      | 県営畑総事業畑かん大栄地区受益者協議会           | 901,224             | 914,640             | △ 13,416     | 償還額の減による<br>H24 年度終了 |
| 農林土木事業利子補給補助金           | —                             | 0                   | 11,255,499          | △ 11,255,499 | H23 年度終了             |
| 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金      | 赤碕町土地改良区                      | 25,026,544          | 22,434,273          | 2,592,271    | 償還額の増                |
| 県営畑地総合整備事業負担金           | —                             | 0                   | 2,386,872           | △ 2,386,872  | H23 年度終了             |
| 琴浦町土地改良事業運営補助金          | 赤碕町土地改良区                      | 6,685,000           | 6,000,000           | 685,000      | 補助対象経費の増             |
| 琴浦町土地改良区連合賦課金補助金        | 東伯町土地改良区                      | 1,760,400           | 1,760,400           | 0            |                      |
| 琴浦町土地改良区連合賦課金補助金        | 赤碕町土地改良区                      | 1,053,360           | 1,053,500           | △ 140        | 補助対象経費の減             |
| 緊急間伐実施事業補助金             | 鳥取県中部森林組合                     | 3,000,000           | 2,500,000           | 500,000      | 間伐面積の増               |
| 森林施業計画樹立事業補助金           |                               | 0                   | 216,000             | △ 216,000    | 廃止                   |

| 補助金の名称             | 支 出 先            | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額(円) | 増減額       | 増減の理由             |
|--------------------|------------------|---------------------|---------------------|-----------|-------------------|
| 漁村環境改善センター運営費補助金   | 赤碕町漁協            | 320,000             | 320,000             | 0         |                   |
| 漁業振興対策補助金          | 赤碕町漁協            | 223,501             | 223,501             | 0         |                   |
| 漁業近代化資金利子補給事業補助金   | 赤碕町漁協            | 11,822              | 27,934              | △ 16,112  |                   |
| 漁獲共済掛金軽減事業補助金      | 全国合同漁業共済組合鳥取県事務所 | 166,070             | 174,220             | △ 8,150   |                   |
| 漁業緊急保証対策事業補助金      | 鳥取県漁業信用基金協会      | 85,168              | 98,978              | △ 13,810  |                   |
| 遠距離通学補助金           | 児童               | 980,640             | 1,015,848           | △ 35,208  | 該当児童数の減           |
| 遠距離通学補助金           | 生徒               | 1,617,408           | 1,461,888           | 155,520   | 該当生徒数の増           |
| 小・中学校教育研究会補助金      | 琴浦町教育研究会         | 380,000             | 380,000             | 0         |                   |
| 生乳補助金              | 学校給食会            | 0                   | 8,578               | △ 8,578   | 八橋幼稚園廃園           |
| 学校給食費等補助金（小学校）     | 学校給食会            | 1,927,145           | 1,943,753           | △ 16,608  | 食数の減              |
| 学校給食費等補助金（中学校）     | 学校給食会            | 1,068,375           | 1,042,351           | 26,024    | 食数の増（欠食の減）        |
| 個を活かす学校づくり補助金      | 各中学校長            | 100,000             | 54,000              | 46,000    | 補助金を増額し、事業の充実を図った |
| 生徒派遣補助金            | 該当生徒（学校）         | 596,175             | 1,069,545           | △ 473,370 | 全国大会に出場する部が少なかった  |
| 生徒部活動強化補助金         | 各中学校長            | 472,500             | 485,100             | △ 12,600  | 該当人数の減            |
| 修学旅行引率補助金          | 各小中学校長           | 153,551             | 188,148             | △ 34,597  | 費用単価の減            |
| 芸術鑑賞補助金            | 生徒               | 84,780              | 85,050              | △ 270     |                   |
| JRC生徒派遣補助金         | 生徒               | 12,000              | 9,000               | 3,000     | 該当人数の増            |
| 語学指導者家賃補助金         | 赤碕中イアン<br>東伯中エレン | 584,000             | 756,000             | △ 172,000 | 23 年度までは個人負担 1 万円 |
| 社会教育関係団体育成補助金（青年団） | 琴浦町青年団           | 170,000             | 170,000             | 0         |                   |
| 社会教育関係団体育成補助金（婦人会） | 琴浦町連合婦人会         | 340,000             | 340,000             | 0         |                   |

| 補助金の名称                        | 支 出 先                           | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額<br>(円) | 増減額         | 増減の理由                                 |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------|---------------------------------------|
| 社会教育関係団体<br>育成補助金（青少年健全育成協議会） | 琴浦町青少年健全育成協議会                   | 256,000             | 256,000                 | 0           |                                       |
| 文化協会活動補助金                     | 東伯文化協会<br>赤碕文化協会                | 56,000              | 56,000                  | 0           |                                       |
| 町 P T A 連合協議<br>会補助金          | 琴浦町 PTA 連合協議会                   | 51,000              | 51,000                  | 0           |                                       |
| 無形民俗文化財補<br>助金                | 三本杉盆踊り保存会                       | 20,000              | 20,000                  | 0           |                                       |
| 無形民俗文化財補<br>助金                | 逢束踊り保存会                         | 20,000              | 20,000                  | 0           |                                       |
| 無形民俗文化財補<br>助金                | 以西おどり保存会                        | 20,000              | 20,000                  | 0           |                                       |
| 男女共同参画推進<br>会補助金              | 琴浦町男女共同参画推進<br>会議               | 123,129             | 130,000                 | △ 6,871     | 補助団体の<br>活動計画変<br>更による減               |
| 県スポレク・全国<br>大会参加補助金           | 琴浦町体育協会                         | 631,600             | 270,000                 | 361,600     | 選手派遣者<br>数の増                          |
| 郡民体育大会練習<br>参加補助金             | 琴浦町体育協会                         | 2,537,138           | 2,682,000               | △ 144,862   | 不用額返還                                 |
| 琴浦町体育協会補<br>助金                | 琴浦町体育協会                         | 1,355,912           | 1,440,000               | △ 84,088    | 不用額返還                                 |
| スポーツ教室交流<br>会補助金              | 琴浦町スポーツ教室交流<br>会                | 270,000             | 270,000                 | 0           |                                       |
| 米子・鳥取間駅伝<br>大会練習参加補助<br>金     | 琴浦町体育協会                         | 135,000             | 90,000                  | 45,000      | 出場チーム<br>の増                           |
| 中部駅伝大会練習<br>参加補助金             | 琴浦町体育協会                         | 76,500              | 81,000                  | △ 4,500     | 登録選手の<br>減                            |
| スポーツ少年団育<br>成強化補助金            | 琴浦町スポーツ少年団                      | 1,099,228           | 1,116,000               | △ 16,772    | 不用額返還                                 |
| 人権・同和教育推<br>進研究事業委託料          | 琴浦町人権・同和教育推進<br>協議会ほか 5 団体      | 1,008,000           | 1,008,000               | 0           |                                       |
| 進学奨励金                         | 高校：111 名<br>専修学校：9 名<br>大学：14 名 | 7,402,000           | 6,636,000               | 766,000     | 支給対象者<br>の増<br>(H23 年度<br>より対象拡<br>大) |
| 琴浦町同和対策推<br>進協議会負担金           | 琴浦町同和対策推進協議<br>会                | 300,000             | 2,500,000               | △ 2,200,000 | 会への直接<br>支給へ変更                        |
| 部落解放同盟琴浦<br>町協議会補助金           | 部落解放同盟琴浦町協議<br>会                | 1,834,640           |                         | 1,834,640   |                                       |

| 補助金の名称                        | 支 出 先                  | 平成 24 年度<br>補助金額(円) | 平成 23 年度<br>補助金額(円) | 増減額         | 増減の理由                               |
|-------------------------------|------------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------------------------------|
| 琴浦町人権・同<br>和对策雇用促進<br>協議会     | 琴浦町人権・同和对<br>策雇用促進協議会  | 22,902              | 135,000             | △ 112,098   | 補助金要綱の<br>見直し及び残<br>額精算のため          |
| 琴浦町同和地区<br>中小企業特別融<br>資保証料補助金 |                        | 0                   | 6,962               | △ 6,962     | 経過措置をし<br>ていたが、該当<br>者がいなくな<br>ったため |
| 商工会育成補助<br>事業                 | 琴浦町商工会                 | 6,500,000           | 6,500,000           | 0           |                                     |
| 観光協会事業                        | 琴浦町観光協会                | 1,973,000           | 1,973,000           | 0           |                                     |
| 労務改善協議会                       | 琴浦町労務改善協議<br>会（商工会内）   | 407,065             | 540,000             | △ 132,935   | 補助金要綱の<br>見直し及び残<br>額精算のため          |
| ことうら商品券<br>発行補助金              | 琴浦町商工会                 | 1,692,562           | 2,495,166           | △ 802,604   | 発行総額の減                              |
| 白鳳祭運営費補<br>助金                 | 白鳳祭実行委員会<br>（商工観光課内）   | 3,927,104           | 4,000,000           | △ 72,896    |                                     |
| 船上山さくら祭<br>り運営費補助金            | さくら祭り実行委員<br>会（商工観光課内） | 1,653,279           | 1,800,000           | △ 146,721   |                                     |
| 琴浦町国際交流<br>協会補助金              | 琴浦町国際交流協会              | 135,000             | 135,000             | 0           |                                     |
| 国際交流員家賃<br>補助金                | 李 晋銀                   | 276,000             | 321,584             | △ 45,584    |                                     |
| 日韓友好資料館<br>企画運営委員会<br>運営補助金   | 日韓友好資料館企画<br>運営委員会     | 494,867             | 500,000             | △ 5,133     |                                     |
| 琴浦町国道 9 号<br>活性化研究協議<br>会補助金  |                        |                     | 1,000,000           | △ 1,000,000 |                                     |
| 特産品等販路開<br>拓事業補助金             | 琴浦町商工会                 | 620,000             | 1,375,000           | △ 755,000   | 補助対象事業<br>の減                        |
| 雇用促進奨励助<br>成金                 | 赤碕福祉会ほか 7 事<br>業所      | 2,200,000           | 10,200,000          | △ 8,000,000 | 対象を正規雇<br>用へと見直し<br>たため             |
| 小規模事業者経<br>営改善資金利子<br>補給補助金   | 商工会                    | 176,389             | 0                   | 176,389     | 平成 24 年度新<br>規                      |
| 八橋振興会運営<br>費補助金               | 八橋振興会                  | 652,000             | 652,000             | 0           |                                     |
| 広域路線バス運<br>行補助金               | 日ノ丸自動車株式会<br>社         | 10,553,544          | 8,542,688           | 2,010,856   | 燃料費の増加、<br>利用者数の低<br>迷のため           |
| 琴浦町営バス待<br>合所設置補助金            | 八幡町                    | 800,000             | 600,000             | 200,000     |                                     |
| 韓国旅行支援事<br>業補助金               |                        |                     | 1,205,000           | △ 1,205,000 |                                     |



| 補助金の名称                      | 支 出 先                  | 平成 24 年度<br>補助金額 (円) | 平成 23 年度<br>補助金額 (円) | 増減額         | 増減の理<br>由          |
|-----------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|-------------|--------------------|
| 家族経営協定連<br>絡会事業費補助<br>金     | 琴浦町家族経営協定連絡<br>会       | 0                    | 18,000               | △ 18,000    | 行政改革<br>のため        |
| 農業者年金友の<br>会補助金             | 琴浦町東伯地区農業者年<br>金友の会    | 0                    | 15,000               | △ 15,000    | 行政改革<br>のため        |
| 農業者年金友の<br>会補助金             | 琴浦町赤碕支部農業者年<br>金受給者友の会 | 0                    | 15,000               | △ 15,000    | 行政改革<br>のため        |
| 専用水道・飲料水<br>供給施設等修理<br>費補助金 | 三本杉用水組合・上郷用水<br>組合     | 377,000              | 2,464,000            | △ 2,087,000 | H23 4 件<br>H24 2 件 |
| 合 計                         |                        | 230,714,206          | 226,471,638          | 4,242,568   |                    |

## 平成 24 年度財産管理状況等審査意見

### 第 1 審査の対象

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの財産管理状況。

(1) 基金の運用状況 (地方自治法第 241 条第 5 項)

財政調整積立基金等 32 の基金運用状況調書

(2) 財産管理状況

① 公有財産

土地、建物、山林、動産、物品、無体財産権 (特許権)

② 基金

③ 債権

### 第 2 審査の手続き

審査対象となる財産管理状況審査にあたっては、財産のすべてについて関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係書類の提出を求め関係職員の説明を聴取する等、次の諸点に意を用いて慎重に審査を行った。

①財産に関する管理及び所有計数は正確で誤りはないか。

②基金等は、設置目的に沿って適正に運用されているか。

③収支の事務は、関係法令等に基づき適正に処理されているか。

### 第 3 審査の結果

基金をはじめ財産に属するものの管理状況は、以下のとおりであるが、審査に付された諸資料による財産はそれぞれ厳重に管理され、計数はいずれも正確であり、収支に関わる事務は適正に処理されているものと認められた。

#### 1 基金の状況

基金の決算年度末現在高状況は次ページの表のとおりである。基金は 32 基金ある。その内、高等特別支援学校開校を契機とした人権のまちづくり基金と歴史民俗資料館職員雇用基金の 2 つが廃止された。

基金 (預金) の合計とその増減内容をみると、年度末残高は 3,560,491 千円であったが、166,313 千円増加し、結果、決算年度末現在高は 3,726,804 千円となっている。

土地は、前年度末と変わりなく決算年度末現在高は 3,827 m<sup>2</sup>である。

基 金

(単位：千円)

| 区 分                          | 年度当初現在高              | 決算年度中増減高         | 決算年度末現在高             |
|------------------------------|----------------------|------------------|----------------------|
| 預 金                          | 3,560,491            | 166,313          | 3,726,804            |
| 土 地                          | 3,827 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 3,827 m <sup>2</sup> |
| 基金名（上記の預金内訳）                 | 年度当初現在高              | 決算年度中増減高         | 決算年度末現在高             |
| ① 財政調整積立基金                   | 815,802              | 35,406           | 851,208              |
| ② 減債基金                       | 123,330              | 76,103           | 199,433              |
| ③ 地域活性化基金                    | 43,807               | △5,147           | 38,660               |
| ④ 公共施設等建設基金                  | 853,722              | 46,779           | 900,501              |
| ⑤ 図書館図書購入基金                  | 2,024                | 0                | 2,024                |
| ⑥ 赤碕中学校区小学校図書購入基金            | 6,705                | 0                | 6,705                |
| ⑦ 東伯小学校門脇教育図書購入基金            | 7,500                | 0                | 7,500                |
| ⑧ 赤碕中学校図書購入基金                | 2,200                | 0                | 2,200                |
| ⑨ 林原育英奨学基金                   | 11,398               | 603              | 12,001               |
| ⑩ 平岩教育・福祉振興基金                | 3,905                | 1                | 3,906                |
| ⑪ 船上山万本桜公園整備基金               | 4,604                | 0                | 4,604                |
| ⑫ 地域福祉基金                     | 10,427               | 0                | 10,427               |
| ⑬ 住宅新築資金等貸付事業基金              | 0                    | 0                | 0                    |
| ⑭ 国民健康保険財政調整基金               | 1,496                | 1                | 1,497                |
| ⑮ 国民健康保険高額療養費資金貸付基金          | 3,000                | 0                | 3,000                |
| ⑯ 介護給付費準備基金                  | 10                   | 2                | 12                   |
| ⑰ 農村多元情報連絡施設等基金              | 13,615               | 2,213            | 15,828               |
| ⑱ 農業集落排水事業推進基金               | 13,997               | 304              | 14,301               |
| ⑲ 肉用牛特別導入事業基金                | 1,136                | △1,136           | 0                    |
| ⑳ 土地開発基金                     | 153,225              | 0                | 153,225              |
| ㉑ 道の駅ポート赤碕運営基金               | 137                  | 0                | 137                  |
| ㉒ 下水道事業推進基金                  | 54,871               | 9,725            | 64,596               |
| ㉓ 下水道事業便所等改造資金貸付基金           | 17,017               | 374              | 17,391               |
| ㉔ きらりタウン赤碕定住促進基金             | 8,550                | △700             | 7,850                |
| ㉕ 地域振興基金                     | 1,191,710            | 2,039            | 1,193,749            |
| ㉖ 森林保全管理基金                   | 1,596                | △131             | 1,465                |
| ㉗ ふるさと未来夢基金                  | 2,889                | △1,099           | 1,790                |
| ㉘ 地域雇用創出推進基金                 | 169,346              | △16,987          | 152,359              |
| ㉙ コーポラスことうら基金                | 36,052               | 22,193           | 58,245               |
| ㉚ 高等特別支援学校開校を契機とした人権のまちづくり基金 | 2,530                | △2,530           | H25.3.31 廃止          |
| ㉛ 歴史民俗資料館職員雇用基金              | 1,700                | △1,700           | H25.3.31 廃止          |
| ㉜ 物産館ことうら運営基金                | 2,190                | 0                | 2,190                |
| 合 計                          | 3,560,491            | 166,313          | 3,726,804            |

**財政調整基金**＝年度間の財源の不均衡を調整するための基金である前年度末残高は 815,802 千円、決算年度中、取崩しなし。35,000 千円と利息を積立て、結果、決算年度末現在高は 851,208 千円となった。

**減債基金**＝地方債の償還及びその信用のための基金である。前年度末残高は 123,330 千円、決算年度中取り崩しなく 76,000 千円と利息を積立てた結果年度中 76,103 千円の増となり、決算年度末現在高は 199,433 千円となった。

**地域活性化基金**＝活力ある町づくりを推進（人材育成、町おこし支援など）に充てるための基金である。前年度末残高は 43,807 千円であったが、決算年度中、白鳳祭、さくら祭りのため 5,147 千円を取崩し結果、決算年度末現在高は 38,660 千円となった。

**公共施設等建設基金**＝庁舎建設など町が設置する公共施設の費用に充てるための基金である。前年度末残高は 853,722 千円であったが、新たに 46,000 千円と利息を積立て 46,779 千円が増加、結果、決算年度末現在高は 900,501 千円となった。

**図書館図書購入基金**＝図書購入の財源に充てるための基金である。決算年度中、増減なく、結果決算年度末現在高は 2,024 千円である。

**赤碕中学校区小学校図書購入基金**＝表題の図書購入財源に充てるための基金である。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は 6,705 千円である。

**東伯小学校門脇教育図書購入基金**＝表題の図書購入財源に充てるための基金である。決算年度中の増減はなく、決算年度末残高は 7,500 千円である。

**赤碕中学校図書購入基金**＝表題の図書購入財源に充てるための基金である。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は 2,200 千円である。

**林原育英奨学基金**＝向学心旺盛でありながら、家庭の事情などの理由で勉学が困難な人を支援し人材の育成、教育水準の向上、地域社会の発展に寄与する目的の基金である。前年度末残高は 11,398 千円であったが決算年度中償還分 600 千円と利息を積み立て 12,001 千円となった。

**平岩教育・福祉振興基金**＝教育振興と福祉増進の財源に充てるための基金。決算年度中、利子 1 千円を加え、決算年度末現在高は 3,906 千円である。

**船上山万本桜公園整備基金**＝万本桜公園整備事業の促進を図るための基金。年度中増減なく決算年度末現在高は 4,604 千円である。

**地域福祉基金**＝各種福祉事業の推進を図るための基金である。

前年度年末残高は 10,427 千円であったが、決算年度中増減はなく決算年度末現在高も 10,427 千円である。

**住宅新築資金等貸付事業基金**＝表題の貸付事業に係る町債の償還に必要な財源を積立てるための基金であったが平成 9 年より事業廃止となったため、積立額はゼロ。

**国民健康保険財政調整基金**＝当該事業の財源不足に備えた基金である。

前年度末残高は 1,496 千円であったが、年度中利子により 1 千円増加、結果決算年度末現在高は 1,497 千円である。

**国民健康保険高額療養費資金貸付基金**＝高額対象となる一部負担金の支払いが困難と認められる場合に貸付を行うための基金である。

決算年度中増減はなく、決算年度末現在高は 3,000 千円である。

**介護給付費準備基金**＝事業の健全な運営に資するための基金である。

前年度末残高は 10 千円であったが、利子 2 千円が加わり決算年度末現在高は 12 千円である。

**農村多元情報連絡等基金**＝有線テレビジョン放送などの更新、その他経費に充てるための基金である。前年度末残高は 13,615 千円であったが、決算年度中、施設使用料 2,213 千円を積立て増加、決算年度末現在高は 15,828 千円となった。

**農業集落排水事業推進基金**＝農業集落排水事業推進のための基金である。

前年度末残高は 13,997 千円であったが、決算年度中事業充当のため 10,000 千円を取崩し分担金収入の 10,289 千円と利息を積み立てた結果、決算年度末残高 14,301 千円となった。

**肉用牛特別導入事業基金**＝肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に資するための基金であったが、当事業は平成 17 年で終了している。導入牛の金銭返還期間が 5 年間のため平成 23 年度まで基金制度は継続していたものである。決算年度中残額であった 1,136 千円を一般会計へ繰入れ清算し決算年度末残高はゼロとした。

**土地開発基金**＝公共用に供する土地、公共の利益のために必要とする土地を先行取得し、円滑な事業を図るものである。前年度末残高は 153,225 千円で、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は 153,225 千円である。

**道の駅ポート赤碕運営基金**＝表題の運営に関する財源に充てるための基金である。年度当初現在高は 137 千円で、決算年度中の増減はなく決算年度末現在高は 137 千円である。

**下水道事業推進基金**＝下水道施設の整備及び起債償還等のための基金である。前年度末残高は、54,871 千円であったが、事業充当のため 20,000 千円を取り崩し使用料の一部 29,710 千円と利息を積み立て差し引き決算年度中 9,725 千円の増加となり決算年度末残高は 64,596 千円となった。

**下水道事業便所等改造資金貸付基金**＝下水道処理区域内で、便所等を改造する対象者に貸付け融資をするための基金である。前年末残高は 17,017 千円であったが、貸付償還分の 374 千円が増加し結果、決算年度末現在高は 17,391 千円となった。

**きらりタウン赤碕定住促進基金**＝きらりタウンの分譲促進に関する事業の財源に充てるための基金である。前年度末残高は 8,550 千円であったが、決算年度中、入居紹介者に対する奨励金のため 700 千円を取崩し支出、決算年度末残高は 7,850 千円となった。

**地域振興基金**＝町民の連携強化及び地域振興などを図るための基金。平成 18 年 9 月新設。合併特例債を活用して地域振興促進のため設立したものである。前年度末残高は 1,191,710 千円であったが、決算年度中、利子の 2,039 千円を積立て、取崩しはなく、決算年度末現在高は 1,193,749 千円となっている。

**森林保全管理基金**＝森林の保全及び管理の推進を図るための基金。前年度末残高は 1,596 千円であったが、決算年度中、共生の森事業のため 131 千円を取崩し、決算年度末現在高は 1,465 千円になっている。

**ふるさと未来夢基金**＝自然環境の保全、次世代育成支援、高齢者福祉の増進及び祭りの実施を通じて地域活力の創出を目的とした基金である。前年度末残高は 2,889 千円であったが、寄付金積み立て 2,000 千円、高齢者祭り事業で 3,100 千円、取崩し支出、差し引き 1,099 千円減少、結果決算年度末現在高 1,790 千円となっている。

**地域雇用創出推進基金**＝平成 21 年度普通交付税算定経費として導入された地域雇用創出推進費を町政策に反映する事が目的である。前年度末残高は 169,346 千円であったが、決算年度中住宅リホーム交付金・雇用創出奨励事業のため 17,200 千円を取崩し、利子積み立て 214 千円を積み立

て差し引き 16,987 千円の減少、結果、決算年度末現在高は 152,359 千円である。

**コーポラスことうら基金**=住宅困窮者に対し、健康で文化的な生活を営む住宅を提供するための基金である（平成 22 年 4 月 1 日施行）

前年度末残高は 36,052 千円であったが、住宅使用料 22,179 千円と利子を積立て、決算年度末残高は 58,245 千円である。

**高等特別支援学校開校を契機とした人権の町づくり基金**=住民生活にとって大事な分野である人権問題に光をあてるため、高等特別支援学校開校を契機に地域住民に人権啓発への理解の強化を図るための基金である。（平成 23 年 2 月 15 日施行）前年度末残高は 2,530 千円であったが平成 25 年 3 月 31 日廃止のため国庫に返還しゼロとなった。

**歴史民俗資料館職員雇用基金**=住民生活にとって大切な分野である文化の地域づくりの取り組みを強化するための基金である（平成 23 年 2 月 15 日施行）前年度末残高は、1,700 千円であったが平成 25 年 3 月 31 日廃止。

**物産館ことうら運営基金**=物産館の開設にともない、適正な運営を図るための基金である（平成 23 年 12 月 13 日施行）決算年度中 2,190 千円を積立て造成している。決算年度中増減なく決算年度末残高 2,190 千円である。

尚、基金残高 3,726,804 千円のうち 99.4%が定期預金である。引き続き「金利決定の入札行為」により有利な預金とされたい。

## 2 公有財産

### （総括）土地及び建物

#### （1）土地（面積）

前年度末現在高は 857,227 m<sup>2</sup>であったが、9,199 m<sup>2</sup>が増加し 370 m<sup>2</sup>が減少したため決算年度末現在高は 866,056 m<sup>2</sup>となった。

#### ◆決算年度中の増減高内訳

- ・「公共財産としての土地面積 9,199 m<sup>2</sup>の増加は浦安地区新保育施設用地取得によるものである。その他財産の 370 m<sup>2</sup>の減少は、定期借地権用地（きらりタウン）5 区画の購入による 1362.28 m<sup>2</sup>の増と、赤碕診療所用地 1437.28 m<sup>2</sup>売却によるものである。

注：法定外公共物としての（赤線、青線）は無登記であり、財産にはカウントされない。但し、個人に売り払うため登記後に売却する（6 件 6 筆 八橋・太一垣地内他）

#### （2）建物（延面積）



前年度末現在高（木造、非木造延面積）は 139,293 m<sup>2</sup>であったが、年度中の 3,182 m<sup>2</sup>（非木造、新庁舎）の増加の結果、決算年度末現在高は 142,475 m<sup>2</sup>となっている。

その他財産の 849 m<sup>2</sup>は八橋地内旧警察官舎跡地等の普通財産である。

### （３）山林

山林財産は、前年度現在高と変わらず、分収林「帽子取地区」の 567,647 m<sup>2</sup>である、

注：分収林＝分収林契約を結び造林後の伐採で収益を分け合うもの

説明：公有財産は、地方公共団体の所有する「不動産」「動産」「物権」「無体財産権」「有価証券」「出資による権利」「不動産の信託による受益権」という。

公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に分類される。

「行政財産」は「公用財産」又は「公共用財産」に区分される。「公用財産」は役場本庁・分庁舎、警察、消防施設等であり、「公共用財産」には学校、保育園、幼稚園、公営住宅、公園等がある。

「普通財産」は「行政財産」以外の公有財産をいい、例えば職員住宅、貸付を目的とした土地、建物である。

注：次ページに取り上げたのは、公有財産の内公共用財産（一般住民が使用することができる財産である）。但し学校・保育所などは除いた。

公共施設や、指定管理者制度に係わる施設の状況を表にした。公共用施設の管理運用については当然の事ながら「費用対効果」を踏まえて利用率の向上、維持管理費の削減などが課題である。

### 平成 24 年度おもな公共施設等の活用状況

※( )の数値は、前年度実績額

| 施設名             | 利用人員    | 費 用         |             |              | 利用料等<br>収入 (B) | 一般財源額<br>(A) - (B) |
|-----------------|---------|-------------|-------------|--------------|----------------|--------------------|
|                 |         | 人件費         | 維持<br>管理費等  | 計 (A)        |                |                    |
| 保健センター          | 2,210   | 0           | 1,231,995   | 1,231,995    | 0              | 1,231,995          |
|                 | (3,270) | 0           | (1,462,203) | (1,462,203)  | (0)            | (1,462,203)        |
| いきいき健康センター      | 673     | 0           | 406,397     | 406,397      | 0              | 406,397            |
|                 | (269)   | (0)         | (339,424)   | (339,424)    | (0)            | (339,424)          |
| 赤碕地域コミュニティーセンター | 4,841   | 3,489,548   | 9,553,120   | 13,042,668   | 212,625        | 12,830,043         |
|                 | (5,575) | (3,510,278) | (8,820,100) | (12,330,378) | (179,287)      | (12,151,091)       |

| 施設名             | 利用人員             | 費 用                  |                        |                        | 利用料等<br>収入 (B)           | 一般財源額<br>(A) - (B)     |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|
|                 |                  | 人件費                  | 維持<br>管理費等             | 計 (A)                  |                          |                        |
| 町営駐車場           | 300<br>(300)     | 0<br>(0)             | 8,757<br>(8,757)       | 8,757<br>(8,757)       | 1,518,000<br>(1,518,000) | 0<br>(0)               |
| ふるさと海岸公衆ト<br>イレ | —<br>—           | 150,000<br>(150,000) | 44,863<br>(44,863)     | 194,863<br>(194,863)   | 0<br>(0)                 | 194,863<br>(194,863)   |
| 逢東海岸ふれあい広<br>場  | —<br>—           | 113,022<br>(96,462)  | 365,734<br>(949,045)   | 478,756<br>(1,045,507) | 0<br>(0)                 | 478,756<br>(1,045,507) |
| 徳万公園            | —<br>—           | 0<br>(0)             | 264,009<br>(91,010)    | 264,009<br>(91,010)    | 0<br>(0)                 | 264,009<br>(91,010)    |
| 八橋児童公園          | —<br>—           | 120,000<br>(120,000) | 34,925<br>(57,625)     | 154,925<br>(177,625)   | 0<br>(0)                 | 154,925<br>(177,625)   |
| いなり公園           | —<br>—           | 120,000<br>(120,000) | 229,361<br>(456,696)   | 349,361<br>(576,696)   | 0<br>(0)                 | 349,361<br>(576,696)   |
| 道の駅公園           | —<br>—           | 85,000<br>(81,600)   | 347,290<br>(5,083,890) | 432,290<br>(5,165,490) | 0<br>(0)                 | 432,290<br>(5,165,490) |
| 荒神公園            | —<br>—           | 0<br>(0)             | 246,850<br>(130,502)   | 246,850<br>(130,502)   | 0<br>(0)                 | 246,850<br>(130,502)   |
| きらり公園           | —<br>—           | 71,604<br>(152,857)  | 324,480<br>(701,964)   | 396,084<br>(854,821)   | 0<br>(0)                 | 396,084<br>(854,821)   |
| 大父木地親水公園        | 580<br>(580)     | 0<br>(0)             | 781,476<br>(711,328)   | 781,476<br>(711,328)   | 0<br>(0)                 | 781,476<br>(711,328)   |
| 水辺公園            | 4,000<br>(3,900) | 450,000<br>(300,000) | 853,771<br>(163,361)   | 1,303,771<br>(463,361) | 0<br>(0)                 | 1,303,771<br>(463,361) |
| 逢東農村公園          | 2,000<br>(1,970) | 0<br>(0)             | 117,149<br>(119,536)   | 117,149<br>(119,536)   | 0<br>(0)                 | 117,149<br>(119,536)   |
| 八橋農村公園          | 1,460<br>(2,020) | 156,000<br>(156,000) | 197,015<br>(297,413)   | 353,015<br>(453,413)   | 0<br>(0)                 | 353,015<br>(453,413)   |
| 花見公園            | —<br>—           | 0<br>(0)             | 0<br>(0)               | 0<br>(0)               | 0<br>(0)                 | 0<br>(0)               |

| 施設名               | 利用人員               | 費 用                        |                            |                            | 利用料等<br>収入 (B)           | 一般財源額<br>(A) - (B)         |
|-------------------|--------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
|                   |                    | 人件費                        | 維持<br>管理費等                 | 計 (A)                      |                          |                            |
| 伊勢崎地区コミュニティー施設    | 1,898<br>(1,110)   | 270,000<br>(270,000)       | 831,440<br>(590,857)       | 1,101,440<br>(860,857)     | 17,250<br>(18,600)       | 1,084,190<br>(842,257)     |
| 赤碕ふれあい交流会館        | 9,983<br>(9,526)   | 0<br>(0)                   | 970,193<br>(1,060,032)     | 970,193<br>(1,060,032)     | 146,700<br>(178,840)     | 823,493<br>(881,192)       |
| 生涯学習センター          | 50,606<br>(43,704) | 0<br>(0)                   | 31,052,252<br>(27,650,101) | 31,052,252<br>(27,650,101) | 4,301,014<br>(4,690,957) | 26,751,238<br>(22,959,144) |
| 八橋地区公民館           | 10,643<br>(11,231) | 2,656,810<br>(2,323,230)   | 1,578,092<br>(3,152,594)   | 4,234,902<br>(5,475,824)   | 25,600<br>(27,150)       | 4,209,302<br>(5,448,674)   |
| 浦安地区公民館           | 8,029<br>(7,480)   | 2,070,426<br>(2,436,030)   | 2,453,898<br>(1,809,052)   | 4,524,324<br>(4,245,082)   | 269,850<br>(189,000)     | 4,254,474<br>(5,805,349)   |
| 下郷地区公民館           | 4,359<br>(4,161)   | 2,659,532<br>(2,194,710)   | 1,088,959<br>(976,404)     | 3,748,491<br>(3,171,114)   | 24,000<br>(24,000)       | 3,724,491<br>(3,147,114)   |
| 上郷地区公民館           | 2,762<br>(2,812)   | 2,684,030<br>(2,323,230)   | 878,405<br>(801,541)       | 3,562,435<br>(3,124,771)   | 24,000<br>(24,000)       | 3,538,435<br>(3,100,771)   |
| 古布庄地区公民館          | 2,800<br>(2,775)   | 2,526,602<br>(2,145,800)   | 1,130,879<br>(793,084)     | 3,657,481<br>(2,938,884)   | 0<br>(0)                 | 3,657,481<br>(2,938,884)   |
| 赤碕地区公民館           | 6,336<br>(6,004)   | 2,664,478<br>(2,346,430)   | 1,202,420<br>(954,300)     | 3,866,898<br>(3,300,730)   | 24,000<br>(24,000)       | 3,842,898<br>(3,276,730)   |
| 成美地区公民館           | 6,027<br>(6,333)   | 2,669,922<br>(2,347,130)   | 4,307,142<br>(2,001,569)   | 6,977,064<br>(4,348,699)   | 171,950<br>(168,950)     | 6,805,114<br>(4,179,749)   |
| 安田地区公民館           | 3,695<br>(3,513)   | 2,352,256<br>(1,987,860)   | 3,435,754<br>(2,578,114)   | 5,788,010<br>(4,565,974)   | 71,000<br>(81,500)       | 5,717,010<br>(3,642,030)   |
| 以西地区公民館           | 3,599<br>(3,983)   | 2,668,561<br>(2,345,130)   | 1,887,523<br>(979,108)     | 4,556,084<br>(3,324,238)   | 115,850<br>(168,650)     | 4,440,234<br>(3,155,588)   |
| 琴浦町図書館<br>(本館、分館) | 33,681<br>(34,681) | 20,251,110<br>(26,316,463) | 11,339,687<br>(21,263,210) | 31,590,797<br>(47,579,673) | 218,037<br>(15,035,018)  | 31,372,760<br>(32,544,655) |
| カウベルホール           | 16,460<br>(18,912) | 4,065,060<br>(4,094,365)   | 6,852,024<br>(7,752,012)   | 10,917,084<br>(11,846,377) | 1,409,108<br>(1,582,945) | 9,507,976<br>(10,263,432)  |
| 農業者トレーニングセンター     | 17,730<br>(13,034) | 2,308,404<br>(2,275,345)   | 3,349,389<br>(65,083,626)  | 5,657,793<br>(67,358,971)  | 370,399<br>(3,933,365)   | 5,287,394<br>(63,425,606)  |

| 施設名               | 利用人員                 | 費 用                      |                            |                            | 利用料等<br>収入 (B)           | 一般財源額<br>(A) - (B)         |
|-------------------|----------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
|                   |                      | 人件費                      | 維持<br>管理費等                 | 計 (A)                      |                          |                            |
| 平岩記念会館            | 1,572<br>(1,068)     | 0<br>(0)                 | 1,575,236<br>(1,224,794)   | 1,575,236<br>(1,224,794)   | 215,933<br>(67,550)      | 1,359,303<br>(1,157,244)   |
| 赤碕総合運動公園          | 9,809<br>(11,514)    | 2,931,150<br>(2,889,920) | 5,827,799<br>(5,797,712)   | 8,758,949<br>(8,687,632)   | 773,205<br>(947,280)     | 7,985,744<br>(7,740,352)   |
| 東伯総合公園            | 44,664<br>(40,875)   | 5,511,594<br>(5,177,942) | 10,505,265<br>(11,402,635) | 16,016,859<br>(16,580,577) | 1,667,015<br>(1,619,533) | 14,349,844<br>(14,961,044) |
| 桐谷家住宅             | 1,285<br>(921)       | 0<br>(0)                 | 188,328<br>(552,049)       | 188,328<br>(552,049)       | 0<br>(0)                 | 188,328<br>(552,049)       |
| 東伯隣保館             | 10,915<br>(10,024)   | 6,450,632<br>(5,832,400) | 3,723,723<br>(4,434,124)   | 10,174,355<br>(10,266,524) | 6,070,100<br>(4,950,739) | 4,104,255<br>(5,315,785)   |
| 東伯児童館             |                      | 2,300,160<br>(1,914,055) | 542,576<br>(520,666)       | 2,842,736<br>(2,434,721)   | 63,000<br>(124,000)      | 2,779,736<br>(2,310,721)   |
| 赤碕隣保館             | 12,899<br>(11,560)   | 6,732,764<br>(6,502,220) | 4,455,727<br>(4,001,212)   | 11,188,491<br>(10,503,432) | 6,752,650<br>(6,041,000) | 4,435,841<br>(4,462,432)   |
| 赤碕児童館             |                      | 3,953,864<br>(3,222,494) | 506,099<br>(476,558)       | 4,459,963<br>(3,699,052)   | 63,000<br>(366,000)      | 4,396,963<br>(3,333,052)   |
| 大型共同作業場           | —<br>—               | 0<br>(0)                 | 15,720<br>(17,500)         | 15,720<br>(17,500)         | 15,720<br>(17,500)       | 0<br>(0)                   |
| 東伯勤労者体育セ<br>ンター   | 9,558<br>(10,338)    | 0<br>(0)                 | 173,840<br>(1,680,283)     | 173,840<br>(1,680,283)     | 83,235<br>(101,160)      | 90,605<br>(1,579,123)      |
| 赤碕勤労者体育セ<br>ンター   | 7,586<br>(8,046)     | 0<br>(0)                 | 733,733<br>(703,072)       | 733,733<br>(703,072)       | 122,347<br>(117,100)     | 611,386<br>(585,972)       |
| ポート赤碕物産館          | 272,594<br>(291,283) | 1,231,640<br>(1,210,230) | 4,210,928<br>(2,792,038)   | 5,442,568<br>(4,002,268)   | 2,795,000<br>(3,259,107) | 2,647,568<br>(743,161)     |
| 日韓友好交流公園<br>(資料館) | 17,069<br>(21,407)   | 2,090,920<br>(2,064,650) | 5,502,719<br>(4,095,672)   | 7,593,639<br>(6,160,322)   | 0<br>(0)                 | 7,593,639<br>(6,160,322)   |
| 旧中井旅館             | 2,253<br>(1,734)     | 0<br>(0)                 | 619,151<br>(311,756)       | 619,151<br>(311,756)       | 7,875<br>(1,575)         | 611,276<br>(310,181)       |

| 施設名                   | 利用人員                 | 費 用                        |                            |                            | 利用料等<br>収入 (B)             | 一般財源額<br>(A) - (B)         |
|-----------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|                       |                      | 人件費                        | 維持<br>管理費等                 | 計 (A)                      |                            |                            |
| 物産館ことうら               | 204,332<br>(117,957) | 0<br>(0)                   | 15,590,113<br>(11,221)     | 15,590,113<br>(11,221)     | 11,724,383<br>(0)          | 3,865,730<br>(11,221)      |
| 赤碕高齢者憩いの<br>家         | 394<br>(308)         | 0<br>(0)                   | 45,027<br>(35,048)         | 45,027<br>(35,048)         | 0<br>(35,048)              | 45,027<br>(0)              |
| 琴浦町営斎場                | 331<br>(303)         | 5,614,920<br>(5,544,800)   | 5,879,968<br>(3,962,128)   | 11,494,888<br>(9,506,928)  | 3,248,005<br>(2,782,000)   | 8,246,883<br>(6,724,928)   |
| 東伯浄化センター              | 43,911<br>(40,255)   | 0<br>(0)                   | 36,276,395<br>(32,960,158) | 36,276,395<br>(32,960,158) | 75,532,026<br>(67,446,983) | 0<br>(0)                   |
| 赤碕浄化センター              | 35,710<br>(33,064)   | 0<br>(0)                   | 28,689,081<br>(28,307,805) | 28,689,081<br>(28,307,805) | 55,297,508<br>(50,108,283) | 0<br>(0)                   |
| 農業集落排水処理<br>施設 (9 箇所) | 38,321<br>(38,376)   | 0<br>(0)                   | 41,234,926<br>(40,119,731) | 41,234,926<br>(40,119,731) | 43,974,242<br>(43,862,433) | 0<br>(0)                   |
| 学校給食センター              | 305,248<br>(314,968) | 46,551,343<br>(22,074,030) | 29,817,301<br>(28,550,979) | 76,368,644<br>(50,625,009) | 500,000<br>(0)             | 75,868,644<br>(50,625,009) |

※給食センターの利用人員名食の数値 単位：食

平成 24 年度指定管理者制度導入施設の状況

| 施設名        | 利用人員             | 町予算歳出                |                      |                      | 利用料等<br>収入 (B) | 一般財源額<br>(A) - (B)   |
|------------|------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------|----------------------|
|            |                  | 指定管理料                | 維持<br>管理費等           | 計 (A)                |                |                      |
| 八橋ふれあいセンター | 1,344<br>(736)   | 491,000<br>(491,000) | 355,465<br>(258,359) | 846,465<br>(749,359) | 0<br>(0)       | 846,465<br>(749,359) |
| 東伯高齢者憩いの家  | 413<br>(413)     | 0<br>(0)             | 45,027<br>(45,027)   | 45,027<br>(45,027)   | 0<br>(0)       | 45,027<br>(45,027)   |
| 老人ふれあい工房   | 207<br>(129)     | 0<br>(0)             | 18,010<br>(18,010)   | 18,010<br>(18,010)   | 0<br>(0)       | 18,010<br>(18,010)   |
| 陶芸創作館      | 165<br>(343)     | 0<br>(0)             | 9,005<br>(9,005)     | 9,005<br>(9,005)     | 0<br>(0)       | 9,005<br>(9,005)     |
| 琴浦町野菜共同出荷所 | 2,500<br>(2,500) | 0<br>(0)             | 0<br>(0)             | 0<br>(0)             | 0<br>(0)       | 0<br>(0)             |

| 施設名                  | 利用人員    | 町予算歳出       |             |             | 利用料等<br>収入 (B) | 一般財源額<br>(A) - (B) |
|----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|----------------|--------------------|
|                      |         | 指定管理料       | 維持<br>管理費等  | 計 (A)       |                |                    |
| 一向平森林体験・交流<br>センター   | 9,567   | 3,000,000   | 2,690,351   | 5,690,351   | 0              | 5,690,351          |
| 一向平バーベキューハ<br>ウス     |         |             |             |             |                |                    |
| 一向平キャンプ場             | (9,870) | (2,828,000) | (2,275,996) | (5,103,996) | (0)            | (5,103,996)        |
| 三本杉ふるさと分校            | 1,120   | 0           | 85,093      | 85,093      | 0              | 85,093             |
|                      | (1,180) | (0)         | (67,093)    | (67,093)    | (0)            | (67,093)           |
| 琴浦町船上山人材活用<br>加工販売施設 | 2,500   | 0           | 52,234      | 52,234      | 0              | 52,234             |
|                      | (2,500) | (0)         | (0)         | (0)         | (0)            | (0)                |
| カウベルホール調理加<br>工等施設   | 1,011   | 0           | 0           | 0           | 83,335         | 0                  |
|                      | (1,122) | (0)         | (0)         | (0)         | (84,618)       | (0)                |
| 槻下集会所                | 347     | 0           | 29,895      | 29,895      | 0              | 29,895             |
|                      | (347)   | (0)         | (29,895)    | (29,895)    | (0)            | (29,895)           |
| 松ヶ丘集会所               | 317     | 0           | 22,434      | 22,434      | 0              | 22,434             |
|                      | (205)   | (0)         | (22,434)    | (22,434)    | (0)            | (22,434)           |

注：指定管理料、維持管理費などについては、町予算の支出額等である。

( ) 内の数値は、前年度実績額

### 公共施設の活用状況

公共施設は、地域の居住環境を高め、地元住民のふれあいの場を提供するの  
 で、価値は高い。ゆえに有効性や効率性も重視しなくてはならない。特に、地  
 域住民の利用率の乏しい施設でも無駄に管理費はかかる。特に八橋農村公園、  
 1,460 人、逢東農村公園 2,000 人の利用人員としているが、カウントに疑問が  
 残る。周辺住民が憩いの空間創出に携わることが基本でなければならない、八  
 橋農村公園は 156 千円の費用は地元の地縁組織（自治会）に委託し活動費とし  
 て活用できるなど有効な管理を検討されたい。

### 3 物 品

自動車等の 物品状況を次ページに表で示した。

主な物品は以下のとおりである。

- ・乗用車 1 台は町長用車両である、増減なし
- ・連絡用自動車は、前年度末残高は 52 台であったが、2 台を加え決算年度末現  
 残高は 54 台である。

消防自動車は前年度末残高は 10 台であったが 1 台増車し決算年度末残高は 11  
 台である。

マイクロバスは決算年度中赤碕中学校マイクロバスの廃車等、2 台廃車決算年  
 度末残高は 3 台である。乗合自動車は 1 台増やし決算年度末は 7 台である。

乳牛は、5頭であったが1頭加え、年度末決算では6頭である。

和牛は前年度末は2頭であったが、制度の廃止に伴い決算年度末ではゼロとなった。

尚、所属課ごとの配備台数は以下の表のとおり。

自動車等の所属課及び配備台数

|            | 乗<br>用 | 連<br>絡 | 消<br>防 | 給<br>食 | ダ<br>ンプ | 除<br>雪 | マイ<br>クロ | デイ<br>サービス車 | 乗<br>合 | 図書館<br>車 | 電動<br>自転車 | 計  |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|----------|-------------|--------|----------|-----------|----|
| 総務課        | 1      | 9      | 11     |        |         |        | 2        |             |        |          |           | 23 |
| 税務課        |        | 5      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 5  |
| 企画情報課      |        | 2      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 2  |
| 町民生活課      |        | 2      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 2  |
| 健康対策課      |        | 2      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 2  |
| 福祉課        |        | 5      |        |        |         |        |          | 1           |        |          | 1         | 7  |
| 分庁         |        | 2      |        |        |         |        | 1        |             |        |          |           | 3  |
| 商工観光課      |        | 2      |        |        |         |        |          |             | 7      |          |           | 9  |
| 農林水産課      |        | 4      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 4  |
| 建設課        |        | 4      |        |        | 2       | 6      |          |             |        |          |           | 12 |
| 上下水道課      |        | 5      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 5  |
| 農業委員会      |        | 1      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 1  |
| 教育総務課      |        | 1      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 1  |
| 社会教育課      |        | 4      |        |        |         |        |          |             |        |          | 1         | 5  |
| 人権・同和      |        | 1      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 1  |
| 文化センタ<br>ー |        | 2      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 2  |
| 給食センタ<br>ー |        |        |        | 1      |         |        |          |             |        |          |           | 1  |
| 図書館        |        |        |        |        |         |        |          |             |        | 1        |           | 1  |
| トレセン       |        | 1      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 1  |
| 総合体育館      |        | 2      |        |        |         |        |          |             |        |          |           | 2  |
| 合計         | 1      | 54     | 11     | 1      | 2       | 6      | 3        | 1           | 7      | 1        | 2         | 89 |

・給食運搬車は前年度末残高1台、決算年度末現在高に変化なし、但し当給食運搬車は、民間の給食配送会社に委託、貸し出しているものである。

・ダンプ車は、前年度末残高2台と変化なし

・除雪車は、前年度末残高6台と変化なし

・デイスサービス車は、前年度末残高1台と変化なし

・図書館車は、前年度末残高1台と変化なし。

・電動アシスト自転車は、前年度末残高2台と変化なし。



**注:**物品会計は金銭会計において取得したものであり、金銭が化体されたものである。金銭と同様厳重な取り扱いが求められる。

琴浦町の場合、物品管理は、財務規則第 166 条～第 186 条により行なわれている。特に、合併を機に平成 18 年度に再整備の上、同規則第 166 条関係の物品の分類表により厳重な管理をおこなっているものであるが、膨大な数量であり決算公表は自動車等単価の大きいものにとどめた。

#### 物品状況

| 区 分     | 前年度末残高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|---------|--------|----------|----------|
| 乗用自動車   | 1      | 0        | 1        |
| 連絡用自動車  | 52     | 2        | 54       |
| 消防自動車   | 10     | 1        | 11       |
| 給食運搬車   | 1      | 0        | 1        |
| ダンプ     | 2      | 0        | 2        |
| 除雪車     | 6      | 0        | 6        |
| マイクロバス  | 5      | △2       | 3        |
| デイサービス車 | 1      | 0        | 1        |
| 乗合自動車   | 6      | 1        | 7        |
| 図書館車    | 1      | 0        | 1        |
| 電動自転車   | 2      | 0        | 2        |
| (動物) 乳牛 | 5      | 1        | 6        |
| (動物) 和牛 | 2      | △2       | 0        |

#### 4 図書

平成23年度の蔵書総数は、本館125,860冊、分庁23,923冊、計149,783冊であったが、新たに購入した2,837冊、寄付など3,680冊、計6,517冊が増となったが、1,029冊を除籍（財務規則第178条の物品の出納整理による廃棄及び亡失処分）結果、決算年度現在高は合計155,271冊となっている。

#### 図 書

(単位：冊)

|             | 本 館    |        |         | 分館     |       |        | 総合計     |
|-------------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|---------|
|             | 一般     | 児童     | 合計      | 一般     | 児童    | 合計     |         |
| 0 総 記       | 2,005  | 169    | 2,174   | 411    | 55    | 466    | 2,640   |
| 1 哲 学       | 3,034  | 213    | 3,247   | 489    | 37    | 526    | 3,773   |
| 2 歴 史       | 6,991  | 875    | 7,866   | 1,691  | 360   | 2,051  | 9,917   |
| 3 社 会       | 10,289 | 1,034  | 11,323  | 1,555  | 191   | 1,746  | 13,069  |
| 4 自 然       | 5,192  | 1,677  | 6,869   | 662    | 422   | 1,084  | 7,953   |
| 5 技 術       | 7,806  | 638    | 8,444   | 844    | 168   | 1,012  | 9,456   |
| 6 産 業       | 3,451  | 410    | 3,861   | 391    | 167   | 558    | 4,419   |
| 7 芸 術       | 8,229  | 864    | 9,093   | 1,084  | 198   | 1,282  | 10,375  |
| 8 言 語       | 1,054  | 226    | 1,280   | 157    | 25    | 182    | 1,462   |
| 9 文 学       | 30,775 | 7,940  | 38,715  | 6,690  | 1,918 | 8,608  | 47,323  |
| E 絵 本       |        | 12,846 | 12,846  |        | 2,563 | 2,563  | 15,409  |
| C 紙芝居       |        | 426    | 426     |        | 87    | 87     | 513     |
| R 参 考       | 1,502  | 257    | 1,759   | 515    | 129   | 644    | 2,403   |
| D 大活字       | 1,219  |        | 1,219   | 143    |       | 143    | 1,362   |
| L 大 型       | 437    |        | 437     | 131    |       | 131    | 568     |
| ヤングアダ<br>ルト | 2,514  |        | 2,514   |        |       | 0      | 2,514   |
| 闘病記         | 367    |        | 367     |        |       | 0      | 367     |
| 文庫本         |        |        | 6,812   |        |       | 1,705  | 8,517   |
| 郷土資料        |        |        | 6,743   |        |       | 3,490  | 10,233  |
| 視聴覚資料       |        |        | 2,503   |        |       | 81     | 2,584   |
| その他         | 414    | 0      | 414     |        | 0     |        | 414     |
| 計           | 85,279 | 27,575 | 128,912 | 14,763 | 6,320 | 26,359 | 155,271 |
| 前年度計        | 83,958 | 26,896 | 125,860 | 13,511 | 6,062 | 23,923 | 149,783 |

注:「文庫本」「郷土資料」「視聴覚資料」については、一般と児童の区分がないものがあり、合計にのみ数字を挙げている。

#### 図書貸出利用状況

| 平成24年度  | 平成23年度  | 平成22年度   |
|---------|---------|----------|
| 33,681人 | 34,681人 | 38,191 人 |

読書は、教養・文化・の知的財産となり、進歩のエネルギーといわれている  
図書利用の一層の推進を求めたい。

「移動図書館車」は各地域に文化を運ぶすばらしい施策である。町内 52 箇  
所の開館地点も定着し、週 2 回の開館を待ちわびている固定客も増加の傾向で  
現在 12,090 冊の利用である。

## 5 現金及び有価証券

(1) 現金預金 (出納閉鎖平成 25 年 5 月 31 日現在)

|     | 歳計現金       | 外現金       | 基 金          |
|-----|------------|-----------|--------------|
| 預 金 | 673,412 千円 | 97,678 千円 | 3,728,551 千円 |
| 現 金 | 1,232 千円   | 0 千円      | 0 千円         |
| 計   | 674,644 千円 | 97,678 千円 | 3,728,551 千円 |

(2) 有価証券 (財産的価値を有するもの) 107,006 千円

### 説明

◆**歳計現金**とは「地方公共団体の歳入歳出に属する現金」である。具体的には、  
地方税、国・県補助金、地方交付税、地方債などの収入現金のこと。また、自  
治体が物品購入、工事などの請負代金、給与などの支払いに充てる現金のこと  
である。

◆**歳計外現金**とは「地方自治体の所有に属せず、支払い資金に充てることで  
できない現金のこと。具体的には、入札保証金、契約保証金、住宅敷金、県営住  
宅使用料等 (企業会計<複式簿記>における「預り金」に相当するものである。)

## 6 出資等による権利

出資等の状況

出資等の状況

(単位：千円)

| 区 分               | 前年度末<br>現在高 | 決算年度中<br>増減高 | 決算年度末<br>現在高 |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|
| 鳥取県農業信用基金協会出資金    | 14,950      | 0            | 14,950       |
| 鳥取県中部森林組合出資金      | 9,602       | 0            | 9,602        |
| 鳥取県畜産推進機構出資金      | 450         | 0            | 450          |
| 琴浦町社会福祉協議会出資金     | 4,950       | 0            | 4,950        |
| 地方公営企業等金融機構出資金    | 2,400       | 0            | 2,400        |
| 琴浦町土地開発公社出資金      | 6,000       | 0            | 6,000        |
| 中部ふるさと市町村圏振興事業出資金 | 163,530     | 0            | 163,530      |
| 智頭鉄道株式会社出資金       | 150         | 0            | 150          |
| 鳥取中央有線放送株式会社出資金   | 8,500       | 0            | 8,500        |
| 大山観光開発株式会社出資金     | 100         | 0            | 100          |
| 鳥取県漁業信用基金協会出資金    | 950         | 0            | 950          |

|                      |         |   |         |
|----------------------|---------|---|---------|
| 有限会社ポート赤碕出資金         | 1,000   | 0 | 1,000   |
| 鳥取県信用保証協会出捐金         | 12,945  | 0 | 12,945  |
| 財団法人ふるさと情報センター出捐金    | 500     | 0 | 500     |
| ことぶき高齢者事業センター出捐金     | 440     | 0 | 440     |
| 鳥取県国際交流財団出捐金         | 3,549   | 0 | 3,549   |
| 鳥取県建設資源利用センター出捐金     | 100     | 0 | 100     |
| 鳥取県林業労働者福祉共済会出捐金     | 8,086   | 0 | 8,086   |
| 砂防フロンティア整備推進機構設立出捐金  | 200     | 0 | 200     |
| 暴力追放鳥取県民会議出捐金        | 2,831   | 0 | 2,831   |
| 財団法人鳥取県環境管理事業センター出捐金 | 1,300   | 0 | 1,300   |
| 財団法人とっとり政策総合センター出捐金  | 550     | 0 | 550     |
| 東・中部地域雇用環境整備資金出捐金    | 680     | 0 | 680     |
| 財団法人鳥取県建設技術センター出捐金   | 13      | 0 | 13      |
| 鳥取県腎バンク出捐金           | 452     | 0 | 452     |
| あぐりポート琴浦出捐金          | 2,000   | 0 | 2,000   |
| 合 計                  | 246,228 | 0 | 246,228 |

出資金等による権利財産は前年度末残高は 246,228 千円であったが、決算年度末現在高も増減無く 246,228 千円となっている。

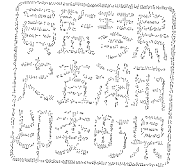
発 監 第 21 号  
平成 25 年 9 月 3 日

琴浦町水道事業管理者  
琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴 浦 町 監 査 委 員 松 田 道 昭



同 大 田 友 義



平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの  
公営企業会計（水道事業）決算意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 24 年度一年間の公営企業（水道事業）の決算に関する審査意見書を提出する。

## 平成 24 年度公営企業会計(水道事業)決算意見書

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの公営企業会計水道事業の決算。

#### 2 審査の期間

平成 25 年 7 月 2 日から 3 日間余実施

#### 3 審査の手続き

- (1) 当審査は、平成 24 年度一年間の行政施策及び予算執行状況の結果について審査を行った。
- (2) 審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、これらが関係法令に準拠して作成され、当事業の経営状況及び財務状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係書帳簿、証書類その他関係資料を精査し関係職員の説明を求めるなど数値の正否、予算執行並びに勘定科目整理の適否等について審査した。併せて別途実施した例月出納検査、定期監査の結果も勘案しながら慎重に実施した。
- (3) 審査に当っては、公営企業法第 3 条の規定に基づき企業の運営が常に経済性を発揮し、本来の目的である「公共の福祉」を増進するよう運営されているかどうか特に意を用いて審査した。
- (4) なお、水道事業における経営状況の判断のため、配水量、有収水量、事業収支など年間の実績を資料に基づき審査した。

### 第 2 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の平成 24 年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示され、決算数値の誤りはないものと認められた。審査結果の詳細は以下のとおりである。

#### 1 事業の概要

##### (1) 経営状況及び経理状況

平成 25 年 3 月末現在における<sup>※1</sup>給水人口は 16,685 人で、行政区域内人口(琴浦町の総人口) 18,731 人に対しては 90%を占め、給水区域内人口 16,814 人に対しての普及率は、井戸水などでの自己解決もあり 99.2%である。

尚、行政区域内戸数の内、上水道を利用していない世帯は 678 戸(用水組合等 11<550 戸>、自家用水<128 戸>)となっている。

年間総配水量は 2,173,116<sub>m3</sub>(対前年度比 0.8%減)に対し、年間総<sup>※2</sup>有収水量も 1,663,484<sub>m3</sub>で(対前年度比 0.6%減)。<sup>※3</sup>有収率を見ると 76.5%となり対前年度比 0.1%微増となっている。

このような「経営状況」における「経理状況」の結果は、配水量（前年度比△16,003<sub>m³</sub>）、収益水量（前年度比△9,994<sub>m³</sub>）とも前年度を下回り平成24年度の給水収益は247,712,015円、前年度は249,166,850円であったから、前年度対比0.6減にあたる1,454,835円の減収となっている。

このように、配水量、有収水量とも対前年度で減少しているが、これは行政区域内の総体的人口と戸数の減少に伴う構造的なもので、歯止めがないかぎりこの傾向は持続すると思われる。

※<sup>1</sup>給水人口・・・町営水道を利用する人口

※<sup>2</sup>有収水量・・・水道料金の対象となる水量

※<sup>3</sup>有収率・・・（有収水量／配水量）×100

## （２）業 務 量

| 事 項     |       | 単位 | 平成24年度    | 平成23年度    | 対前年比較   |       |
|---------|-------|----|-----------|-----------|---------|-------|
|         |       |    |           |           | 増 減     | 比較(%) |
| 年度末給水人口 |       | 人  | 16,685    | 16,847    | △ 162   | 99.0  |
| 年度末給水戸数 |       | 戸  | 5,739     | 5,723     | 16      | 100.3 |
| 普及率     |       | %  | 99.2      | 99.2      | —       | —     |
| 配水量     | 年間    | m³ | 2,173,116 | 2,189,119 | △16,003 | 99.3  |
|         | 1ヶ月平均 | m³ | 181,093   | 182,427   | △1,334  | 99.3  |
|         | 1日平均  | m³ | 5,954     | 5,981     | △27     | 99.5  |
| 有収水量    | 年間    | m³ | 1,663,484 | 1,673,478 | △ 9,994 | 99.4  |
|         | 1ヶ月平均 | m³ | 138,624   | 139,457   | △ 833   | 99.4  |
|         | 1日平均  | m³ | 4,557     | 4,572     | △ 15    | 99.7  |
| 1日最大配水量 |       | m³ | 6,754     | 7,346     | △ 592   | 91.9  |
| 有収率     |       | %  | 76.5      | 76.4      | 0.1     | 100.2 |

## （３）供給単価

$$= \frac{\text{給水収益 } 247,712,015 \text{ 円}}{\text{有収水量 } 1,663,484 \text{ m}^3} = 148 \text{ 円 } 91 \text{ 銭}$$

営業収益の中心は給水収益であり、これは有収率によって左右される。当年度の給水収益は247,712,015円で前年度より0.6%減少し、有収水量も前年度より0.6%減の1,663,484<sub>m³</sub>となっている。これにより有収水量1<sub>m³</sub>当たりの供給単価は148円91銭となり、前年度の148円89銭より微増である。

#### (4) 給水原価

$$= \frac{\text{総費用 } 227,494,004 \text{ 円} - (\text{受託工事費} + \text{材料売却原価}) 90,387 \text{ 円}}{\text{有収水量 } 1,663,484 \text{ m}^3} = 136 \text{ 円 } 70 \text{ 銭}$$

有収水量に対し、配水に要する総費用の割合が給水原価である。当年度有収水量 1,663,484 m<sup>3</sup>の生産に要した総費用は 227,494,004 円であるから、給水原価は 136 円 70 銭となり前年度より高くなっている。前年度は 129 円 95 銭。

## 2 予算執行状況

### (1) 収益的収入及び支出

#### 収益的収支

収益的収入及び支出は、一事業年度の企業の経営活動で発生した収益と費用を表している。

#### 収益的収入

単位:円

| 区 分          | 平成 23 年度<br>決算額 | 平成 24 年度<br>予算額 | 平成 24 年度<br>決算額 | うち仮受消費税    | 収入率<br>% |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|----------|
|              |                 |                 |                 |            |          |
| 第 1 款 水道事業収益 | 270,098,801     | 270,112,000     | 269,510,113     | 12,407,835 | 99.8     |
| 第 1 項 営業収益   | 269,003,766     | 268,358,000     | 267,750,009     | 12,404,745 | 99.8     |
| 第 2 項 営業外収益  | 1,095,035       | 1,752,000       | 1,760,104       | 3,090      | 100.5    |
| 第 3 項 特別利益   | 0               | 2,000           | 0               | 0          | 0.0      |

#### ① 収入

水道事業収益決算額は 269,510,113 円（うち仮受消費税 12,407,835 円）で、予算額 270,112,000 円に対する収益率は 99.8%である。

その内訳は、営業収益 267,750,009 円で対前年度比 0.5%減（1,253,757 円）である。営業外収益 1,760,104 円（対前年度比 60.7%、665,069 円の増）である。

営業外収益は、預金利息 173,361 円、他会計補助金 652,943 円、雑収益 930,710 円（琴浦の水 59,710 円、消費税還付金・加算金 870,400 円）等によるものである。

#### 滞納状況

| 区 分   | 平成 23 年度末<br>合 計 | 平成 24 年度末<br>合 計 | 平成 24 年度<br>現年分滞納額 | 平成 24 年度における<br>過年度分収入額 |
|-------|------------------|------------------|--------------------|-------------------------|
| 水道使用料 | 17,558,703       | 16,997,796       | 4,883,246          | 5,444,153               |

水道使用料収入の「滞納状況」を見ると平成 23 年度末の滞納残高は 17,558,703 円（述べ 864 人）であったが、平成 24 年度に過年度年度分回収額は 5,444,153 円（回収率 31%）である。一方、平成 24 年度に新たに発生した滞納額は 4,883,246 円に及び、結果決算年度末滞納額は 16,997,796 円となってい



る。昨年度の不納欠損は 124,703 円（2 人分）発生したが、平成 24 年度はゼロである。

過年度分の回収率を見ると前年度より 0.8%少ない 423,349 円に止まったが、新たに発生した現年度の滞納額も前年度対比 272,561 円(5.3%)減少している。徴収率を見ると前年度は 98.0%平成 24 年度は 98.1%であり 0.1%上昇している。

## 収益的支出

単位:円

| 区 分          | 平成 23 年度<br>決算額 | 平成 24 年度<br>予算額 | 平成 24 年度<br>決算額 |           | 平成 24 年度<br>不用額 | 執行率<br>% |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|----------|
|              |                 |                 |                 | うち仮払消費税   |                 |          |
| 第 1 款 水道事業費用 | 219,583,538     | 239,883,000     | 230,198,746     | 2,704,742 | 9,684,254       | 96.0     |
| 第 1 項 営業費用   | 174,316,750     | 194,713,000     | 185,258,522     | 2,691,837 | 9,454,478       | 95.1     |
| 第 2 項 営業外費用  | 45,142,085      | 45,169,000      | 44,940,224      | 12,905    | 228,776         | 99.5     |
| 第 3 項 特別損失   | 124,703         | 1,000           | 0               | 0         | 1,000           | 0        |

### ② 支出

水道事業費用は総額 230,198,746 円（内仮払い消費税 2,704,742 円）不用額 9,684,254 円である。

内訳は営業費用 185,258,522 円（内仮払い消費税 2,691,837 円）不用額 9,454,478 円。営業外費用 44,940,224 円（内仮払い消費税 12,905 円）不用額 228,776 円となっている。特別損失はなく不用額 1,000 円となっている。

### ③ 結果

収益的収支の決算は、損益計算書で明らかとなっており、当年度純利益として 29,608,274 円を計上している。これにより前年度繰越利益剰余金 151,842,538 円を加え当年度末処分利益剰余金は 181,450,812 円となっている。

## （2）資本的収入及び支出

資本的収支は、支出の効果が長期間にわたるものとされている。それは、水道施設を新たに建設したり、整備、改良するために必要な費用とその財源である。

## 資本的収入

単位:円

| 区 分          | 平成 23 年度<br>決算額 | 平成 24 年度<br>予算額 | 平成 24 年度<br>決算額 | 収入率<br>% | 備 考<br>〔 特定収入<br>としての消費税 〕 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|----------------------------|
| 第 1 款 資本的収入  | 181,796,476     | 113,402,000     | 100,200,481     | 88.4     |                            |
| 第 1 項 企業債    | 129,300,000     | 52,500,000      | 52,500,000      | 100.0    |                            |
| 第 2 項 他会計出資金 | 34,146,461      | 39,324,000      | 39,324,631      | 100.0    |                            |
| 第 3 項 工事負担金  | 18,350,015      | 21,578,000      | 8,375,850       | 38.8     |                            |

### ①収入

収入の決算額は 100,200,481 円。内訳は企業債 52,500,000 円、他会計出資金（一般会計より）39,324,631 円、工事負担金 8,375,850（下水道工事等に伴い

発生した水道管などの布設替に対する負担金で、町・県からの収入である)

## 資本的支出

単位:円

| 区 分          | 平成 23 年度<br>決算額 | 平成 24 年度<br>予算額 | 平成 24 年度<br>決算額 | 翌年度<br>繰越額 | 平成 24 年度<br>不用額 | 執行率<br>% | 備考<br>うち<br>仮払消費税 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|----------|-------------------|
| 第 1 款 資本的支出  | 340,793,032     | 345,910,000     | 305,216,119     | 38,565,750 | 2,128,131       | 88.2     | 8,616,022         |
| 第 1 項 建設改良費  | 234,065,475     | 236,919,000     | 196,226,570     | 38,565,750 | 2,126,680       | 82.8     | 8,616,022         |
| 第 2 項 企業債償還金 | 106,727,557     | 108,991,000     | 108,989,549     | 0          | 1,451           | 100      | 0                 |

### ② 支出

支出決算額は 305,216,119 円（内仮払消費税 8,616,022 円）で、内訳は、建設改良費 196,226,570 円（内仮払消費税 8,616,022 円）、企業債償還金 108,989,549 円である。不用額 1,451 円を出している。

仮払消費税を除いた建設改良費は 187,610,548 円であるが、これは 15 工区の配水設備工事の委託料及び工事請負費 104,919,148 円、笹津、塩屋、中央監視などの水源地・配水池整備工事費 77,863,000 円、浦安、出上地内の消火栓新設 1,032,000 円によるものである。

### ③ 結果

資本的支出が資本的収入を上回り 205,015,638 円の赤字となった。この不足額は次により補填している。

◆当年度消費税資本的収支調整額 8,616,022 円（資本的収支の消費税関係で内部留保資金が発生することから、消費税資本的収支調整額補填財源として取り扱っているもの）

◆当年度損益勘定留保資金 104,916,808 円（収益的収入、支出である 3 条予算における費用の内、現金の支出を必要としない減価償却費、資産減耗費）

◆建設改良積立金 91,482,808 円。

資本的収支の不足額は継続的に発生している。これは平成 32 年まで予定される下水道整備と、同時施行をしている古い水道管の布設替え工事の必要などが原因であり、今後も資本的収支においては不足額の継続的発生はやむを得ないものとする。

しかし、補填財源としている「損益勘定留保資金」も過年度分が平成 21 年度でゼロとなり、以降「当年度発生分」だけでは賄えず、企業債の計画的償還財源である「減債積立金」にも手をつけねばならないのは深刻である。当年度は減債積立金を補填財源としなかったのは前年度末残高が 5,923,459 円であり、補填財源に不足したため、建設改良積立金 91,482,808 円を補填財源としたものである。建設改良費は、主に配水管布設替工事に備えたものであるから、これを赤字の補填財源として手をつけるのは、その分次年度の建設改良費が不足することを意味するものである。

ここに至っては、独立採算性を踏まえた財政基盤健全化（収入増）の検討が必要となる。

### 3 経営成績

当年度の経営成績を前年度と対比すると下表のとおりである。損益計算書は、一営業期間の経営成績を明らかにし、その期間中に得た全ての収益と対応する費用を記載し、純損益とその発生理由を表示した報告書である。

#### (1) 損益計算書

| 項 目         | 平成 24 年度<br>A | 平成 23 年度<br>B | 比 較         |        |
|-------------|---------------|---------------|-------------|--------|
|             |               |               | 増減額 A－B     | 増減率    |
|             | 円             | 円             | 円           | %      |
| 営業収益        | 255,345,264   | 256,538,049   | △1,192,785  | △0.5   |
| 給水収益        | 247,712,015   | 249,166,850   | △1,454,835  | △0.6   |
| 受託工事収益      | 512,785       | 649,975       | △137,190    | △21.1  |
| その他営業収益     | 7,120,464     | 6,721,224     | 399,240     | 5.9    |
| 営業費用        | 182,566,685   | 172,260,530   | 10,306,155  | 5.6    |
| 原水及び浄水費     | 21,710,295    | 20,763,188    | 947,107     | 4.6    |
| 配水及び給水費     | 31,500,586    | 26,830,264    | 4,670,322   | 17.4   |
| 受託工事費       | 90,387        | 54,028        | 36,359      | 67.3   |
| 総係費         | 21,276,593    | 15,951,792    | 5,324,801   | 33.4   |
| 減価償却費       | 102,019,463   | 95,836,140    | 6,183,323   | 6.5    |
| 資産減耗費       | 2,897,345     | 10,830,234    | △7,932,889  | △73.2  |
| その他営業費用     | 3,072,016     | 1,994,884     | 1,077,132   | 54.0   |
| 営業利益        | 72,778,579    | 84,277,519    | △11,498,940 | △13.6  |
| 営業外収益       | 1,757,014     | 1,091,783     | 665,231     | 60.9   |
| 預金利息        | 173,361       | 332,757       | △159,396    | △ 47.9 |
| 他会計補助金      | 652,943       | 692,838       | △ 39,895    | △5.8   |
| 雑収益         | 930,710       | 66,188        | 864,522     | 1306.2 |
| 営業外費用       | 44,927,319    | 45,129,201    | △ 201,882   | △ 0.4  |
| 支払利息及び企業債   | 43,970,006    | 44,871,497    | △ 901,491   | △ 2.0  |
| 雑支出         | 957,313       | 257,704       | 699,609     | 271.5  |
|             | △ 43,170,305  | △ 44,037,418  | 867,113     | △2.0   |
| 経常利益        | 29,608,274    | 40,240,101    | △10,631,827 | △26.4  |
| 特別損失        | 0             | 124,703       | △124,703    | —      |
| 過年度損益修正損    | 0             | 124,703       | △124,703    | —      |
| 当年度純利益      | 29,608,274    | 40,115,398    | 10,507,124  | △26.2  |
| 前年度繰越利益剰余金  | 151,842,538   | 113,733,140   | 38,109,398  | 33.5   |
| 当年度末処分利益剰余金 | 181,450,812   | 153,848,538   | 27,602,274  | 17.9   |

損益計算の営業収益プラス営業外収益は、257,102,278 円。これに要した費用は 227,494,004 円、差引経常利益は 29,608,274 円である。これを見ると経常利

益は、前年度は 40,240,101 円であったから、対前年度比 26.4%減収となっている。減収の主な原因は給水収益（水道料金）の減（1,455 千円）、配水管の漏水等による修繕費の増（6,642 千円）及び料金改定等に伴う検討業務などの委託料の増（4,880 千円）によるものである。

結果、当年度純利益は 29,608,274 円。これに前年度繰越利益剰余金 151,842,538 円をプラスし平成 24 年度末の未処分利益剰余金は 181,450,812 円となる。

尚、当年度純利益額は、「収益的収支額」と当然ながら合致している。

収益的収入は 257,102,278 円（仮受消費税を除く）収益的支出は 227,494,004 円（仮払消費税を除く）であり収支額は 29,608,274 円の黒字となる。この黒字額は損益計算書の当年度純利益である。

## （２）その他

使用電力量及び使用料金について

損益計算書で、営業費用（源水及び浄水費、配水及び給水費）に関し、水源地ごとの電力消費量とその料金が明らかにされている。

水源地 22 カ所の年間電力料金は総額 15,298,379 円である。課題として、塩屋水源地、筥津水源地、赤碕金屋水源地の 3 カ所で総電力料金の 34.4%を占めている点にある。当該水源地は、配水管に直接圧送しているなどにより「間断なく汲上げ電力の消費を要する」ことに原因があった。ちなみに前年度は 3 カ所で総電力料金の 43.75%を占めていたが、24 年度は、9.4%減少している。これは、中央監視システムの完成により各水源地の状況に応じて電力使用の配分調整が可能となった事による。経費削減努力の効果が現れているので引き続き取組まれない。

## （３）剰余金計算書＜表 A＞（73 ページ）

剰余金計算書は、剰余金（利益剰余金及び資本剰余金）がその年度内にどのように増減変動したかの内容を示す報告書である。

### ① 利益剰余金の部

#### （ア）減債積立金

これは公営企業における積立金であり、前年度末残高からの変動を記録したものである。当年度末減債積立金残高は 7,929,459 円で、前年度末残高より 33.9%増となっているが、これは、前年度末残高 5,923,459 円に、前年度繰入額 2,006,000 円の結果である。

#### （イ）建設改良積立金

これは、建設改良工事に充てるための積立金である。前年度末残高は 125,257,247 円であったが、当年度末残高は 33,774,439 円と減少している。これは、資本的収支で発生した不足額の補填財源に 91,482,808 円を当年度の処分額とした事による。

結果、当年度末積立金合計は 41,703,898 円となっている。

(ウ) 未処分利益剰余金

当年度の営業活動の結果発生した当年度純利益 29,608,274 円を、前年度からの繰越利益剰余金 151,842,538 円と併せ当勘定に振り替えたものである。これは、特定の用途目的を与えられていない利益をプールする勘定である。

前年度末処分利益剰余金は 153,848,538 円であったが、この未処分剰余金から減債基金として 2,006,000 円を積み立てた結果、繰越利益剰余金年末残高は 151,842,538 円となった。これに当年度の純利益 29,608,274 円を加えた結果 181,450,812 円が当年度末処分利益剰余金となった。

②資本剰余金の部

これは、資本取引から生ずる剰余であって、建設又は改良等のため、過去及び現在において企業外部から資本調達以外の方法によって繰り入れられたものである。

(ア) 受贈財産評価額

受贈財産とは、他から企業に対して財産の贈与があった場合の、譲り受けたその評価金額であり、前年度末残高は 345,063,278 円であった。当年度の発生額及び処分額はなく当年度末残高は 345,063,278 円の評価額となっている。

(イ) 寄附金

地方公共団体以外から提供されたものであるが、寄附者、日時などは不明、従来より引き継がれたものである。

当年度末残高 8,408,681 円で前年度末と変動なし。

(ウ) 工事負担金

企業外部から資本金調達以外の方法で繰り入れたもの（例えば下水工事に伴う上水道配水管布設替工事等）で、建設工事の財源となった金額である。当工事負担金の前年度末残高は 793,317,546 円、であったが、当年度発生高 8,375,850 円を加え当年度末残高は 801,693,396 円となっている。

(エ) 他会計補助金（一般会計より）

前年度末残高は 500,000 円で当年度末残高は変動なし。

(オ) 国庫補助金

前年度末残高は 47,800,000 円、発生高も処分額もなく当年度末残高に変動なし。

**結果、翌年度への繰越資本剰余金は合計 1,203,465,355 円となった。**

注：公営企業法は、利益を生じた場合 20 分の 1 を下回らない金額を減債積立金としなければならないとしていたが、平成 23 年度より廃止され、剰余金処分に

については議会の承認に基づいて行う自由裁量となった。

平成 24 年度の剰余金処分は、減債基金積立てなどの特別な処分は行わず翌年度に全額繰越すこととしている。

#### 4 財政状況

貸借対照表＜表 B＞（74 ページ）は、企業の財政状況の実態を明らかにするため、一定の時点において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に示した報告書である。

##### （1）資産の部

固定資産明細書（有形）＜表 C＞（75 ページ）でその変動状況を詳細に示している。

年度当初現在高は、5,387,162,649 円であったが、当年度増加額 207,212,306 円は、構築物としての配水管布設替工事、及び笹津水源地ポンプ取替、塩屋水源地ポンプ取替、中央監視設備工事によるものであり、当年度減少額 35,923,666 円は、布設替えによる水道管の減耗及び笹津、塩屋のポンプ取替等に伴う資産減耗分である。

これらの増・減を相殺し、年度末現在高は 5,558,451,289 円となっている。これに減価償却費累計額 1,788,298,994 円を差引けば、有形固定資産合計は 3,770,152,295 円となり対前年度比 2.5%の増加（前年度 3,676,852,397 円）である。

尚、企業債を財源として行うような巨額の資産の建設については、建設仮勘定をもって行われる。当該建設工事が完了したときは、建設仮勘定は固定資産本勘定に振り替えられるものである。

無形固定資産は収益性、処分性がないが経営に対して永年にわたって役立つものとしている。無形固定資産の水道台帳ソフト前年度当初現在高は 2,974,200 円であったが減価償却 991,400 円をマイナス分として計上、年度末残高は 1,982,800 円である。

結果 固定資産合計は 3,772,135,095 円となっている。

流動資産は、合計 306,017,673 円で、内訳は、現金預金 287,827,327 円、未収金 18,190,346 円（水道使用料滞納分及び工事負担金等）である。結果、**資産合計は 4,078,152,768 円（前年度比 0.5%増加＜前年度 4,057,003,266 円＞）**となっている。

##### （2）負債の部

流動負債合計は 23,632,908 円であるが。これは企業債償還金などによる未払金である。

##### （3）資本の部

##### ① 資本金

資本金合計で 2,627,899,795 円、前年度対比 2.9%増であるが、これは、自己資本金の内の、松谷工業団地水道布設工事に伴う起債の償還、（一般会計からの

繰入れ) 中央監視設備工事等に伴うものである。

## ② 剰余金

資本剰余金合計は 1,203,465,355 円、利益剰余金合計は 223,154,710 円で、剰余金合計額は 1,426,620,065 円となっている。対前年度比 3.6%の減少であるが、これは建設改良積立金が資本的収支、不足額の補填により減少となったのが主な原因である。

結果、資本合計は 4,054,519,860 円(資産合計 4,078,152,768 円－負債合計 23,632,908 円<純資産>)となり、負債合計は 23,632,908 円であるから負債資本合計は 4,078,152,768 円となり、当然ながら資産合計とバランスしている。

これは、例月検査における平成 24 年度末「試算表」とも一致し経理の正確さを示すものとなっている。

## 5 企業債の状況

上水道分に係わる平成元年から平成 24 年度末に至る企業債発行総額は 2,521,700,000 円である。平成 24 年度の償還額は 108,989,549 円、未償還残高は 1,719,786,976 円(25. 3. 31 現在、元金のみ)

尚、平成 24 年度の企業債利息支払合計は 43,970,006 円となっている。

利率は 5%に近いものが相当にある、利息の軽減から、利率の低いものは据置き利率の高いものに集中して償還できないものか検討を要する。

平成24年度琴浦町水道事業剰余金計算書

| 利 益 剰 余 金 の 部  |             |                           | (単位:円) |
|----------------|-------------|---------------------------|--------|
| 1. 減債積立金       |             |                           |        |
| (1)前年度末残高      | 5,923,459   |                           |        |
| (2)前年度繰入額      | 2,006,000   |                           |        |
| (3)当年度処分額      | 0           |                           |        |
| (4)当年度末残高      |             | <u>7,929,459</u>          |        |
| 2. 建設改良積立金     |             |                           |        |
| (1)前年度末残高      | 125,257,247 |                           |        |
| (2)前年度繰入額      | 0           |                           |        |
| (3)当年度処分額      | 91,482,808  |                           |        |
| (4)当年度末残高      |             | <u>33,774,439</u>         |        |
| 積立金合計          |             | <u><u>41,703,898</u></u>  |        |
| 3. 未処分利益剰余金    |             |                           |        |
| (1)前年度未処分利益剰余金 |             | 153,848,538               |        |
| (2)前年度利益剰余金処分額 |             |                           |        |
| ①減債積立金         | 2,006,000   |                           |        |
| ②建設改良積立金       | <u>0</u>    | <u>2,006,000</u>          |        |
| 繰越利益剰余金年度末残高   |             | 151,842,538               |        |
| (3)当年度純利益      |             | <u>29,608,274</u>         |        |
| 当年度未処分利益剰余金    |             | <u><u>181,450,812</u></u> |        |

| 資 本 剰 余 金 の 部 |             |                             | (単位:円) |
|---------------|-------------|-----------------------------|--------|
| 1. 受贈財産評価額    |             |                             |        |
| (1)前年度末残高     | 345,063,278 |                             |        |
| (2)当年度発生高     | 0           |                             |        |
| (3)当年度処分額     | <u>0</u>    |                             |        |
| (4)当年度末残高     |             | 345,063,278                 |        |
| 2. 寄 附 金      |             |                             |        |
| (1)前年度末残高     | 8,408,681   |                             |        |
| (2)当年度発生高     | 0           |                             |        |
| (3)当年度処分額     | <u>0</u>    |                             |        |
| (4)当年度末残高     |             | 8,408,681                   |        |
| 3. 工事負担金      |             |                             |        |
| (1)前年度末残高     | 793,317,546 |                             |        |
| (2)当年度発生高     | 8,375,850   |                             |        |
| (3)当年度処分額     | <u>0</u>    |                             |        |
| (4)当年度末残高     |             | 801,693,396                 |        |
| 4. 他会計補助金     |             |                             |        |
| (1)前年度末残高     | 500,000     |                             |        |
| (2)当年度発生高     | 0           |                             |        |
| (3)当年度処分額     | <u>0</u>    |                             |        |
| (4)当年度末残高     |             | 500,000                     |        |
| 5. 国庫補助金      |             |                             |        |
| (1)前年度末残高     | 47,800,000  |                             |        |
| (2)当年度発生高     | 0           |                             |        |
| (3)当年度処分額     | <u>0</u>    |                             |        |
| (4)当年度末残高     |             | <u>47,800,000</u>           |        |
| 翌年度繰越資本剰余金    |             | <u><u>1,203,465,355</u></u> |        |





平成24年度 琴浦町水道事業貸借対照表

平成25年3月31日

資産の部

|                 | 円                    | 円                 | 円                    | 円             |
|-----------------|----------------------|-------------------|----------------------|---------------|
| 1 固定資産          |                      |                   |                      |               |
| (1) 有形固定資産      |                      |                   |                      |               |
| イ. 土地           |                      | 33,514,532        |                      |               |
| ロ. 建物           | 40,893,830           |                   |                      |               |
| 建物減価償却累計額       | <u>21,116,637</u>    | 19,777,193        |                      |               |
| ハ. 構築物          | 5,042,414,864        |                   |                      |               |
| 構築物減価償却累計額      | <u>1,603,623,274</u> | 3,438,791,590     |                      |               |
| ニ. 機械及び装置       | 397,712,057          |                   |                      |               |
| 機械及び装置減価償却累計額   | <u>155,209,704</u>   | 242,502,353       |                      |               |
| ホ. 車両及び運搬具      | 2,061,350            |                   |                      |               |
| 車両及び運搬具減価償却累計額  | <u>2,035,532</u>     | 25,818            |                      |               |
| ヘ. 工具器具及び備品     | 7,343,750            |                   |                      |               |
| 工具器具及び備品減価償却累計額 | <u>6,313,847</u>     | 1,029,903         |                      |               |
| ト. 建設仮勘定        |                      | <u>34,510,906</u> |                      |               |
| 有形固定資産合計        |                      |                   | 3,770,152,295        |               |
| (2) 無形固定資産      |                      |                   |                      |               |
| イ. 水道台帳ソフト      |                      | <u>1,982,800</u>  |                      |               |
| 無形固定資産合計        |                      |                   | <u>1,982,800</u>     |               |
| 固定資産合計          |                      |                   |                      | 3,772,135,095 |
| 2 流動資産          |                      |                   |                      |               |
| (1) 現金預金        |                      |                   | 287,827,327          |               |
| (2) 未収金         |                      |                   | 18,190,346           |               |
| (3) 貯蔵品         |                      |                   | 0                    |               |
| (4) 前払金         |                      |                   | <u>0</u>             |               |
| 流動資産合計          |                      |                   | <u>306,017,673</u>   |               |
| 資 産 合 計         |                      |                   | <u>4,078,152,768</u> |               |

負債の部

|               | 円                    | 円                    | 円                    |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 3 流動負債        |                      |                      |                      |
| (1) 未払金       |                      |                      |                      |
| イ 営業未払金       | 1,356,433            |                      |                      |
| ロ 営業外未払金      | 1,922,674            |                      |                      |
| ハ その他の未払金     | 19,816,301           |                      |                      |
| ニ 過年度未払金      | 537,500              |                      |                      |
| 未払金合計         |                      | <u>23,632,908</u>    |                      |
| 流動負債合計        |                      |                      | <u>23,632,908</u>    |
| 負債合計          |                      |                      | <u>23,632,908</u>    |
| 資 本 の 部       |                      |                      |                      |
| 4 資本金         |                      |                      |                      |
| (1) 自己資本金     |                      |                      |                      |
| イ 固有資本金       | 15,527,733           |                      |                      |
| ロ 出資金         | 202,071,073          |                      |                      |
| ハ 繰入資本金       | 373,269,128          |                      |                      |
| ニ 組入資本金       | <u>317,244,885</u>   |                      |                      |
| (2) 自己資本金合計   |                      | 908,112,819          |                      |
| 借入資本金         |                      |                      |                      |
| イ 企業債         | <u>1,719,786,976</u> |                      |                      |
| 資本金合計         |                      | <u>1,719,786,976</u> |                      |
| 5 剰余金         |                      |                      |                      |
| (1) 資本剰余金     |                      |                      |                      |
| イ 受贈財産評価額     | 345,063,278          |                      |                      |
| ロ 寄附金         | 8,408,681            |                      |                      |
| ハ 工事負担金       | 801,693,396          |                      |                      |
| ニ 他会計補助金      | 500,000              |                      |                      |
| ホ 国庫補助金       | <u>47,800,000</u>    |                      |                      |
| 資本剰余金合計       |                      | 1,203,465,355        |                      |
| (2) 利益剰余金     |                      |                      |                      |
| イ 減債積立金       | 7,929,459            |                      |                      |
| ロ 建設改良積立金     | 33,774,439           |                      |                      |
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | <u>181,450,812</u>   |                      |                      |
| 利益剰余金合計       |                      | <u>223,154,710</u>   |                      |
| 剰余金合計         |                      |                      | <u>1,426,620,065</u> |
| 資本合計          |                      |                      | <u>4,054,519,860</u> |
| 負債資本合計        |                      |                      | <u>4,078,152,768</u> |



# 固定資産明細書

## 1. 有形固定資産明細

(単位:円)

| 資産の種類    | 年 度 当 初<br>現 在 高 | 当 年 度<br>増 加 額 | 当 年 度<br>減 少 額 | 年 度 現<br>在 高  | 減価償却累計額        |                |               | 年 度 末<br>償却未済額 | 備 考 |
|----------|------------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|-----|
|          |                  |                |                |               | 当 年 度<br>増 加 額 | 当 年 度<br>減 少 額 | 償 却<br>累 計 額  |                |     |
| 土地       | 33,514,532       | 0              | 0              | 33,514,532    | 0              | 0              | 0             | 33,514,532     |     |
| 建物       | 40,893,830       | 0              | 0              | 40,893,830    | 909,277        | 0              | 21,116,637    | 19,777,193     |     |
| 構築物      | 4,955,091,028    | 91,042,000     | 3,718,164      | 5,042,414,864 | 90,333,428     | 3,157,495      | 1,603,623,274 | 3,438,791,590  |     |
| 機械及び装置   | 332,673,159      | 81,659,400     | 16,620,502     | 397,712,057   | 9,649,637      | 14,653,626     | 155,209,704   | 242,502,353    |     |
| 車両及び運搬具  | 2,061,350        | 0              | 0              | 2,061,350     | 0              | 0              | 2,035,532     | 25,818         |     |
| 工具器具及び備品 | 12,941,750       | 0              | 5,598,000      | 7,343,750     | 135,721        | 5,228,200      | 6,313,847     | 1,029,903      |     |
| 小 計      | 5,377,175,649    | 172,701,400    | 25,936,666     | 5,523,940,383 | 101,028,063    | 23,039,321     | 1,788,298,994 | 3,735,641,389  |     |
| 建設仮勘定    | 9,987,000        | 34,510,906     | 9,987,000      | 34,510,906    | 0              | 0              | 0             | 34,510,906     |     |
| 合 計      | 5,387,162,649    | 207,212,306    | 35,923,666     | 5,558,451,289 | 101,028,063    | 23,039,321     | 1,788,298,994 | 3,770,152,295  |     |

## 2. 無形固定資産明細

(単位:円)

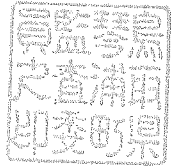
| 資産の種類   | 年 度 当 初<br>現 在 高 | 当 年 度<br>増 加 額 | 当 年 度<br>減 少 額 | 当 年 度<br>減価償却高 | 年 度 末<br>償却未済額 | 備 考 |
|---------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| 水道台帳ソフト | 2,974,200        | 0              | 0              | 991,400        | 1,982,800      |     |
| 合 計     | 2,974,200        | 0              | 0              | 991,400        | 1,982,800      |     |

発 監 第 22 号  
平成 25 年 9 月 3 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴 浦 町 監 査 委 員 松 田 道 昭

同 大 田 友 義



地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化判断比率  
及び資金不足比率の審査意見書（平成 24 年度分）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 24 年度決算に係わる財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査結果について、別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成 24 年度 地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

### 第1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号、以下「法」という。）第 3 条及び第 22 条の規定に基づき、町長から提出された平成 24 年度決算に係わる次の比率（以下「健全化判断比率等」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率
- ⑤ 公営企業の資金不足比率

### 第2 審査の期間

平成 25 年 8 月 9 日から 3 日間余実施

### 第3 審査の方法

町長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- 1 健全化判断比率等は、関係法令の規定に沿って作成された資料に基づいて正確に算定されているか
- 2 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 24 年度の一般会計及び特別会計等の決算書類に基づいて適正に作成されているかなどを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行なうとともに、関係資料の提出を求め、あるいは関係職員の説明を聴取し、併せ決算審査の結果と突合し前年度の比率結果と対比するなど慎重に審査を行なった。

### 第4 審査の結果

法による「健全化判断比率等」の状況は＜表 A＞（78 ページ掲載）のとおりである。比率の算定は、四指標及び公営企業の資金不足比率等は算定の方式に基づき適正に作成されており、その基礎となった数値も正確であることを認めることができた。

#### 1 財政健全化法

財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため財政状況の改善を促すのが狙いである。黄色信号を示す  $\alpha$  値は「早期健全化」。破綻状態を示す  $\beta$  値は「財政

再生」の数値基準としてこれを定め、四指標のうち一つでも $\alpha$ 基準を超える自治体は、先ず早期健全化団体に移行。その後さらに悪化して $\beta$ 基準を上回れば財政再生団体となる。これらの場合、そこに至った要因を分析の上、健全化計画、あるいは再生計画を定めなければならない、その策定に当たっては個別外部監査によることが義務化されている。この場合、議会の議決を経て公表の上、知事に報告、国・県の勧告を受けることとなる。

また、公営企業も資金不足比率が経営健全化基準 $\gamma$ 値を超えれば経営健全化計画が義務づけられるなど同様の措置となる。

## 2 健全化判断比率等の基準値

早期健全化基準は、「実質赤字比率」「連結赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」について定められている。また、財政再生基準は、「実質赤字比率」「連結赤字比率」「実質公債費比率」について定められている。

### ◆実質赤字比率

実質赤字比率とは、標準財政規模に対する普通会計（一般・住新等の会計）の実質赤字割合をいう。

- ・早期健全化基準： $\alpha$ 値は、財政規模に応じ 11.25～15%（琴浦町 14.31%）
- ・財政再生基準： $\beta$ 値は 20.00%

注：実質赤字比率（琴浦町は標準財政規模が 50 億円以上 200 億円未満に該当）

$$\text{算式 } 14.31 = \frac{(6,296,243 \text{ 千円} + 10,000,000 \text{ 千円}) \times 100 \div (30 \times 6,296,243 \text{ 千円}) + 20}{2}$$

### ◆連結実質赤字比率

連結赤字比率とは、一般会計（普通会計）だけでなく、公営事業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

- ・早期健全化基準： $\alpha$ 値は、財政規模に応じ 16.25～20%（琴浦町 19.31%）
- ・財政再生基準： $\beta$ 値は 30.00%

注：連結実質赤字比率

$$\text{算式 } 19.31\% = 14.31\% + 5.00\%$$

### ◆実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計が負担する公債費だけでなく公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率である。この比率は、過去 3 カ年の平均値で示される。

- ・早期健全化基準： $\alpha$ 値 25.0%

- ・財政再生基準 :  $\beta$  値 35.0%

#### ◆将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する程度を示す指標である。

- ・早期健全化基準 :  $\alpha$  値 350.0%
- ・財政再生基準は設定されていない。(これは将来負担比率のみが悪化し、他の3つの比率は悪化していない状況においては、将来における公債費増大等によるリスクはあるものの、現に財政運営に支障を生じている状況ではないため将来負担比率にのみによって財政再建計画の策定が義務づけられることはないとしたもの。)

#### ◆公営企業の経営健全化では、資金不足比率(資金の不足額/事業の規模)を用いる。

- ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計毎に算定した額
- ・事業の規模: 料金収入等主たる営業活動から生じる収益等に相当する額
- ・経営健全化基準:  $\gamma$  値 20%
- ・財政再生基準: 設定されていない。(これは、仮に公営企業の経営状況が更に悪化し連結実質赤字比率を上回った場合には、当該自治体全体について財政再生の仕組みが適用され、当該公営企業を中心に必要な措置が講じられる事になるからである。)

#### ◆平成24年度「標準財政規模」6,296,243千円<対前年度43,717千円0.7%減少>= (標準税収入額<2,068,045千円>+普通交付税<3,829,250千円>+臨時財政特例債発行可能額<398,948千円> )

### 3 平成24年度琴浦町の健全化判断比率等の状況

<表A>

| 区 分       | 平成24年度<br>(%) | 早期健全化基準<br>$\alpha$ 値 (%) | 財政再生基準<br>$\beta$ 値 (%) | 参考比率          |
|-----------|---------------|---------------------------|-------------------------|---------------|
| ①実質赤字比率   | —             | 14.31                     | 20.00                   | $\Delta$ 1.87 |
| ②連結実質赤字比率 | —             | 19.31                     | 30.00                   | $\Delta$ 7.67 |
| ③実質公債費比率  | 14.3          | 25.0                      | 35.0                    |               |
| ④将来負担比率   | 155.0         | 350.0                     |                         |               |
|           | 平成24年度<br>(%) | 経営健全化基準<br>$\gamma$ 値 (%) |                         | 参考比率          |
| ⑤資金不足比率   | —             | 20.0                      |                         | P81 参照        |

※表中、①②⑤の比率は、赤字になっていない又は資金不足になっていないので



「－」で表示している。

(1) 実質赤字比率＝ 算定結果 α 値 14.31% に対し Δ1.87% (前年度 Δ2.22%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{㊦一般会計等実質収支額} + \text{㊩住新特会} - (\text{㊧支払繰延額} + \text{㊨事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ ㊦一般会計等実質収支額＝113,076 千円。
- ・ ㊩住新特会実質収支額 4,441 千円
- ・ ㊧支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰延べた額 0 千円
- ・ ㊨事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰越した額 0 千円

(2) 連結実質赤字比率＝算定結果 α 値 19.31% に対し Δ7.67% (前年度 Δ9.72%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

- A 一般会計及び公営企業（公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額＝0 千円
- B 公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額＝0 千円
- C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額 190,873 千円（一般会計 113,076 千円・住宅新築資金貸し付け特別会計 4,441・国保特会 60,634・介護特会 12,116・後期特会 606）
- D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の剰余額の合計額＝292,180 千円（水道 282,385・下水道 8,165・農集排水 1,630）

(3) 実質公債費比率＝算定結果 α 値 25.0% に対し 14.3% (対前年度 1.0%改善)

|                      |            |            |            |
|----------------------|------------|------------|------------|
| 実質公債費比率＝<br>(3 カ年平均) | 平成 22 年度比率 | 平成 23 年度比率 | 平成 24 年度比率 |
|                      | 15.08050%  | 14.34965%  | 13.47472%  |
|                      | 3          |            |            |

$$\text{各年度の実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$$

実質公債費比率の算定内訳

(単位:千円)

| 区 分      | 実質公債<br>費比率<br>(%) | (1)<br>地方債の元利<br>償還金 | (2)<br>準元利償還金 | (3)<br>元利償還金又<br>は準元利償還<br>金に充てられ<br>る特定財源 | (4)<br>算入公債費及<br>び算入準公債<br>費の額 | (5)<br>標準財政規模 |
|----------|--------------------|----------------------|---------------|--------------------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 平成 22 年度 | 15.08050           | 1,422,524            | 570,019       | 184,259                                    | 988,096                        | 6,426,828     |
| 平成 23 年度 | 14.34965           | 1,507,486            | 452,521       | 167,994                                    | 1,030,061                      | 6,339,960     |
| 平成 24 年度 | 13.47472           | 1,477,360            | 467,614       | 168,051                                    | 1,073,122                      | 6,296,243     |
| 3 ヶ年平均   | 14.3               |                      |               |                                            |                                |               |

(4) 将来負担比率の状況はα値 350.0%に対し 155.0% (対前年度 4.9%改善)

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D} = \frac{8,099,038 \text{ 千円}}{5,223,121 \text{ 千円}} = 155.0\%$$

A 将来負担額＝26,094,818 千円 (前年度 26,171,600 千円)

- ① 一般会計等の地方債現在高 15,524,363 千円 (前年度 15,281,821 千円)
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額 544,362 千円 (前年度 608,751 千円)
- ③ 公営企業債など地方債の元利償還に充てる一般会計からの繰入見込額 7,846,257 千円 (前年度 8,049,139 千円)
- ④ 当該団体が加入する組合 (中部ふるさと広域連連合) が起こした地方債の元利償還に充てる負担見込額 129,609 千円 (前年度 152,996 千円)
- ⑤ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額 1,916,754 千円 (前年度 1,928,607 千円)
- ⑥ 設立法人の負債額など負担見込額 133,473 千円 (前年度 150,286 千円)  
 < 東伯土地改良区損失補償債務など負担見込額 >

B 充当可能財源＝17,995,780 千円 (前年度 17,164,687 千円)

- ① 充当可能基金 (預金・現金) 2,512,664 千円 (前年度 2,348,764 千円) 対象となるのは財政調整基金、公共施設建設基金など。尚、地域振興基金 1,193,749 千円は合併特例債を財源として造成されているため可能基金から除かれる。
- ② 充当可能特定収入 1,141,753 千円 (前年度 1,109,524 千円)  
 対象となるのは、住宅新築資金貸付金 (平成 24 年度の実質的収入率を償還見込として 32,891 千円)・地域総合整備事業貸付債 (大乳新工場建設に伴う貸付事業債

104,004 千円)・町営住宅使用料(1,004,858 千円)などである。

③ 基準財政需要額算入見込額 14,341,363 千円(前年度 14,086,673 千円)

C 標準財政規模=6,296,243 千円(前年度 6,339,960 千円)

D 事業補正により基準財政需要に算入の公債費、元利償還額・準元利償還額などに係わるものを含む 1,073,122 千円(前年度 1,030,061 千円)

## (5) 資金不足比率(公営企業) γ 値 20%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{A 資金の不足額}}{\text{B 事業の規模}}$$

＜表 B＞各公営企業の資金不足比率

| 会 計 名        | 平成 24 年度 | 参考比率    |
|--------------|----------|---------|
| 水道事業会計       | —%       | △110.8% |
| 下水道事業特別会計    | —%       | △6.34%  |
| 農業集落排水事業特別会計 | —%       | △3.71%  |

※「—」は、資金不足額がないことを表している。

### ◎水道事業会計(公営企業法適用企業)

・ 資金不足額 A = △282,385 千円(前年度 △353,874 千円)

(流動負債 23,633 千円 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高 0 千円 - 流動資産 306,018 千円) - 解消可能資金不足額 0 千円  
 <平成 24 年度決算、貸借対照表に基づくもの>

・ 事業の規模 B = 254,832 千円(営業収益の額 255,345 千円 - 受託工事収益の額 513 千円 <平成 24 年度決算、水道事業損益計算書に基づくもの>

### ◎下水道事業特別会計(公営企業法非適用企業)

・ 資金不足額 A = △8,165 千円(前年度 △17,320 千円)

(歳入額千円 - 継続費通次繰越額 0 円 - 繰越明許費繰越額 132,700 千円 - 支払繰延額・事業繰越額 0 円 + 未収入特定財源 125,720 千円 - 歳出額 846,599 千円)  
 事業の規模 B = 128,845 千円 営業収益に相当する収入の額(使用料東伯公共下水 73,540 千円 <申請手数料 8 千円含む> + 使用料赤碕特定農境保全 55,305 千円 <申請手数料 7 千円含む>) - 受託工事収益に相当する収入の額 0 千円

### ◎農業集落排水事業特別会計(公営企業法非適用企業)

・ 資金余剰額 A = 1,630 千円(前年度 962 千円)

(歳入額 259,379 千円＋支払繰延額・事業繰越額 0 千円－繰越明許費繰越額 0 千円＋未収入特定財源 0 千円－歳出額 257,749 千円)

- ・ 事業の規模  $B = 43,974$  千円

営業収益に相当する収入の額(使用料 43,974 千円－受託工事収益に相当する収入の額 0 千円)

**説明：1** 四指標の比率算定は標準財政規模を分母としている。これはいざ健全化を図ろうとした場合に投入できるのは税と交付税による一般財源であり団体間の比較が可能な財政体力として図ることができるものとして適当と考えられるからである。

**標準財政規模とは** 普通交付税の算定は「基準財政需要額」－「基準財政収入額」であり基準財政収入額は標準税率による普通税収入の 75%である。25%分は「留保財源」と呼ばれ当該自治体の独自の事業の財源となる（基準財政需要額に算入されない公債費の償還財源はこの留保財源である）。

基準財政収入額に留保財源と普通地方交付税を加算したものが「標準財政規模」である。但し標準財政規模の数字は当該年度の交付税算定に用いられるものであるためあくまで「決算見込額」であり、決算の数字ではない。だが、交付税算定手続き上毎年確実に把握できる基本的数字であることに変わりない。

**説明：2** 財政健全化への目標

①実質赤字比率については「収支均衡」が目標となり②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の②～④については $\alpha$ 値を下回る事が目標となる。

なお、①～③のいずれかが $\beta$ 値以上となった場合は、④も $\alpha$ 値を下回る目標を計画策定しなければならない。

#### 4 平成 24 年度決算における 健全化判断比率などに関する監査意見

(1) 健全化判断比率審査は、「比率が適正に算定されているか」どうかの比率の真実性を見る審査であり、「国の示した基準をクリアしているから安心」ということではない。琴浦町における現時点の「財政状況」はP77～P82に明らかなように、総体的に「硬直化状態」にあることを認識しなければならない。

(2) **実質赤字比率**＝これは、平成 24 年度の一般会計（普通会計）の決算を対象とした財政標準規模に対する比率であり、赤字の深刻度を把握するためのもので、この比率が高いほど赤字の解消が困難となる。

また、実質赤字比率は地方債協議制度において許可を要する団体への移行基準として用いられるなど地方公共団体の財政的な健全性をはかるための基礎的指標である。

本町の場合は、早期健全化基準 14.31%に対し△1.87%＜前年度△2.22%＞であり「－」表記となっている。

尚、前年度対比で実質赤字比率の 0.35 ポイントの増加は、翌年度への繰越事業の増加と基金積立などの予算措置により実質収支額が減額になっているためであるが、基金残高は増額しており、実際の黒字幅が減少しているものではない。

(3) **連結赤字比率**＝これは、平成 24 年度の一般会計、特別会計など本町の実質赤字額（公営企業会計に於ける資金不足額を含む）を合算した数値から、黒字額の合算数値を引き標準財政規模で除した比率で、本町全体の事業で見た実質的な資金不足の状況を示す指標である。

算定の結果、早期健全化基準 19.31%に対し△7.67%＜前年度△9.72%＞で「－%」表記となっている。前年度対比で 2.05%増加したのは、一般会計は前述の通りであり、加えて水道事業会計の黒字幅の減少によるものである。

(4) **実質公債費比率**＝長期借入金の返済に充てる元利返済金を公債費と呼んでいる。上下水道特会や中部広域連合、債務負担行為での地方債の返済に充てる繰出金も一般会計の義務的負担となる。この公債費の大きさを指標化し資金繰りの危険度を示すものが実質公債費比率である。基準年度の前 3 カ年の平均値で比率を表すこととなっているが本町の場合は、早期健全化基準 25.0%を下回り 14.3%＜前年度 15.3%＞となっている。前年度比で 1.0%減少し若干好転した。主な要因は元利償還が約 3 千万円減額になったことと、元利償還に充当する財源（普通交付税算入の合併特例債及び臨時財政対策債償還分など）が増額したためである。年々数値的には改善を表しているが、実質的な起債残高は増加の傾向にあり将来世代への負担軽減のため財政規律を強めなければならない。

(5) **将来負担比率**＝本町の一般会計が将来にわたり支払って行かねばならない負債には、一般会計に於ける地方債残高のほか、職員の退職手当、契約などで将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、下水道債のように一般会計が負担するもの、中部広域連合での施設整備（ゴミ処理施設、消防関係施設などに関する）等に必要な地方債の本町負担分等がある。

このように一般会計等（普通会計）が将来的に負担する事が予想される実質的な負債を「将来負担額」として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てる事が可能な基金、特定財源見込額、地方交付税の基準財政需要額に算入することが見込まれる額を差し引き、標準財政規模で除したものが将来負担比率である。

こうして得られた数値は、一般会計が背負っている借金が標準的な一年間の収入に対してどれだけを占めるかその割合を示すものであり、比率が高い場合は財政運営上に問題が生じる可能性（公債費比率）が高くなるなどを認識しなければならない。

本町の場合、早期健全化基準 350.0%に対し 155.0%＜前年度 159.9%＞でクリアしている。対前年度比 4.9 ポイントの好転は、分子の減額にある。将来負担額の

総額は 26,094,818 万円＜前年度約 26,171,600 万円＞。内訳を見ると、将来負担となる地方債の現在高は約 15,524,363 万円で、242,542 千円の増額となったが、債務負担行為が 64,389 万円の負担減（利率の高い債務を繰上償還）公営企業会計及び中部広域連合、退職手当組合に対する負担の減少などにより将来負担額総額が 278,644 千円減少したことによるものである。分子となるのは、将来負担額を賄う充当可能財源であるが、これは手持ちの預金や現金、特定収入、及び基準財政需要額等である。分母となるのは標準財政規模から、基準財政需要額に算入の公債費、元利償還額・準元利償還額などに係わるものである。

#### まとめ

一、各指標を見ると数値は改善の傾向にあり、これまで行ってきた債務負担行為の繰り上げ償還や、基金積み立てなどが効果要因として考えられる。一方、新庁舎建設や学校施設、道路施設などの大型事業が続き「起債借入額」は増加している。起債も合併特例債を活用しているためその分約 6 割は普通交付税に算入されるので指標数値は改善傾向にあるとしても、起算残高は県内町村では最高である。今後も伝送路拡張事業など大型事業が予想され起債による財源化は避けられない状況にある。

二、このような中、四指標が求められるところは、限られた財源の「必要性有効配分」を原点とした予算措置である。将来を展望し、必要とする行政政策事業は避けてはならないが、現行事業の見直し改革による経費削減は待ったなしを示している。

喫緊に着手すべきは「補助金」「委託費」「施設管理費」などの見直し削減である。

三、その他「健全化判断比率」の結果は様々な課題を提起している。平成 22 年度に導入された「新公会計制度」による財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産計算書、資金収支計算書）において分析された数値を健全化指標の数値と突合し、そこから行政事業や財政運営の課題を拾い出し実行化する連動の作業が大切である。地方公共団体の財政は、本来、住民やその代表である議会の監視の下にコントロールされ、健全性（必要性、有効性、効率性）が確保されるべきものである。

せっかくの新公会計制度の導入や、健全化判断比率の財政的結果が明らかとなったとしても、議会の関心も今一つ、住民への公表もなく、難解な数値の羅列では、せっかくの財政分析も台無しである。これらのものが琴浦町の発展基盤の一つとして目に見えて役立つシステムの開発を求めたい。

次ページに参考資料として、県下各市町村の平成 23 年度決算に係る健全化比率を載せている

平成 23 年度決算に係る健全化判断比率

(単位：％)

| 区分<br>市町村名 |      | 実質赤字<br>比率 | 連結実質<br>赤字比率 | 実質公債<br>費比率 | 将来負担<br>比率 |
|------------|------|------------|--------------|-------------|------------|
| 都<br>市     | 鳥取市  | —          | —            | 16.0        | 117.2      |
|            | 米子市  | —          | 2.34         | 20.8        | 179.0      |
|            | 倉吉市  | —          | —            | 17.7        | 137.2      |
|            | 境港市  | —          | —            | 17.2        | 102.3      |
| 岩美郡        | 岩美町  | —          | —            | 13.5        | 63.9       |
| 八頭郡        | 若桜町  | —          | —            | 12.2        | 16.5       |
|            | 智頭町  | —          | —            | 14.0        | 81.8       |
|            | 八頭町  | —          | —            | 11.8        | 77.5       |
| 東伯郡        | 三朝町  | —          | —            | 15.2        | 8.3        |
|            | 湯梨浜町 | —          | —            | 17.2        | 94.0       |
|            | 琴浦町  | —          | —            | 15.3        | 159.9      |
|            | 北栄町  | —          | —            | 20.2        | 147.4      |
| 西伯郡        | 日吉津村 | —          | —            | 11.6        | 38.0       |
|            | 大山町  | —          | —            | 17.1        | 49.9       |
|            | 南部町  | —          | —            | 15.2        | 77.1       |
|            | 伯耆町  | —          | —            | 14.6        | 51.9       |
| 日野郡        | 日南町  | —          | —            | 13.7        | —          |
|            | 日野町  | —          | —            | 22.6        | 81.0       |
|            | 江府町  | —          | —            | 19.6        | 102.0      |
| 市 計        |      | —          | —            | 17.9        | 133.9      |
| 町村計        |      | —          | —            | 15.6        | 69.9       |
| 合 計        |      | —          | —            | 16.1        | 83.4       |

※平均値は単純平均である。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、比率を生じていない団体があるため平均を算出していない。

## 指 摘 事 項

### 一、新公会計制度の活用について

1.地域の方向性を住民主体で決定する「地域主権」の考えから公会計制度の重要性があらためて認識され、企業会計的手法の活用による発生主義、複式簿記導入による財務諸表が作成された。

琴浦町は、総務省改定モデルを採用、平成 22 年決算数値で財務諸表が作成された。(22 年度～23 年度及びソフト立ち上げと保守費用として 1,200 万円を要する)これにより、現金主義、単式簿記会計では見えなかった①年度末時点で自治体が保有する土地や建物、貯金等の“財産”借金や既に支払い義務が発生している退職手当等“将来負担”を一覧にした「貸借対照表」②行政活動で発生する人件費や社会保障給付などの行政コストから、住民票の発行手数料や施設の利用料金などの直接的利用料金を差し引き、税金や地方交付税等で賄うべきコストを表す「行政コスト計算書」③これまでの世代の負担で形成された資産(純資産)の増減を表す「純資産変動計算書」④1年間の現金の増減を性質の違う3つの区分(<経常的収支><公共資産収支><投資・財務的収支>)に分けて表す「資金収支計算書」。又、これに加え、水道、土地開発公社なども含めた「連結財務諸表」が広告された。

しかし、日常の行政活動に伴う「日計表作成」等の実務的な複式会計処理を経ず、単式会計による決算数値を単に複式簿記会計に転嫁したものだから、これまで見えなかった「貸借対照表」や「行政コスト」などは明らかとなったが、予算取扱者である行政職員の「現金主義・官庁会計」感覚はそのままであり、企業経営的視点での行財政運営は手がかりもない状態にある。

2.発生主義・複式簿記による財務諸表の作成は、行政職員は勿論、出資者(納税者)である町民に財政状況の説明責任を果たし予算編成と予算執行に了解を得ながら、次年度の行政政策と予算配分について意見を聞くことにある。

この一連の作業が実行されるには、新公会計による「財務諸表の公表」が重要である、が「町民に分かる公表方法(行政としての説明方法)」や「町民の意見を集約し行政サービスや予算措置に繋ぐプロセス」の制度化が必要である。

3. 以上のように、行政職員の企業的经营感覚、町民に対する分かりやすい財務諸表の公表と意見聴取の方法等は欠かせない課題となる。よって庁内に「<新公会計>複式簿記活用研究会(仮称)」を発足させ新公会計制度の導入の有効な活用と、行政財政改革の更なる効率化に取り組むことができるよう検討が必要である。



又、新会計制度は、財政健全化法の算定指標とリンクさせながら相互に活用する視点をもつことも欠かせない。勿論、現金主義による管理下において発生主義による財政情報を活用しなければならない動機付けは難しいとしても、資産や負債のストック情報を予算編成に反映させたり、行政コストと成果を対応させた評価に活用することや、資産管理や負債管理への活用視点等を検討し実際の政策経費や予算措置への活用開発が望まれる。

## 二、土地改良に係わる債務負担行為について

1, 平成 24 年度決算審査に於ける「単町による当年度補助金」総額は 230,714 千円である。その内「土地改良」に対する補助金をみると「県営ほ場整備幹線道路」に伴う 62,254 千円をはじめ 6 事業 105,732 千円である。

この補助金の発生理由は、東伯改良区（加勢蛇東地区 289 名、加勢蛇西地区 164 名、加勢蛇西地区Ⅱ地区 164 名）、赤碕改良区 189 名、大栄改良区関係 47 名、ともに「土地改良区を通じ、受益者が本来支払うべき負担金（畑かん事業費の 15%）」を免除し町費で賄う事により、借入利息を含め生じたものである。

2, 県営畑地帯総合土地改良事業地元負担軽減事業としての債務負担行為額は平成 16 年の合併に伴い発生したもので総額 1,684,193 千円（元金 1,429,718 千円、利子 254,465 千円）から始まり平成 24 年度末までの支払済額は 1,339,383 千円（元金 1,146,728 千円、利子 192,665 千円）である。債務負担が終了するまでの未払額は 344,800 千円（元金 283,000 千円、利子 61,800 千円）である。

注：財源は、東伯、赤碕の改良区が金融機関から借受け、それぞれの分担金を鳥取県に支払っている。土地改良区が償還すべき金融機関への元利を琴浦町の債務負担行為で全額支払っているものである。

①以上は、財政難のおり債務負担行為の発生理由や、その積算根拠などを不問としていては「監査委員」としての役割が問われかねない課題として、資料提出や聞き取りなどで判明した部分である。

当該事業は、国営も絡む県営事業でもあり、かなりの期間を経ている上、複雑に絡み合った事業費や、様々な背景による行政判断の結果である事は承知の上であるが、問い直すべき課題として提起するものである。

②補助金土地改良法第 3 条に規定する「資格者」から土地改良に係わる分担金の徴収は、琴浦町の「分担金徴収条例」（平成 16 年 9 月 1 日施行、条例第 156 号）第 2 条で定め、同条例第 3 条で、分担金の額は受益者の受ける利益の程度による率とし、第 4 条で分担金は年度内に 1 回徴収すると規定している。

このように 85%（国 50%、県 25%、町 10%）に及ぶ巨額な税金を投入し、受益者負担は僅か 15%としている理由は、農業は食を生む「生命産業」であり、その上「環境保全上」からも極めて重要な存在ではあるが、生産労働（自然環境との闘いを含めて）の苦労に比し収益に乏しい産業であるが故に、農業者の高齢化と共に、担い手が不足し残念ながら衰退の一途である。この現状を踏まえ農業を希望産業に育て保護し支援し持続のための重要施策が当該事業である。

③だが、農業関係事業に関する補助金といえども、その交付原則は、例外な

く「公益上の必要性が客観的に認められなければならない。その上、事業費の85%は税金の投入であるから、受益者負担である15%は困窮する財政上もやむなきもの。ましてや、土地改良事業は農家の私的財産である農地の利用関係等に影響を及ぼす事や、農家の費用負担があることから「受益者農家の申請と同意」（耕作者の3分の2）の下に実施されたものである。

④問題は、平成16年の合併に伴う県営畑地滞総合整備事業に係わる「受益者負担金」の扱いである。合併以前には、東伯地区の受益農業者は、当然ながら15%を負担分していたが、赤碕地区においては、全額「受益者負担分」を町費で支出していたらしい。

これら、両町の扱いの違いを合併時点でバランスをとることを前提に赤碕地区の受益者負担金15%を復活することなく、東伯地区受益者負担金をゼロとしたのである。これにより、平成16年の合併から債務負担行為が発生したのである、合併を理由にバランスをとる事によって「公益性」が発生するのであろうか。

⑤「県営ほ場整備事業」は、受益者の生産手段である農用地の生産の高度化、資産価値を高める事となるのだから15%程度の負担は自然なことである（農道の利用は一般人も利用するから共用部分として公費負担分の85%に入っている。また、区画整理、末端施設の事業費については受益者が個々で負担している。問題は、畑かん事業部分＜支線水路、枝線水路の設置に伴う受益者負担分の取り扱いである＞）。

そもそも当該事業には、事業効果の内外部効果である「社会的便益部分は公費負担」とする一方、「私的便益部分は受益者負担」とする枠組みとなっている。この土地改良事業の原則からも受益者負担を町が肩代わりしなければならない合理性はない、町負担に公益性があれば「工事条件に受益者負担制度」を設けるべきではなかろう。

この債務負担行為は、「便益部分ゼロの町民」からの税金をつぎ込むことであるから、補助金交付の的確性についても議論の価値はあるのではなかろうか。財政的窮乏による厳しい事業選択を迫られている今日、せめて、これを「行政事業の教訓」とすべきことを指摘する。

尚、大栄町土地改良区の受益者（農業者）は畑かん総事業費の15%は分担金として支払い単町補助金はゼロである。

### 三、業務委託費の積算基準の明確化及び

#### 受託者における「厚生年金法」などの法的遵守について

1、決算審査に於いて、比較的委託費の大きいものを特別抽出し、事業運営が「適正で適法」なものとなっているか等を中心に提出された資料により検証した。

一般の株式企業は、出資者が株主であり保有株に応じて権利・権限を有するが、委託事業の場合、委託費の出資者は町民であり町民がチェックと発言権を有する株主である。「行政監査人」は株主たる町民を代表し委託側である行政施策を審査し、判明した問題点を指摘し是正方向を示すのが役目である。

2、当該委託事業に関しての、平成 24 年度の委託契約金額（随意契約）46,798 千円である。

一方、「販売費及び一般管理費」は合計 78,285 千円となっている。これを見ると当事業者は、行政の受託事業以外の事業も受託していることが伺える。売上粗利益から「販売費及び一般管理費」を控除した額が営業利益となるから当費用の見積もりは委託費積算の要となり重要である。しかし、合算された「販売費及び管理費」では、積算根拠や費目毎の分担率に基づいた具体的金額を割出すのは無理である。そこで、単純に総額から行政委託額の割合を見れば、行政約 60%、以外からは約 40%となる。

当事業者が行政以外から事業受託し収益を上げているとすれば、これに要した人件費や車両燃料費、減価償却費、修繕費などの諸費用の分担率において、その負担すべき実質金額を明確にすべきである。例えば、従業員給与で言えば「販売費及び一般管理費」で示されている 16,466 千円の 60%「987,960 千円」を行政が分担し 40%を行政以外の管理費の構成とすべきものなどである。

また、役員報酬は 21,120 千円となっているが、この報酬額は総額に占める割合は 27%、行政委託の積算根拠としている「設計金額」46,800 千円では 45.1%にもなる。これら実費となるものの受け持つ分担率の割り出し、分担責任額を定めるべきである。

更に、「設計金額」一つを構成する人件費 26,175 千円は役員報酬を含むものか否かも分からず、加えて「販売費及び一般管理費」では従業員給与が 16,466 千円となっており、設計金額との差となる 9,729 千円の行方は不明である。

業務委託は、行政直営による事業運営に比し、外部委託の方が「質的・効率的」に優れるものとの判断において実施されるものであるから、その委託事業による「できあがりの品質や効率性の評価」が的確に費用対効果の比較検証できる仕組みを備えていなくてはならない。

その「対比の欠かせぬ資料の一つである＜積算根拠＞」等を改めて明確にし、

年度更新時における委託料決定の検討材料とすべきである。

又、積算根拠で示した行政の意志にそぐわぬ実態があれば受託者に対し「改善の指導」を行うのが原則である。

3、「販売費及び一般管理費」での「従業員給与」と「役員報酬」の比較においても説得力を欠く。従業員給与や役員報酬の値段はあくまでも「ノーワークノーペイ」「労働の対価」が原則であり、発注者として、その原則相当の給与・報酬額を積算し委託額決定の根拠の一つとすべきである。その委託費の積算根拠を参考としながら、従業員給与については「労働契約法」第三条及び「労基法」第二条の原則に基づき「労使対等の立場に於ける合意」により決定すべきものである。

又、役員報酬は、会社への貢献度に応じて決定するものであろう。当該事業は、委託費（固定収益）を中心とした事業だから、社会の経済動向や景気状況等に左右されるリスクは少なく、役員による営業努力での利益率増加の幅は小さい。これらから、従業員 7 人の平均年収を 5 人の役員報酬が 2 倍以上も上回る相当性の説明が必要であらう。

役員報酬は、行政委託費以外の「委託事業収益」等により、「その応分の対価としての報酬額だ」と主張するならば前述のとおり「行政委託費」と「外部委託収益」のそれぞれの収益率を割り出し「役員の取分である“分担報酬額”」を明確にすべきものである。

4、社会保険は、健康を維持し、あるいは老後の生活を保障するものとして極めて重要である。

(1) 当該事業所は、法人であるから、従業員 1 人でも、また社長 1 人でも法律上の「社会保険の強制加入事業所」であり加入義務がある。仮に個人事業所であっても、厚生年金保険法第 6 条で定める事業所で、常時 5 人以上の従業員を使用しているから「強制適用事業所」となる。

だが、法定福利費のうち「雇用保険と労災保険」は加入しているが、社会保険の「健康保険&厚生年金」は未加入であり法的違反にあたる。(提出資料<一般管理費>法定福利費 258 千円は少額で疑問が浮上)

注：任意適用事業所の場合は従業員の四分の三以上の同意があれば、適用事業所でなくなることができるが、強制適用事業所には関係ない。

当該受託事業所は、社会保険に未加入であることは明らかである。委託側の行政として、社会保険の法的違反状態を看過し、このまま委託契約を継続するのは法的違反を是認するに等しく直ちに是正勧告と行政指導をすべきである。更に、法的違反状態の継続期間を確かめ、これによって生じた従業員が被る不利益の弁償責任を果たすよう指導すべきである。

(2)「就業規則」の作成と届出は、常時 10 人以上の労働者を使用する使用者の

義務となっているが、労基法第 15 条（労働条件の明示）は全ての使用者の義務である。

当該事業者が作成し明示した労務管理上の「就業規則」の存在は評価できるが施行日が不明であるし、肝心の「年次有給休暇」や「退職金」等の明示もなく改定を要する、これらは、委託発注者側が指摘し受託業者の労務管理上の改善を求めるべき課題である。

(3) 就業規則（施行日は定かでない）は、始業＝午前 7 時 50 分、終業＝午後 17 時 00 分、休憩＝80 分、休日＝土曜日隔週及び日曜日としているので、所定労働時間（拘束時間に休憩時間など差引いた実労働時間）は 470 分であり労働時間の面に於いても、全従業員は、強制（当然）被保険資格者である。

仮に、業務の繁閑に応じて労働時間の配慮があるとしても、就業規則によれば当該事業所は日給制でも、時間給制でもなく「定額賃金（完全月給制）」であり、賃金は一定で、労働時間の配慮によって左右されることはない。使用者が社会保険の「折半分」の負担を逃れるため、労働時間の操作が有効であれば日本の年金機構は成立しない。

(4) 前述のように、当該事業所が「強制適用事業所」となった年月日は定かではないが、社会保険料＝「健康保険料」は標準報酬月額の 4.990%＜折半＞「介護保険」は標準報酬額の 5.765%＜折半＞「厚生年金保険料」は一般保険料として標準報酬月額の 8.383%＜折半＞であるから、未加入期間×対象者数×各保険料折半分が事業者の「未払総額」となる。

注：各保険料％は日本保険機構＜倉吉＞（平成 24 年 9 月年度版より）

注：＜折半＞とは使用者、従業員、それぞれが上記の％から算出した額を「同額ずつ負担」することである。例、標準報酬月額の 8.383%＜折半＞は両者合計全額 16.766%となる。介護保険は 40 才未満、40 才以上 65 才未満で異なる。

(5) 厚生年金法第 92 条は、保険料徴収金の権利と、その還付を受ける権利を定め、2 年間を経過したときは時効によって消滅するとしている。これは、未加入期間 2 年間を埋めることができる規定である。遡及しての厚生年金の適用可能な方法の検討をすべきである。（日本保険機構による手続きを要する）

又、次年度からの業務委託契約に於いては、厳重に「社会保険加入＜厚生年金＆健康保険＞」を委託契約条件とすべきことは当然である。

(6) 重ねて指摘すれば、委託費決定の積算に於いては、労働基準法などの法律遵守を前提とした積算を行い、発注者の意志を盛り込み、その意志に反する事実があれば、委託費の返還や委託契約の解除などを前提とした厳しいものとすべきである。現行の業務委託契約書は「法律遵守規定」がない。行政直営に変わる委託事業だから、法的にも社会的にも合理的な事業実施を求めた契約書の見直しが必要である。

(7) 社会保険料は、従業員と使用者の折半としても、低賃金の中での保険料の天引きは、直接従業員の家計に影響する。現行委託費（為の委託費引上は許されないのは前述のとおりである）の中で、保険料に見合う従業員給与の上げを工夫し「家計への影響の緩和」を検討するなど「法定福利」の実行を行政施策として配慮し、指導すべきである。

(8) 当然ながら、社会保険の加入期間や保険料の負担額により厚生年金の受給額は左右される。当該問題は長期間の未加入により還付額（受給額）が不利（少額）となることは明らかであるし、まさかの時の「傷病手当」、「遺族年金」なども支給されない等、被害は甚大である。厚生年金法第 182 条には罰則規定があり 6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金である。厚生労働省は未加入摘発を強め厳罰化の方針と聞く。摘発対象とならないうちに、行政の指導責任と使用者の法的義務を踏まえ直ちに加入することは勿論、役員報酬等を見直し捻出した財源を従業員給与アップに配分するなど上記 (7) の実現に全力を挙げるべきである。

5、社会保険（厚生年金&健康保険）の加入を条件に委託料の引上を行ってはならない。それは、①強制適用事業所に「経営収益による加入条件」などはなく、加入は強制適用事業所の理屈抜きの法的義務であること。②社会保険加入を理由に新たに委託費を上げれば、未加入であった原因は社会保険の費用積算が欠けていた理由となり法的違反は全て行政の責任となること。③一般の中小企業は、社会保険加入を理由に顧客に「折半分の値上げ」をネダル（強請）ことはしないこと。④長期間の未加入により折半分の負担を免れた金額を加入財源に充てるべきであること。

発注側として、配慮を考えるとすれば、加入以前と加入後の「損益計算書」を対比し経常利益が赤字に転じ、その原因が保険料の「折半分」と明確となった段階で検討すべであらう、平成 24 年度の損益計算書では経常利益 5,372 千円である折半費用は十分賄える。

（委託費の人件費積算額は 26,175 千円である、実際の「従業員給与」と「役員報酬額」を合算し「販売費及び一般管理費」の分担率に基づく“給与と報酬”の持分を算出すれば、現行の委託費で十分賄えることが判断できる。）

6、未加入問題は、加入開始によって長期間にわたる過去の違反が免罪されるものではない。それは社会保険未加入により、従業員達は退職後における生活被害を生涯にわたり被るからである。事業者（使用者）は、従業員への弁償として、未加入により支出を免れた金額を未加入期間に乗じて算出し「損害賠償」としてこれを支払うなど過ちの責任を果たすべきであり、今日まで、社会保険の未加入を不問としてきた行政責任の重大性を認識した指導が特に注目される。